

令和5年度

空港工事仕様書

国土交通省 北海道開発局

空港工事仕様書

総目次

第1編 共通編	1- 1
第2編 材料編	1- 82
第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)	
第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)	
第5編 空港土木工事共通編	1- 113
第6編 河川編 (道路・河川工事仕様書による)	
第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)	
第8編 砂防編 (道路・河川工事仕様書による)	
第9編 ダム編 (道路・河川工事仕様書による)	
第10編 道路編 (道路・河川工事仕様書による)	
第11編 港湾編 (港湾・漁港工事仕様書による)	
第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)	
第13編 空港編	1- 151
空港土木工事施工管理基準及び規格値	2- 1
品質管理基準及び規格値	2- 7
出来形管理基準及び規格値	2- 39
写真管理基準	2- 68
北海道開発局独自	3- 1
付 表	4- 1

目 次

注記
3. ……開発局独自事項
(アンダーライン)

1-PAGE

第1編 共通編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
1-1-1-1 適 用	1
1-1-1-2 用語の定義	1
1-1-1-3 設計図書の照査等	6
1-1-1-4 施工計画書	7
1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録	7
1-1-1-6 監督職員	8
1-1-1-7 工事用地等の使用	8
1-1-1-8 工事の着手	9
1-1-1-9 工事の下請負	9
1-1-1-10 施工体制台帳	9
1-1-1-11 受注者間の情報共有	10
1-1-1-12 受注者相互の協力	10
1-1-1-13 調査・試験に対する協力	10
1-1-1-14 工事の一時中止	12
1-1-1-15 設計図書の変更	12
1-1-1-16 工期変更	12
1-1-1-17 支給材料及び貸与品	13
1-1-1-18 工事現場発生品	14
1-1-1-19 建設副産物	14
1-1-1-20 工事完成図	16
1-1-1-21 工事完成検査	16
1-1-1-22 既済部分検査等	17
1-1-1-23 部分使用	17
1-1-1-24 施工管理	18
1-1-1-25 履行報告	19
1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求	19
1-1-1-27 工事中の安全確保	20
1-1-1-28 爆発及び火災の防止	22
1-1-1-29 後片付け	22
1-1-1-30 事故報告書	22
1-1-1-31 環境対策	23
1-1-1-32 文化財の保護	25
1-1-1-33 交通安全管理	25

1-1-1-34	施設管理.....	29
1-1-1-35	諸法令の遵守.....	29
1-1-1-36	官公庁等への手続等.....	32
1-1-1-37	施工時期及び施工時間の変更.....	32
1-1-1-38	工事測量.....	33
1-1-1-39	不可抗力による損害.....	33
1-1-1-40	特許権等.....	34
1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償.....	34
1-1-1-42	臨機の措置.....	35
1-1-1-43	主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自	35
1-1-1-44	建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	36
第2章	土 工.....	37
第1節	適 用.....	37
第2節	適用すべき諸基準.....	37
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工.....	37
1-2-3-1	一般事項.....	37
1-2-3-2	掘削工.....	41
1-2-3-3	盛土工.....	42
1-2-3-4	盛土補強工.....	44
1-2-3-5	法面整形工.....	45
1-2-3-6	堤防天端工.....	46
1-2-3-7	残土処理工.....	46
第4節	道路土工.....	46
1-2-4-1	一般事項.....	46
1-2-4-2	掘削工.....	48
1-2-4-3	路体盛土工.....	49
1-2-4-4	路床盛土工.....	51
1-2-4-5	法面整形工.....	53
1-2-4-6	残土処理工.....	53
	(参照：第1編1-2-3-7残土処理工.....)	46)
1-2-4-7	凍上抑制層 開発局独自.....	53
1-2-4-8	しゃ断層 開発局独自.....	53
第3章	無筋・鉄筋コンクリート.....	54
第1節	適 用.....	54
第2節	適用すべき諸基準.....	54
第3節	レディーミクストコンクリート.....	55
1-3-3-1	一般事項.....	55
1-3-3-2	工場の選定.....	55
1-3-3-3	配合.....	57
1-3-3-4	品質管理 開発局独自	57

第4節	コンクリートミキサー船	58
1-3-4-1	一般事項	58
1-3-4-2	コンクリートミキサー船の選定	58
第5節	現場練りコンクリート	58
1-3-5-1	一般事項	58
1-3-5-2	材料の貯蔵	58
1-3-5-3	配 合	58
	(参照：第1編1-3-3-3配合)	57)
1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	58
第6節	運搬・打設	60
1-3-6-1	一般事項	60
1-3-6-2	準備	60
1-3-6-3	運搬	61
1-3-6-4	打設	61
1-3-6-5	締固め	63
1-3-6-6	沈下ひびわれに対する処置	63
1-3-6-7	打継目	63
1-3-6-8	表面仕上げ	65
1-3-6-9	養生	65
第7節	鉄筋工	66
1-3-7-1	一般事項	66
1-3-7-2	貯蔵	66
1-3-7-3	加工	66
1-3-7-4	組立て	67
1-3-7-5	継手	68
1-3-7-6	ガス圧接	69
第8節	型枠・支保	70
1-3-8-1	一般事項	70
1-3-8-2	構造	70
1-3-8-3	組立て	70
1-3-8-4	取外し	71
第9節	暑中コンクリート	71
1-3-9-1	一般事項	71
1-3-9-2	施工	72
1-3-9-3	養生	72
第10節	寒中コンクリート	72
1-3-10-1	一般事項	72
1-3-10-2	施工	73
1-3-10-3	養生	73
第11節	マスコンクリート	75

1-3-11-1 一般事項.....	75
1-3-11-2 施工.....	75
第12節 水中コンクリート.....	75
1-3-12-1 一般事項.....	75
1-3-12-2 施工.....	75
1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート.....	77
第13節 水中不分離性コンクリート.....	77
1-3-13-1 一般事項.....	77
1-3-13-2 材料の貯蔵.....	77
(参照：第1編1-3-5-2材料の貯蔵.....)	58)
1-3-13-3 コンクリートの製造.....	77
1-3-13-4 運搬打設.....	78
第14節 プレパックドコンクリート.....	79
1-3-14-1 一般事項.....	79
1-3-14-2 施工機器.....	79
1-3-14-3 施工.....	80
第15節 袋詰コンクリート.....	81
1-3-15-1 一般事項.....	81
1-3-15-2 施工.....	81

第2編 材 料 編..... 82

第1章 一般事項..... 82

第1節 適 用..... 82

第2節 工事材料の品質..... 82

第2章 土木工事材料..... 85

第1節 土..... 85

2-2-1-1 一般事項..... 85

第2節 石..... 85

2-2-2-1 石材..... 85

2-2-2-2 割ぐり石..... 85

2-2-2-3 雑割石..... 85

2-2-2-4 雑石（粗石）..... 85

2-2-2-5 玉 石..... 85

2-2-2-6 ぐり石..... 85

2-2-2-7 その他の砂利、碎石、砂..... 85

第3節 骨 材..... 85

2-2-3-1 一般事項..... 85

2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材..... 86

2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材..... 88

2-2-3-4	アスファルト用再生骨材	92
2-2-3-5	フィラー	93
2-2-3-6	安定材	94
2-2-3-7	凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料 開発局独自	96
2-2-3-8	路盤用材料 開発局独自	96
2-2-3-9	舗装を前提としない路盤用材料 開発局独自	96
2-2-3-10	その他の砂利、砂、碎石等 開発局独自	96
2-2-3-11	基礎及び裏込用材料 開発局独自	96
2-2-3-12	間隙充填用材料 開発局独自	96
第4節	木 材	96
2-2-4-1	一般事項	96
第5節	鋼 材	96
2-2-5-1	一般事項	96
2-2-5-2	構造用圧延鋼材	96
2-2-5-3	軽量形鋼	96
2-2-5-4	鋼 管	97
2-2-5-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	97
2-2-5-6	ボルト用鋼材	97
2-2-5-7	溶接材料	97
2-2-5-8	鉄 線	97
2-2-5-9	ワイヤロープ	98
2-2-5-10	プレストレストコンクリート用鋼材	98
2-2-5-11	鉄 網	98
2-2-5-12	鋼製ぐい及び鋼矢板	98
2-2-5-13	鋼製支保工	98
2-2-5-14	鉄線じゃかご	98
2-2-5-15	コルゲートパイプ	98
2-2-5-16	ガードレール（路側用、分離帯用）	98
2-2-5-17	ガードケーブル（路側用、分離帯用）	99
2-2-5-18	ガードパイプ（歩道用、路側用）	99
2-2-5-19	ボックスビーム（分離帯用）	100
2-2-5-20	落石防止柵 開発局独自	100
2-2-5-21	雪崩発生予防柵 開発局独自	100
第6節	セメント及び混和材料	100
2-2-6-1	一般事項	100
2-2-6-2	セメント	101
2-2-6-3	混和材料	103
2-2-6-4	コンクリート用水	104
第7節	セメントコンクリート製品	104
2-2-7-1	一般事項	104

2-2-7-2	セメントコンクリート製品	104
2-2-7-3	コンクリート緑石 開発局独自	105
2-2-7-4	側溝構造物工 開発局独自	105
2-2-7-5	コンクリートブロック 開発局独自	105
2-2-7-6	護岸用コンクリートブロック（河川工事） 開発局独自	105
第8節	瀝青材料	105
2-2-8-1	一般瀝青材料	105
2-2-8-2	その他の瀝青材料	107
2-2-8-3	再生用添加剤	107
第9節	芝及びそだ	108
2-2-9-1	芝（人工植生芝）	108
2-2-9-2	そだ	109
第10節	目地材料	109
2-2-10-1	注入目地材	109
2-2-10-2	目地板	109
第11節	塗料	109
2-2-11-1	一般事項	109
第12節	道路標識及び区画線	110
2-2-12-1	道路標識	110
2-2-12-2	区画線	111
第13節	その他	112
2-2-13-1	エポキシ系樹脂接着剤	112
2-2-13-2	合成樹脂製品	112

第5編 空港土木工事共通編113

第1章 総則

第1節	総則	113
5-1-1-1	工事中の安全確保	113
5-1-1-2	空港工事の留意点	113
5-1-1-2	情報ネットワークの活用	115

第2章 用地造成116

第1節	適用	116
第2節	工場製作工	116
第3節	空港土工	116
第4節	地盤改良工	116
第5節	法面工	116
第6節	石・ブロック積（張）工	116
第7節	擁壁工	116
第8節	カルバート工	117

第9節	小型水路工	117
第10節	緑地工	117
2-10-1	一般事項	117
2-10-2	材料	118
2-10-3	植生工	121
第11節	付帯施設工	123
第12節	ブラストフェンス工	123
第13節	ケーブルダクト工	124
第14節	杭工及び矢板工	124
第15節	水中コンクリート	124
第16節	超速硬コンクリート	124
第17節	塗装工	124
第18節	溶接及び切断工	124
第19節	構造物撤去工	124
第3章	基本施設舗装	125
第1節	適用	125
第2節	工場製作工	125
3-2-1	一般事項	125
第3節	空港土工	125
3-3-1	一般事項	125
3-3-2	材料	125
3-3-3	掘削工（切土工）	125
3-3-4	路体盛土工	125
第4節	空港舗装工	125
3-4-1	一般事項	125
3-4-2	コンクリート舗装の材料	126
3-4-3	アスファルト舗装の材料	132
3-4-4	コンクリート舗装工	138
3-4-5	PC舗装工	142
3-4-6	PCプレキャスト舗装工	142
3-4-7	アスファルト舗装工	142
3-4-8	グルーピング工	149
3-4-9	舗装を前提としない路盤用材料	149
3-4-10	その他の砂利、砂、採石等	149
第5節	飛行場標識工	149
第6節	付帯施設工	149
第4章	舗装	150
第1節	適用	150
第2節	工場製作工	150

第3節	道路土工	150
第4節	舗装工	150
第5節	路面排水工	150
第6節	防護柵工	150
第7節	標識工	150
第8節	道路付属施設工	150

第13編 空港編 151

第1章 用地造成 151

第1節	適用	151
第2節	適用すべき諸基準	151
第3節	工場製作工	151
第4節	空港土工	151
第5節	地盤改良工	151
第6節	法面工	151
第7節	石・ブロック積（張）工	152
第8節	擁壁工	152
第9節	カルバート工	152
第10節	小型水路工	152
第11節	緑地工	152
第12節	付帯施設工	152
第13節	ブラストフェンス工	152
第14節	ケーブルダクト工	152
第15節	杭工及び矢板工	152
第16節	水中コンクリート	152
第17節	超速硬コンクリート	153
第18節	塗装工	153
第19節	溶接及び切断工	153
第20節	構造物撤去工	153

第2章 基本施設舗装 154

第1節	適用	154
第2節	適用すべき諸基準	154
第3節	工場製作工	154
第4節	空港土工	154
第5節	空港舗装工	154
第6節	飛行場標識工	154
第7節	付帯施設工	154

第3章 舗装	155
第1節 適用	155
第2節 適用すべき諸基準	155
第3節 工場製作工	155
第4節 道路土工	155
第5節 舗装工	155
第6節 路面排水工	155
第7節 防護柵工	155
第8節 標識工	155
第9節 道路付属施設工	155

空港土木工事施工管理基準及び規格値

1. 目的	3
2. 適用	3
3. 構成	3
4. 管理の実施	3
5. 管理項目及び方法	3
6. 規格値	5
7. その他	5

品質管理基準及び規格値

1. 石・ブロック積（張）工	9
2. 無筋、鉄筋コンクリート工	10
3. 土工	13
4. 地盤改良工	15
5. 法面工	16
6. 擁壁工	16
7. カルバート工	16
8. 小型水路工	17
9. 緑地工	17
10. 付帯施設工及びブラストフェンス工	18
11. ケーブルダクト工	18
12. 杭工及び矢板工	19
13. 塗装工	20
14. 溶接及び切断工	20
15. コンクリート舗装工	21
16. アスファルト舗装工	32

17. 飛行場標識工及び標識工	37
18. タイダウンリング工及びアースリング工	37
19. 道路付属施設工	37
20. 脱油清掃工	38
21. 飛行場標識維持工	38
22. 区画線維持工	38
23. 植木手入れ工	38
24. 目地修繕工	38
25. 塗裝修繕工	38

出来形管理基準及び規格値

1. 石・ブロック積（張）工	41
2. 構造物撤去工	41
3. 無筋、鉄筋コンクリート工	42
4. 土工	43
5. 地盤改良工	47
6. 法面工	49
7. 擁壁工	49
8. カルバート工	49
9. 小型水路工	50
10. 緑地工	51
11. 付帯施設工及びブラストフェンス工	52
12. ケーブルダクト工	52
13. 杭工及び矢板工	53
14. 塗装工	55
15. 溶接及び切断工	56
16. コンクリート舗装工	57
17. アスファルト舗装工	61
18. グルーピング工	63
19. 飛行場標識工及び標識工	64
20. タイダウンリング工及びアースリング工	64
21. 道路付属施設工	64
22. 草刈工	65
23. 舗装面清掃工	65
24. 脱油清掃工	65
25. ゴム除去工	65
26. 排水溝清掃工	65
27. 飛行場標識維持工	66
28. 区画線維持工	66
29. 植木手入れ工	66

30. 目地修繕工	66
31. 塗裝修繕工	66
写真管理基準	
1. 石・ブロック積（張）工	73
2. 構造物撤去工	74
3. 無筋、鉄筋コンクリート工	75
4. 土工	79
5. 地盤改良工	83
6. 擁壁工	85
7. カルバート工	85
8. 小型水路工	86
9. 緑地工	88
10. 付帯施設工及びブラストフェンス工	91
11. ケーブルダクト工	92
12. 杭工及び矢板工	93
13. 塗装工	95
14. 溶接及び切断工	96
15. コンクリート舗装工	98
16. アスファルト舗装工	103
17. グルーピング工	106
18. 飛行場標識工及び標識工	106
19. タイダウンリング工及びアースリング工	107
20. 道路付属施設工	108
21. 草刈工	109
22. 舗装面清掃工	109
23. 脱油清掃工	110
24. ゴム除去工	110
25. 排水溝清掃工	111
26. 飛行場標識維持工	111
27. 区画線維持工	112
28. 植木手入れ工	112
29. 除雪工	113
30. 目地修繕工	113
31. 塗裝修繕工	114
段階確認一覧表	115
施工状況検査一覧表	117
別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」	121

北海道開発局独自

第1編 共通編

第1章 総則	7
第2節 特記事項	7
第2章 土工	32
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	32
第4節 道路土工	32
第3章 無筋・鉄筋コンクリート	34
第3節 レディ-ミクストコンクリート	34
第10節 寒中コンクリート	34

第2編 材料編

第2章 土木工事材料	35
第1節 土工	35
第3節 骨材	35
第5節 鋼材	38
第7節 セメントコンクリート製品	39
第8節 瀝青材料	44
第9節 芝及びそだ	45
第12節 道路標識及び区画線	45

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工	48
第3節 共通的工種	48
第6節 一般舗装工	49
第10節 仮設工	57
第12節 工場製作工（共通）	57
第14節 法面工（共通）	57
第15節 擁壁工（共通）	58
第17節 植栽維持工	59

付 表

1. 空港工事に伴う工事標識	1
2. 空港工事の留意点	2
3. 区画線試験施工要領	5
4. 試験方法	7
4-1 突固め試験方法	7
4-2 盛土の品質管理方法	8
4-3 骨材洗い試験方法	9
4-4 火山灰洗い試験方法	10
4-5 火山灰強熱減量試験方法	11
4-6 球体落下試験方法	12
4-7 衝撃加速度試験方法	16
4-8 無収縮モルタル試験方法	21
4-9 有機剤反応試験方法	23
5. コンクリートの耐久性向上対策	25
6. 施工管理基準のとりまとめ様式	31
7. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	84
8. 建設材料の品質記録の保存要領	93
9. 薬液注入工法	108
10. 平成15年度一部改訂版北海道公共用緑化樹木等規格基準（案）	116
11. 建設副産物適正処理推進要綱	122
12. 土木コンクリート構造物の品質確保について	142
13. レディーミクストコンクリートの品質確保について	158
14. アスファルト混合物の配合決定方法	164

空港内工事に関する指針

制限区域内工事実施指針

除雪作業実施指針

第5編 空港土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

5-1-1-1 工事中の安全確保

- (1) 受注者は、空港内で工事をする場合、「空港管理規則」及び「航空保安業務処理規程」で定める禁止行為をしてはならない。
- (2) 受注者は、空港の制限区域内に立ち入る場合、「空港管理規則」に基づき手続をしなければならない。
- (3) 受注者は、空港の制限区域内で工事を施工する場合、設計図書の定めに基づき保安要員を配置して、航空機の運航の安全を確保しなければならない。
- (4) 空港の制限区域内における工事車両の入退経路については、監督職員の指示によるものとする。

5-1-1-2 空港工事の留意点

(1) 総則

1) 一般

空港工事には、空港を新設する場合と、供用中の空港を改良整備、維持修繕する場合とがある。

改良整備、維持修繕する場合は、空港法などの諸規定を遵守し、航空機の運航の安全を確保し、慎重に施工しなければならない。

2) 空港工事の特殊性

空港工事では、航空機の運航の安全確保が最優先される。

このため、航空法などの関係法規で制限表面の遵守や制限区域における工事の実施にかかる規定などが定められており、これらの規定に抵触しないよう空港工事を実施しなければならない。

3) 空港工事の留意点

空港工事を実施する場合は、次の点に留意しなければならない。

- ア) 航空機の運航の安全を確保する。
- イ) 航空保安施設への影響を極力少なくする。
- ウ) その他空港の施設や空港の運用への影響を少なくする。

(2) 空港工事に関する諸規程

1) 航空法

空港工事を行う場合は、航空法第49条（物件の制限など）が遵守されなければならない。

航空法第49条では制限表面として進入表面、転移表面、水平表面などを規定しており、これらの表面の上に出る物件の設置を禁止している。

2) 空港管理規則

空港工事を実施するため制限区域内に立入る場合などにおいては、空港管理規則に従わなければならない。

3) 航空保安業務処理規程

航空保安業務処理規程は、全 13 編から成り立ち、このうち主に次の規程が、空港の工事に適用される。

- ア) 第 4 運航情報業務処理規程
- イ) 制限区域内工事実施指針
- ウ) 除雪作業実施指針
- エ) 第 12 警備業務処理規定

(3) 空港工事に伴う諸手続き

1) 運航制限に必要な手続き

工事の実施に伴い、運航制限が必要となる場合には、制限区域内工事実施指針の規定により、所要の手続きを行い、円滑な工事の実施に支障をきたさないようにしなければならない。

2) 航空情報発行手続き

空港工事の実施に伴い運航制限が必要となる場合には、航空法第 99 条の規定により、ノータムなどの航空情報が発行される。

航空情報の発行手続きは、航空保安業務処理規程第 4 運航情報業務処理規程に従わなければならない。

3) 制限区域内立入許可手続き

制限区域内立入許可（承認）に関する手続きなどには、航空保安業務処理規程第 4 運航情報業務処理規程が適用される。

4) 仮設用地などの一時使用手続き

空港内に工事用の仮設用地を必要とする場合、空港事務所の使用承認を得なければならない。

この場合には、空港管理規則の規定にしたがって一時使用の手続きをとらなければならない。

(4) 制限区域内における工事の実施

1) 工事実施に必要な保安措置

制限区域内における工事の実施にあたっては、制限区域内工事実施指針による保安措置を講じなければならない。

2) 工事の実施

制限区域内での工事は、航空機の運航の安全確保と工事の安全管理に十分留意して、制限区域内工事実施指針により工事を実施しなければならない。

(5) 空港工事における安全対策など

1) 安全対策

供用中の空港で工事を行う場合の最も重要なことは、航空機の運航の安全を図りながら、工事を安全に実施することである。このためには、通常行われる工事の安全対策に加えて、空港の特殊性からくる安全対策に十分留意しなければならない。

2) 事故発生時の措置

空港工事において事故が発生した場合には、ただちに関係機関へ通報し、適切な措置をとらなければならない。

また、その原因を明らかにし、事故の再発防止に努めなければならない。

3) 工事中の災害の防止

工事中における災害の主なものとして、次に示すものがある。

ア) 台風、イ) 豪雨、ウ) 波浪、エ) 地震、オ) その他不測の事態

これらの災害については、日頃からその対策を研究し、工事中の災害の防止に努めなければならない。

5-1-1-3 情報ネットワークの活用

(1) 施工管理に関する情報化

1) 提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（工事帳票管理システム）を利用するものとする。

2) システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。（電子納品）

3) 「工事完成図書」は、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの提出については、監督職員と協議の上、決定する。

4) 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない

第5編 空港土木工事共通編

第2章 用地造成

第1節 適用

本章は、空港工事における工場製作工、空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積（張）工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、付帯施設工、ブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、水中コンクリート、超速硬コンクリート、塗装工、溶接及び切断工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 工場製作工

工場製作工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。

第3節 空港土工

空港土工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。

第4節 地盤改良工

地盤改良工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第4節「地盤改良工」の規定によるものとする。

第5節 法面工

法面工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第5節「法面工」の規定によるものとする。

第6節 石・ブロック積（張）工

石・ブロック積（張）工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第6節「石・ブロック積（張）工」の規定によるものとする。

第7節 擁壁工

擁壁工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第7節「擁壁工」の規定によるものとする。

第8節 カルバート工

カルバート工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第8節「カルバート工」の規定によるものとする。

第9節 小型水路工

小型水路工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第9節「小型水路工」の規定によるものとする。

第10節 緑地工

2-10-1 一般事項

- 1) 本節は、緑地工として植生工、植栽工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2) 樹木、芝、種子、肥料等の施工は、設計図書の定めによる。
- 3) 受注者は、樹木等及び芝の植付け後も、必要に応じて散水、施肥等を行い活着につとめなければならない。
- 4) 植生工施工後60日経過して、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」に示す最少生立本数に満たない場合、発芽活着していない場合、又は受注者の不手際のためはく落した張芝工及び筋芝工は、受注者が、監督職員の承諾を得て、受注者の費用負担により追肥又は再施工しなければならない。

1. 施肥

- 1) 植栽後の施肥については、植栽地の土壌分析や植栽木の生育状況を調査し監督職員と協議して適切に行わなければならない。
- 2) 施肥の時期、施肥量、施肥の方法は、植栽工に準じて行うものとする。
- 3) 法面植生工の追肥は、下記に従って行うものとする。
 - (1) 施肥する肥料は、特記仕様書によるものとし、種類、成分については監督職員の承諾を得る。
 - (2) 施肥1回当たり使用量が多すぎないように注意する。
 - (3) 切盛土斜面の場合、残留量の多いものはさけ、速効性の肥料を使用する。
- 4) 施肥後の肥料残材、空袋は付近の環境に悪影響を与えないように処理するものとする。

2. 病虫害・獣害防除

- 1) 実施に先立ち、状況を調査し防除法（使用薬剤及び使用方法）について監督職員の承諾を得なければならない。又、薬剤の取扱における「防除届」（農業取締り法に基づく）を行うものとする。
- 2) 実施予定日、天候の予想、周辺居住者及び通行車両への通知の方法等について監督職員と協議しなければならない。
- 3) 病虫害防除は、病虫害の習性、生態に合った処置を適期に行わなければならない。
- 4) 獣害防除の時期は積雪前に実施しなければならない。

5) 病虫害及び獣害の防除法については、北海道開発局「北海道の道路緑化指針(案)」及び北海道開発局「道路吹雪対策マニュアル防雪林編」を参考とする。

3. 雪害・寒害(潮風害)対策

1) 雪害、寒害(潮風害)対策は、事前に原因を調査し対策方法を監督職員と協議して行わなければならない。

2) 雪害、寒害(潮風害)対策方法に使用する材料の規格、寸法等は設計図書に定めるものとする。

4. 枯損木の判定

1) 枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は、通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む)を枯損木と判定する。

2) 樹木枯損の判定基準は、北海道開発局「北海道の道路緑化指針(案)」によるものとする。

5. 土壌管理

土壌の管理は、植栽地の環境状況を調査し必要に応じて対策を監督職員と協議して行わなければならない。

6. 灌水・除草

1) 灌水及び除草方法は、植栽地の状態により選定し、監督職員と協議して行わなければならない。

2) 灌水は、気象状況を把握して早朝や夕刻に行い、日中はなるべくさけて樹木の根もとに十分浸透するように水を与えなければならない。

3) 除草は、なるべく初期除草を行うものとし、設計図書に定める処置をするものとする。

2-10-2 材料

1. 植樹

1) 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。

また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするか又は、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。

2) 樹木の植栽時期は、地域及び樹種により気象条件等を勘案して、最適期に施工する。やむを得ず適期以外に施工しなければならない時は、監督職員と協議して、下記の点に注意して施工しなければならない。

(1) 掘取りから植付けまでの工程を迅速に行い、根の乾燥を避ける。

(2) 乾寒風による蒸散抑制のための剪定、蒸散抑制剤散布、冬季の霜害、凍害を防ぐための幹巻き、根元へのマルチング、寒さや霜による浮根や傾斜を防ぐための根元の踏み固め、支柱の強化、夏期では葉をすぐったり、発根促進剤の使用を監督職員と協議のうえ行わなければならない。

- 3) 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
- 4) 受注者は植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの育成に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
- 5) 受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。
また、蒸散抑制剤を使用する場合は、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
- 6) 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 7) 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。
この修復に要する費用は、受注者の負担とする。
 - (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものは除去しなければならない。
 - (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。
 - (4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
- 8) 受注者は、水極めについては樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等をつくなど、根の周りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
- 9) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
- 10) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。

- 11) 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。
- 12) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
- 13) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 移植

1) 根回し

- (1) 根回しに先立って監督職員の指示に従い対象樹木を確認しなければならない。
- (2) 根回しは、樹種及び移植予定時期を十分考慮し、一部の太根は切断せず、形成層の環状はく皮を行う。
- (3) 根回しに際しては、樹種の特성에応じて枝の切りすかし、摘葉等の他、必要に応じ支柱の取り付けを行う。

2) 掘取り

- (1) 樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び地質、樹種、樹木の生育の状態等を考慮して適度に枝葉を切り詰め又は切りすかし、摘葉等を行うこと。
- (2) 大きな根は鉢よりもやや長めにのこぎりで引き、切口は、こも等で十分養生し、また、細根の密生している箇所は、なるべく残して傷をつけないように巻き込まなければならない。
- (3) 鉢型は、側面垂直とし、側根がなくなってから、根底にむかって、丸味をつけて、掘り下げなければならない。
- (4) 鉢巻きは、わら縄、こも等を用いて、土が脱落しないように巻かななければならない。
- (5) 活着をよくするため、蒸散抑制又は発根促進剤を用いる場合は、使用剤及び使用方法について監督職員の承諾を得なければならない。
- (6) 掘取り後、直ちに埋戻し、後片付けを行わなければならない。

3) 運搬

運搬にあたっては樹木に損傷を与えないように十分養生するものとし、必要に応じて鉢くずれ、乾燥を防止するため、わら、ぬれこも等で巻き込まなければならない。

4) 植付

- (1) 移植樹木の掘取り、運搬及び植付けは、原則として、同日中に完了するものとし、やむを得ず同日中に完了しない場合は植栽工の保護養生に準じて入念に養生するものとする。
- (2) 移植先の植付けについては植栽工の植付けに準ずる。

3. 支柱

1) 支柱は、設計図書により樹木及び植栽地に適したものとする。

2) 丸太は、規定通り打込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線にて堅固に結束する。

- 3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮（又は人工品）を巻き、シュロ縄にて結束する。
- 4) 結束は、鉄線、シュロ縄とも動かないように堅固にするとともに、結束部を見ばえ良く危険のないようにするものとする。
- 5) 晒竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとする。
- 6) 添柱を使用する場合は、所定の材料に樹幹をまっすぐ正しく取付けるものとする。
- 7) ハッ掛、布掛の控木組方は、周囲の条件を考慮して適正な角度で見ばえよく堅固に取り付けるものとする。
- 8) 控木は、ずれを生じないように埋込み、必要に応じて根止杭を打込み鉄線にて結束するものとする。
- 9) 控木は、樹幹、主枝及びその他丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束すること。
- 10) ワイヤー支柱を使用する場合は、設計図書によるものとする。

4. 剪定・整枝

- 1) 樹木の剪定、整枝は各樹種の特性及び道路付属物（信号機、標識等）や、建物、架空線、道路利用者等を考慮し、監督職員と協議のうえ行わなければならない。
- 2) 剪定、整枝した枝は、交通に支障のないよう、すみやかに処理しなければならない。
- 3) 剪定、整枝の時期は、各樹種の特性を生かすよう適期に行わなければならない。

2-10-3 植生工

植生工は、第3編、第2章、第14節、第2項「植生工」及び以下の規定による。

1. 地ごしらえ

- 1) 下地を指定の深さに耕し、土塊を砕き、雑草、ゴミ、がれき等のきょう雑物を除去し客土する場合は良土を指定の厚さに敷きならして整地する。
- 2) 地盤に勾配のない場合は、水勾配をとりながら不陸整正するものとする。
- 3) 盛土のり面及び平場には芝の生育に適した土を所定の層厚に敷き、十分締固めて仕上げなければならない。

2. 張芝工

- 1) 張芝工は、土羽面及び整地面に芝を敷き並べ、転圧を行い密着させるものとする。
- 2) 張芝にロール芝を使用する場合は、長さ90cm以上、幅30cm以上厚さ3cm程度の芝とし、芝串は1㎡当り20本程度を標準とする。
また、張芝にブロック芝を使用する場合は、長さ30cm、幅20cm厚さ3cm程度の芝とし、芝串は1㎡当り30本程度打ち込むことを標準とする。（但し、張芝に芝串を必要としない場合は除く。）

3. 筋芝工

- 1) 筋芝を施工する時は、所定の厚さの層となるように締固め土羽打ちを行い、表面を平らに仕上げたのち、芝の面を下面にして連続して敷きならべ、芝の小口をのり面にあらわして、上の土を置き、これを繰り返して所定の高さに仕上げなければならない。

2) 筋芝は、長さ 30cm、幅 15cm、厚さ 3cm 程度の芝として、ロール芝の場合は長さ 90cm 以上を標準とする。間隔はのり面に沿って 30cm を標準とし、割り付け間隔に端数を生じた場合は、最下列で調整するものとする。また、のり肩には耳芝を施すものとする。

4. 耳芝工

1) 耳芝工は張芝に準じて 1 列に植込むものとする。植付面は幾分内側に傾斜させて整地し、芝の幅 10cm の部分は覆土し、かつ、芝の外側根部を表さないよう施工しなければならない。芝の大きさは、長さ 30cm 幅 15cm、厚さ 3cm 程度とし、ロール芝の場合は長さ 90cm 以上を標準とし、芝串は 1 m 当り 4 本程度打込み固定するものとする。

5. 積芝工

1) 積芝は芝の面を下面として順次所定の高さまで積み上げるものとする。芝の大きさは、幅 30cm、厚さ 3 cm 程度のものを標準とし、積芝工ののりこう配に合わせて小口側面が表面に出るようにそろえて積み上げるものとする。

6. 種子吹付工

1) 一般

- (1) あらかじめ、施工箇所の土質について、土壌硬度、pHなどを測定し測定結果を監督職員に提出するものとする。
- (2) 材料の種類、品質、配合については、設計図書に示すものとする。
- (3) 肥料は高度化成肥料を使用するものを原則とし、窒素、リン酸、加里の3成分の配合については、あらかじめ土壌の肥よく度を考慮して決定しなければならない。
なお、窒素成分については、種子への影響を考慮して決定するものとする。
- (4) 施工後に養生が必要な場合は、散水等について養生しなければならない。また、養生剤を吹付ける場合は種子吹付面の浮き水等を考慮して行うものとする。

2) 種子散布工

- (1) 土は種子の生育に有害な雑物、有機不純物を含まない粘土質のものとし、使用する土はあらかじめふるいにかけて、石礫土塊等を取り除かなければならない。
- (2) 吹付面の浮上、その他の雑物は取り除き、はなはだしい凹凸は整正しなければならない。
- (3) 吹付け前、法面が乾燥している場合は、法面に徐々に散水を行い又、吹付後乾燥する場合は散水養生を行わなければならない。
- (4) 吹付けにあたっては、一様の厚さになるようにしなければならない。
- (5) 吹付距離及びノズルの角度は、吹付面の硬軟に応じて調節し、吹付面を荒らさないように注意しなければならない。

(6) まきむらのある箇所、発芽又は生育状況の不良箇所は、受注者の責任において補充吹付け、まき付けを行い良好な状態にしなければならない。

(7) 吹付け播種は、ファイバー、土、肥料、種子、水などを混合して吹付けるものとする。

(8) 被膜養生は、特記仕様書により散布する。

7. 播種工

1) 播種にあたっては、のり面の直角方向に深さ3cm程度かき起し、種子が均一にむらのないよう
にまき付け、衣土で埋め、土羽板で打ち固めなければならない。

8. 人工筋芝工

1) 人工筋芝工は、土羽板を入念に行い、のり面にあわせて表面を平らに仕上げ、人工芝が1cm
程度のり面から出るようにして敷き並べ、上に土をおいて十分固めた後、次の層を施工しな
ければならない。

間隔はのり面に沿って30cmを標準とし、割付け間隔に端数を生じた場合は最下列で調整するも
のとする。

2) 植生盤工、植生袋工はのり面に等高線状にみぞ切りをし、原地盤になじみよく盤を押しつけ、
芝串2本で固定するものとする。

9. 人工張芝工

1) 人工張芝工は、人工張芝の張立てに先立ってのり面を凹凸のないように入念に仕上げ、人工張
芝の張立完了後、ベースマットがかくれる程度の衣土を散布し、種子面とのり面が密着するよ
う施工しなければならない。人工芝の脱落を防止するため芝串で固定するものとする。

10. 植生穴工

1) 播種後、種子の流失を防止するとともに、地中の水分を保持するため、すみやかに表面に乳剤
などを散布して保護しなければならない。

11. 厚層基材吹付工

1) 吹付面の浮石、その他雑物は取り除かれなければならない。

2) 施工にあたっては、第3編、第2章、第3節、第6項「吹付工」の規定によるものとする。

3) 設計吹付厚さを確保するために、原則として検測ピンを1箇所程度設置して吹付作業を行うも
のとする。

第11節 付帯施設工

付帯施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第11節「付帯施設工」
の規定によるものとする。

第12節 ブラストフェンス工

ブラストフェンス工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第12節「ブ
ラストフェンス工」の規定によるものとする。

第13節 ケーブルダクト工

ケーブルダクト工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第13節「ケーブルダクト工」の規定によるものとする。

第14節 杭工及び矢板工

杭工及び矢板工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第14節「杭工及び矢板工」の規定によるものとする。

第15節 水中コンクリート

水中コンクリート工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第15節「水中コンクリート工」の規定によるものとする。

第16節 超速硬コンクリート

超速硬コンクリート工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第16節「超速硬コンクリート工」の規定によるものとする。

第17節 塗装工

塗装工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第17節「塗装工」の規定によるものとする。

第18節 溶接及び切断工

溶接及び切断工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第18節「溶接及び切断工」の規定によるものとする。

第19節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第1章、第19節「構造物撤去工」の規定によるものとする。

第3章 基本施設舗装

第1節 適用

本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用する。

第2節 工場製作工

3-2-1 一般事項

受注者は、プレキャスト部材の製作について、部材の接合及び組立てが正確に行えるように施工しなければならない。

第3節 空港土工

3-3-1 一般事項

本節は、空港土工として掘削工（切土工）、路体盛土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-3-2 材料

空港土木で使用する材料は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。

3-3-3 掘削工（切土工）

掘削工（切土工）は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。

3-3-4 路体盛土工

路体盛土工は、第5編、第2章、第3節「空港土工」を適用する。

第4節 空港舗装工

3-4-1 一般事項

- 1) 本節は、空港舗装工としてコンクリート舗装工、PC舗装工、PCプレキャスト舗装工、アスファルト舗装工、グルーピング工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2) 受注者は、施工に先立ち、境界杭及び測点杭の確認、控杭の設置、既設埋設物の確認を行い、工事の施工に支障のないようにしなければならない。
- 3) 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法等があるが、粒状路盤工法を標準とするものとする。
- 4) 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法があるが、粒度調整工法、瀝青安定処理工法を標準とするものとする。

3-4-2 コンクリート舗装の材料

空港コンクリート舗装工で使用する材料は、第2編、第2章、第3節「骨材」及び以下の規定による。

1. 路床

路床については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 1.路床」の規定によるものとする。

2. しゃ断層

1) しゃ断層用材料の品質は、凍上抑制層用材料に準ずるものとするが、コンクリート再生骨材の凍上試験の規格は適用しないものとする。

3. 凍上抑制層

1) 凍上抑制層用材料は、次に示す品質規格に合格するもので、火山灰、砂、80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。

- ① 火山灰（火山レキを含む）は、凍上試験に合格したものでなければならない。ただし、凍上試験結果の判定が要注意のものであっても、呼び寸法 0.075 mm ふるいを通過するものが 20 %以下で、強熱減量が 4%以下のものは、監督職員の承諾を得て使用することができる。
- ② コンクリート再生骨材は凍上試験に合格する材料を基本とするが要注意の材料も使用してよい。地盤工学会規準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h でなければならない。
- ③ 砂は、呼び寸法 0.075 mm ふるいを通過するものが 6 %以下のものでなければならない。
- ④ 80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について、75 μ m ふるいを通過するもので、4.75mm ふるいを通過するものに対し、切込砂利で 9%以下、破砕面が 30%以上の切込砂利で 12%以下、切込碎石で 15%以下でなければならない。粒度は次表に示す範囲に入らなければならない。

表 3-2 凍上抑制層用粗粒材の粒度

呼び名	ふるい目	ふるい通過質量百分率 (%)			
		90mm	53 mm	37.5 mm	4.75 mm
80 mm		100	70~100	—	20~65
40 mm		—	100	70~100	20~65

[注1]破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうち質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。

[注2]凍上試験は、原則的には地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2003）によって行う。ただし、これによりがたい場合は、道路土工—排水工指針の資料—10土の凍上試験方法（開発局法）、又は日本道路公団規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。

4. 下層路盤

- 1) 下層路盤に使用する材料は、碎石、砂利、砂、鉄鋼スラグ、その他監督職員の承諾を得た材料又はそれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含んでいてはならない。
また、受注者は、再生路盤材を使用する場合、施工に先立ち、資料及び試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。再生路盤材に関する品質及び使用方法は、「舗装再生便覧（日本道路協会 平成 22 年 11 月）」による。
- 2) コンクリート再生骨材は凍上試験に合格する材料を基本とするが要注意の材料も使用してもよい。地盤工学会規準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h でなければならない。
- 3) 下層路盤材料の最大粒径は、設計図書に定めのない場合は、50 mm としなければならない。
- 4) 下層路盤材料は、表 3-3-1～3 の規定による。

表 3-3-1 路盤材料の品質規格

規格項目	試験方法	アスファルト舗装用					コンクリート舗装用		
		下層路盤			上層路盤	上層路盤 (As 安定 処理)	下層路盤	上層路盤	
		40mm	80mm	砂 火山灰					
修正 CBR	舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)	30%以上	20%以上	10%以上	45%以上	—	20%以上	45%以上	
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	—	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	
安定性試験 損失量	コンクリート 再生骨材 以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	—	20%以下	20%以下	20%以下	
	コンクリート 再生骨材	—	—	—	—	—	—	—	
75μmふる い通過量	切込砂利	5mm 以下について	9%以下	9%以下	—	9%以下	—	9%以下	
	破 碎 面 が 30% 以上 の 切 込 砂 利	”	12%以下	12%以下	—	12%以下	—	12%以下	
	切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材	”	15%以下	15%以下	—	15%以下	—	15%以下	
表乾比重	—	—	—	—	—	2.45 以 上	—	—	

[注 1]すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は JIS A 5001 により、砂利類は JIS A 1121 の粒度区分 A による。

[注 2]破砕面が 30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるものうち質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。

[注 3]凍上試験は、原則的には地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2003）によって行う。ただし、これによりがたい場合は、道路土工一排水工指針の資料-10凍上試験方法（開発局法）、又は日本道路公団規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。

表 3-3-2 路盤材料の粒度

区 分	呼び名	ふるい目	ふるい通過質量百分率 (%)					
			53 mm	37.5 mm	31.5 mm	13.2 mm	2.36 mm	600 μm
アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40 mm	100	70~100	—	45~80	20~45	10~30
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	40 mm	100	70~100	—	25~80	10~45	5~30
コンクリート舗装用上層路盤	切込砂利	30 mm	—	100	70~100	35~80	15~45	5~30
		40 mm	100	70~100	—	45~80	20~45	10~30
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	30 mm	—	100	70~100	35~80	15~45	5~30
	切込碎石	40 mm	100	70~100	—	25~80	10~45	5~30
アスファルト舗装用上層路盤	切込砂利	30 mm	—	100	70~100	35~80	15~45	5~30
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	30 mm	—	100	70~100	35~80	15~45	5~30

[注]コンクリート舗装及びアスファルト舗装用上層路盤で、切込砂利を使用する場合は、監督職員の承諾を得て使用すること。

区分	呼び名	ふるい目	ふるい通過質量百分率 (%)			
			90mm	53mm	37.5mm	4.75mm
アスファルト及びコンクリート舗装用下層路盤	80mm		100	70~100	—	20~65

表 3-3-3 下層路盤材料の品質規定

項 目	試験方法	規 定
425 μm ふるい通過分の塑性指数 (PI)	JIS A 1205	6 以下
仕様密度における修正 CBR %	舗装調査・試験法便覧	20 以上

5) クラッシュラン鉄鋼スラグは、表 3-4 の規定による。なお、修正 CBR の試験方法は、舗装試験法便覧による。

表 3-4 道路用鉄鋼スラグの品質

名称	呼び名	規格	修正 CBR%	一軸圧縮強さ MPa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比%	エージング期間
クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	JISA 5015	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
試験法			E001	E003	A023	E002	E004	—

- [注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。
- [注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。
- [注3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。
- [注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヵ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

6) 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、どろ、有機物などを有害量含まないものとする。

7) 再生クラッシャーランは、表3-5の基準値を満足しなければならない。

表3-5 再生クラッシャーランの基準値

名称	修正CBR (%)	一軸圧縮強度 (Mpa)	PI
再生クラッシャーラン	20[30]以上	—	6以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを使用した場合、上層路盤及び基層・表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合の修正CBRの基準値は〔 〕内の数値とする。

北海道地方・・・20 cm

東北地方・・・30 cm

その他の地域・・・40 cm

なお、40℃でCBR試験を行う場合、通常基準値を満足しなければならない。

[注2] 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法は、ロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度は道路用碎石S-13 (13mm~5mm)のもの〕とする。

[注3] 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を使用する場合のみPIの規定に適合しなければならない。

[注4] コンクリート舗装に再生クラッシャーランを用いる場合、試験路盤より支持力が確認できる場合や、過去の例で経験的に耐久性が確認されているときは、425μmふるい通過分のPIを10以下としなければならない。また、この場合で425μmふるい通過量が10%以下の材料ではPIが15以下のものまで使用することができる。

5. 上層路盤

上層路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 5. 上層路盤」の規定によるものとする。

6. セメント安定処理路盤

セメント安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 6. セメント安定処理路盤」の規定によるものとする。

7. アスファルト安定処理路盤

アスファルト安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 7. アスファルト安定処理路盤」の規定によるものとする。

8. アスファルト中間層

アスファルト中間層については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 8. アスファルト中間層」の規定によるものとする。

9. 再生粒度調整路盤

再生粒度調整路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 9. 再生粒度調整会にアスファルト安定処理路盤」の規定によるものとする。

10. 再生アスファルト安定処理路盤

再生アスファルト安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 10. 再生アスファルト安定処理路盤」の規定によるものとする。

11. コンクリート舗装

1) コンクリート版に使用するセメントの種類は、設計図書の定めによる。

2) セメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合し、AEコンクリートとする。

3) コンクリートに使用する水は、第5編、第3章、第4節、第2項「コンクリート舗装の材料」6. を適用する。

4) コンクリート中の塩化物含有量の限度

（1）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のPC部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、 0.30kg/m^3 （Cl⁻質量）とする。ただし、受注者は、塩化物イオン量が少ない材料の入手が著しく困難な場合は、事前に監督職員の承諾を得て全塩化物イオン量は、 0.60kg/m^3 （Cl⁻質量）以下とすることができる。

(2) プレテンション方式の PC 部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量は、 0.30 kg/m^3 (Cl^- 質量) とする。

(3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれのある場合は、試験結果等に基づき定める。特に資料がない場合は、 0.30 kg/m^3 (Cl^- 質量) とする。なお、塩化物含有量の試験は、JIS A 1144 フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法の規定による。

1 2. 細骨材

細骨材については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 12. 細骨材」の規定によるものとする。

1 3. 粗骨材

粗骨材については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 13. 粗骨材」の規定によるものとする。

1 4. 混和材料

混和材料については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 14. 混和材料」の規定によるものとする。

1 5. レディーミクストコンクリート

レディーミクストコンクリートについては、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 15. レディーミクストコンクリート」の規定によるものとする。

1 6. 路盤紙

路盤紙については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 16. 路盤紙」の規定によるものとする。

1 7. 目地材料

目地材料については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 17. 目地材料」の規定によるものとする。

1 8. 注入目地材

注入目地材については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 18. 注入目地材料」の規定によるものとする。

1 9. 鋼材

鋼材については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 19. 鋼材」の規定によるものとする。

20. 混和材料、目地材及び鋼材の貯蔵

混和材料、目地材及び鋼材の貯蔵については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 20. 混和材料、目地材及び鋼材の貯蔵」の規定によるものとする。

21. 現場練コンクリートの配合

現場練コンクリートの配合については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 21. 現場練コンクリートの配合」の規定によるものとする。

22. 暑中コンクリート舗装

暑中コンクリート舗装については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 22. 暑中コンクリート舗装」の規定によるものとする。

23. 寒中コンクリート舗装

寒中コンクリート舗装については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 23. 寒中コンクリート舗装」の規定によるものとする。

24. PC 舗装及び PC プレキャスト舗装

PC 舗装及び PC プレキャスト舗装については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 24. PC 舗装及び PC プレキャスト舗装」の規定によるものとする。

25. シース

シースについては、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 25. シース」の規定によるものとする。

26. 材料の貯蔵

材料の貯蔵については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-2 コンクリート舗装の材料 26. 材料の貯蔵」の規定によるものとする。

3-4-3 アスファルト舗装の材料

空港アスファルト舗装工で使用する材料は、第5編、第3章、第4節、第2項「コンクリート舗装の材料」及び以下の規定による。

1. 下層路盤

下層路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 1. 下層路盤」の規定によるものとする。

2. 上層路盤

上層路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 2. 上層路盤」の規定によるものとする。

3. セメント安定処理路盤

セメント安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 3. セメント安定処理路盤」の規定によるものとする。

4. アスファルト安定処理路盤

アスファルト安定所路路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 4. アスファルト安定処理路盤」の規定によるものとする。

5. 再生粒度調整路盤

再生粒度調整路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 5. 再生粒度調整路盤」の規定によるものとする。

6. 再生アスファルト安定処理路盤

再生アスファルト安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 6. 再生アスファルト安定処理路盤」の規定によるものとする。

7. 表層及び基層

- 1) 瀝青材料は、第5編、第3章、第4節、第2項「コンクリート舗装の材料」7. を適用する。
- 2) ポリマー改質アスファルトは、表3-27の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに設計図書を満足するように改質材料を添加し、その性状が表3-28に示す値に適合していることを確認しなければならない。

表 3-27 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項 目	種 類		I 型	II 型	III 型		H 型	
	付加記号				III 型-W	III 型-W F		H 型-F
軟化点	°C		50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上		80.0 以上	
伸度	(7°C)	cm	30 以上	—	—		—	—
	(15°C)	cm	—	30 以上	50 以上		50 以上	—
タフネス (25°C)	N・m		5.0 以上	8.0 以上	16 以上		20 以上	—
テナシティ (25°C)	N・m		2.5 以上	4.0 以上	—		—	—
粗骨材の剥離面積率	%		—	—	—	5 以下		—
フラス脆化点	°C		—	—	—	—	-12 以下	-12 以下
曲げ仕事量 (-20°C)	kPa		—	—	—	—	—	400 以上
曲げスティフネス (-20°C)	MPa		—	—	—	—	—	100 以下
針入度 (25°C)	1/10 mm		40 以上					
薄膜加熱質量変化率	%		0.6 以下					
薄膜加熱後の針入度残留率	%		65 以上					
引火点	°C		260 以上					
密度 (15°C)	g/cm ³		試験表に付記					
最適混合温度	°C		試験表に付記					
最適締め温度	°C		試験表に付記					

付加記号の略字 W : 耐水性 (Water resistance) F : 可撓性 (Flexibility)

3) 改質アスファルトの使用にあたっては性状を熟知し、環境を考慮したうえで運用しなければならない。

4) 骨材は、以下の規定による。

(1) 粗骨材

ア) 粗骨材は、原則として JIS A 5001 (道路用碎石) の規格に適合しなければならない。

碎石は、均等質、清浄、強硬、耐久적であって、もろい、偏平な又は細長い石片、ごみ、どろ、有機物等の有害物を含んではならない。

イ) 碎石の粒度は、表 3-28 の規定による。なお、最大粒径は、設計図書のとめによる。

ウ) 粗骨材の材質は、表 3-29 の規定による。

表 3 - 2 8 砕石の粒度

ふるい目の開き (mm) 粒度 範囲 (mm)		通過質量百分率 (%)							
		37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	1.18
呼び名									
S-30 (4号)	30~20	100	85~ 100	—	0~ 15	—	—	—	—
S-20 (5号)	20~13	—	—	100	85~ 100	0~ 15	—	—	—
S-13 (6号)	13~5	—	—	—	100	85~ 100	0~ 15	—	—
S-5 (7号)	5~2.5	—	—	—	—	100	85~ 100	0~ 25	0~ 5

(注1) 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

(注2) 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表 3 - 2 9 粗骨材の品質規定

項 目	試験方法	規 定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表乾比重	JIS A 1110	2.50 以上	2.50 以上	2.60 以上
吸水率	JIS A 1110	2.5%以下	3.0%以下	2.5%以下
すりへり減量	JIS A 1121	30%以下	30%以下	30%以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下	12%以下	12%以下
有機剤による崩壊率	4-9 有機材反応試験方法	10%以下	10%以下	10%以下

(注1) 有機剤による崩壊率試験に用いる材料の粒度範囲は 20~13mm とする。その他の試験に用いる材料の粒度範囲は、13mm~15mm とする。

(注2) 崩壊率の合格判定は、10 日目の値とする。

(2) 細骨材

ア) 細骨材は、天然砂、スクリーニングス又は砕砂とし、清浄、強硬、耐久的で、混合物に適した粒度を持ち、ごみ、どろ、有機物等の有害物を含んでいてはならない。

イ) 細骨材の材質は、表3-30の規定による。

ウ) スクリーニングスの粒度は、表3-31の規定による。

表3-30 細骨材の品質規定

項目	試験方法	規定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表乾比重	JIS A 1109	2.55以上	2.50以上	2.55以上
安定性試験損失量	JIS A 1122	10%以内	12%以内	10%以内

表3-31 スクリーニングスの粒度

種類	呼び名	ふるい目の開き					
		通過質量百分率 (%)					
		4.75mm	2.36mm	600μm	300μm	150μm	75μm
スクリーニングス	F-2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

8. フィラー

フィラーについては、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 8. フィラー」の規定によるものとする。

9. 加熱アスファルト混合物

1) 使用する骨材の粒度は、表3-33の規定による。なお、表層の用途区分は、設計図書の定めによる。

表3-33 骨材の粒度

混合物の種類	通過質量百分率 (%)										
	基本施設					道路・駐車場					
	タイプA		タイプB			密粒度		細粒度		粗粒度	
	密粒度アスファルト混合物 (20F)	粗粒度アスファルト混合物 (13F)	細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物 (13F)	密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	細粒度アスファルト混合物 (13F)	細粒度アスファルト混合物 (歩道用)	粗粒度アスファルト混合物		
標準仕上厚	5~8	4~8	5~8	4~8	4~8	3~5	3~5	3~4	3	4~6	
最大粒径	20mm	13mm	20mm	13mm	20mm	13mm	13mm	13mm	13mm	20mm	
通過質量百分率	26.5mm	100		100		100				100	
	19mm	95~100	100	95~100	100	95~100	100	100	100	95~100	
	13.2mm	75~95	95~100	70~90	95~100	70~90	95~100	95~100	95~100	70~90	
	4.75mm	52~72	52~72	35~55	60~80	35~55	52~72	45~65	75~90	75~95	35~55
	2.36mm	40~60	40~60	20~35	40~65	20~35	40~60	30~45	65~80	65~85	20~35

(%)	600 μm	25~45	25~45	11~23	40~60	11~23	25~45	25~40	40~65	40~65	11~23
	300 μm	16~33	16~33	5~16	20~45	5~16	16~33	20~40	20~45	20~45	5~16
	150 μm	8~21	8~21	4~12	10~25	4~12	8~21	10~25	15~30	8~30	4~12
	75 μm	6~11	6~11	2~7	8~13	2~7	6~11	8~12	8~15	4~12	2~7

(1) 基本施設における骨材の最大粒径は、表層の場合は1層の仕上がり厚さの1/2.5以下、基層の場合は1/1.5以下とする。

(2) 上表に示す粒度は、使用する骨材がほとんど等しい比重を有する場合のものであって、比重が0.2以上異なる骨材が2種類以上ある場合は、骨材の粒度を補正することについて事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(3) グルーピングを施工する表層の骨材粒度は、粒度範囲の上限を用いるのがよい。

(4) 用途区分のタイプAは、設計荷重区分がLA-1、LA-12、LA-2、LA-3及びLA-4に適用する。タイプBは、設計荷重区分がLSA-1、LSA-2、LT-1、LT-12及びLT-2に適用する。

2) 使用する瀝青材料は、ストレートアスファルトとし、その種類及び使用量は、設計図書のとめによる。

3) 加熱アスファルト混合物は、表3-34に適合しなければならない。

なお、用途区分は設計図書の定めによる。

表3-34 マーシャル試験に対する基準値

区域	基本施設				道路・駐車場				
	タイプA		タイプB		密粒度 アスファルト 混合物 (13F)	密粒度 ギャップ アスファルト 混合物 (13F)	細粒度 アスファルト 混合物 (13F)	細粒度 アスファルト 混合物 (歩道用)	粗粒度 アスファルト 混合物
混合物の種類	密粒度 アスファルト 混合物 (20F)	粗粒度 アスファルト 混合物 (13F)	細粒度 ギャップ アスファルト 混合物 (13F)	粗粒度 アスファルト 混合物					
突固め回数(回)	75		50		50				
安定度(KN)	8.80以上		4.90以上		4.90以上		3.43以上	3.43以上	4.90以上
フロー値	20~40	15~40	20~40	15~40	20~40	20~80	20~60	20~40	
空隙率(%)	2~5	3~6	3~5	3~6	3~5	2~5	3~10	3~7	
飽和度(%)	75~85	65~80	75~85	65~80	75~85	75~90	-	65~85	

(注1) タイプAは、設計荷重区分がLA-1、LA-12、LA-2、LA-3及びLA-4に適用する。

(注2) タイプBは、設計荷重区分がLSA-1、LSA-2、LT-1、LT-12及びLT-2に適用する。

(注3) 水の影響を受けやすいと思われる混合物は又はそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

$$\text{残留安定度}(\%) = (60^\circ\text{C、48時間水浸後の安定度}(\text{kN}) / \text{安定度}(\text{kN})) \times 100$$

10. 再生加熱アスファルト混合物

再生アスファルト混合物については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-3 アスファルト舗装の材料 10. 再生アスファルト混合物」の規定によるものとする。

3-4-4 コンクリート舗装工

1. 路床工

路床工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 1.路床工」の規定によるものとする。

2. しゃ断層

無筋コンクリート舗装及び連続鉄筋コンクリート舗装に適用

- 1) 受注者は、しゃ断層用材料については、路床をみださない方法で、所定の厚さに敷きならさなければならない。
- 2) 受注者は、他の構造物と隣接する箇所及び狭小な箇所は、小型機械等により十分注意して入念に施工しなければならない。

3. 凍上抑制層

無筋コンクリート舗装及び連続鉄筋コンクリート舗装に適用

- 1) 受注者は、各層の施工に先立ち、浮石、木片、ごみ等を取り除き清掃しなければならない。
- 2) 受注者は、敷均しにおいて、材料の分離を避け不陸が生じないように均等な厚さに敷き広げなければならない。
- 3) 受注者は、締固め中、路床の軟弱により所定の締固めができないときは、直ちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。
- 4) 受注者は、凍上抑制層の締固めにあたってはJIS A 1210（突固めによる土の締固め試験方法－試験方法E法）によって求めた最適含水比付近で所定の締固め度に締固めしなければならない。なお、最大乾燥密度は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- 5) 受注者は、砂及び火山灰の締固め度については、球体落下試験によるものとする。
- 6) 受注者は、敷きならしにあたっては、締固め後の一層仕上がり厚が20cmをこえないよう、均一に敷きならさなければならない。
- 7) 受注者は、他の構造物と隣接する箇所及び狭小な箇所は、小型機械等により十分注意して入念に締固めなければならない。

4. 下層路盤

無筋コンクリート舗装及び連続鉄筋コンクリート舗装に適用

- 1) 準備工は、第2章、第3節「空港土木」を適用する。
- 2) 受注者は、各層の施工に先立ち、浮石、木片、ごみ等を取り除き清掃しなければならない。
- 3) 受注者は、敷均しにおいて、材料の分離を避け、不陸が生じないように均等な厚さに敷均さなければならない。
- 4) 一層の仕上がり厚さは、20 cm以下とする。

- 5) 受注者は、路盤面を JIS A 1210 (突固めによる土の締固め試験方法) の規定により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に示す断面形状に締固めなければならない。
- 6) 受注者は、在来の碎石路面に直接下層路盤を設ける場合は、在来路面を一様にかき起して整正しなければならない。
- 7) 受注者は、他の構造物と隣接する箇所及び狭小な箇所は、小型機械等により十分注意して入念に締固めなければならない。
- 8) 受注者は、路盤の最終仕上げ面は、監督職員の立会によるプルーフローリングを行わなければならない。プルーフローリングの結果、不良箇所が発見された場合は、受注者は、監督職員の指示に従って当該不良箇所を補修又は再施工しなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。
- 9) 既設路盤上に、厚さ 15cm 以下の補足材料 (補充路盤材) を施工する場合は、事前に路盤の全面をスカリファイヤー等で 3 cm 以上かき起こした後に補足材料の搬入、敷均し、転圧を行うものとする。

5. 上層路盤

上層路盤については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-4 コンクリート舗装工 5. 上層路盤」の規定によるものとする。

6. 粒度調整路盤

粒度調整路盤については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-4 コンクリート舗装工 6. 粒度調整路盤」の規定によるものとする。

7. セメント安定処理路盤

セメント安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-4 コンクリート舗装工 7. セメント安定処理路盤」の規定によるものとする。

8. アスファルト安定処理路盤

アスファルト安定処理路盤については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-4 コンクリート舗装工 8. アスファルト安定処理路盤」の規定によるものとする。

9. コンクリート舗装

コンクリート舗装については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-4 コンクリート舗装工 9. コンクリート舗装」の規定によるものとする。

10. 一般

一般については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-4 コンクリート舗装工 10. 一般」の規定によるものとする。

1 1. 現場練コンクリートに使用するコンクリートプラント

現場練コンクリートに使用するコンクリートプラントについては、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 11. 現場練コンクリートに使用するコンクリートプラント」の規定によるものとする。

1 2. 型わく

型わくについては、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 12. 型わく」の規定によるものとする。

1 3. コンクリート舗設

コンクリート舗装については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 13. コンクリート舗装」の規定によるものとする。

1 4. 路盤紙及びアスファルト乳剤

路盤紙及びアスファルト乳剤については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 14. 路盤紙及びアスファルト乳剤」の規定によるものとする。

1 5. コンクリートの運搬

コンクリートの運搬については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 15. コンクリートの運搬」の規定によるものとする。

1 6. 鉄筋及び鉄網

鉄筋及び鉄網については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 16. 鉄筋及び手網」の規定によるものとする。

1 7. 敷均し及び締固め

敷均し及び締固めについては、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 17. 敷均し及び締固め」の規定によるものとする。

1 8. 表面仕上げ

表面仕上げについては、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 18. 表面仕上げ」の規定によるものとする。

1 9. 目地

目地については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 19. 目地」の規定によるものとする。

20. 養生

養生については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 20. 養生」の規定によるものとする。

21. 暑中コンクリート舗装

暑中コンクリート舗装については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 21. 暑中コンクリート舗装」の規定によるものとする。

22. 一般

一般については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 22. 一般」の規定によるものとする。

23. コンクリート舗設

コンクリート舗設については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 23. コンクリート舗設」の規定によるものとする。

24. 養生

養生については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 24. 養生」の規定によるものとする。

25. 寒中コンクリート舗装

寒中コンクリート舗装については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 25. 寒中コンクリート舗装」の規定によるものとする。

26. 一般

一般については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 26. 一般」の規定によるものとする。

27. コンクリート舗設

コンクリート舗設については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 27. コンクリート舗設」の規定によるものとする。

28. 凍結

凍結については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 28. 凍結」の規定によるものとする。

29 養生

養生については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-4 コンクリート舗装工 29. 養生」の規定によるものとする。

3-4-5 PC 舗装工

PC 舗装工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-5 PC 舗装工」の規定によるものとする。

3-4-6 PC プレキャスト舗装工

PC プレキャスト舗装工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-6 P プレキャスト舗装工」の規定によるものとする。

3-4-7 アスファルト舗装工

1. 路床工

路床工の施工については、第5編、第3章、第4節、第4項「コンクリート舗装工」を適用する。

2. 下層路盤

下層路盤の施工については、第5編、第3章、第4節、第4項「コンクリート舗装工」を適用する。

3. 粒度調整路盤

粒度調整路盤の施工については、第5編、第3章、第4節、第4項「コンクリート舗装工」を適用する。

4. セメント安定処理路盤

セメント安定処理路盤の施工については、第5編、第3章、第4節、第4項「コンクリート舗装工」を適用する。

5. アスファルト安定処理路盤

1) 準備工は、第2章、第3節「空港土工」を適用する。

2) 加熱アスファルト混合物の配合は、以下の規定による。

(1) 受注者は、施工に先立ち、マーシャル試験を行って加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。

ただし、これまでの実績により、加熱アスファルト混合物が、マーシャル試験値に対する規定の基準値に適合することが明らかである場合、受注者は、実績書類を監督職員に提出し承諾を得て、マーシャル試験を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度（以下事前審査という。）を適用する場合、受注者は、配合設計報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、基本施設舗装については、設計図書に記載のある品質管理項目について事前審査の認定書などの項目を満足することがわかる資料を提出するとともに、満足されていない項目の事前審査については別途品質証明を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、施工に先立ち、(1) で決定した配合の加熱アスファルト混合物を工事に使用するアスファルトプラントで製造し、その混合物についてマーシャル試験を行い、規定の品質を満足するように現場配合を決定してその資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、監督職員が指示した場合又は材料の産地が変わった場合、受注者は、現場配合の修正を行い、配合を修正した資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

- (3) 受注者は、施工を開始した最初の2日間において、現場配合により製造した加熱アスファルト混合物から、午前・午後各3個のマーシャル供試体を作成し、その供試体の密度を求め、加熱アスファルト混合物の基準密度を定めなければならない。

基準密度は、全供試体の密度の平均値とし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、最初の2日間で完了する工事の場合は、(2)の試験結果から基準密度を決定するものとし、受注者は、事前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。

3) アスファルトプラントは、以下の規定による。

- (1) 材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全に対策を施したものとする。

- (2) 受注者は、施工に先立ち、プラントの機種、性能及び設置場所について監督職員の承諾を得なければならない。

- (3) バッチ式プラントは、次に示す性能を有するものでなければならない。

ア) コールドフィーダは、骨材を均一にドライヤへ供給し、ドライヤの能力を十分発揮させ、均一な粒度と均一な温度とを確保するものでなければならない。

イ) アスファルト貯蔵槽は、1日の作業に支障のないようアスファルト量を貯蔵できるものとし、加熱装置は、間接加熱装置とする。

また、供給管内の適当な位置には、自記記録ができる温度計を設置し、アスファルトの温度を測定し得るようにしなければならない。

ウ) ドライヤは、骨材を十分乾燥させ、規定の温度に加熱できるもので、ドライヤの吐出し口付近には、自記記録ができる温度計を設置し、骨材の温度を測定し得るようにしなければならない。

エ) ふるい分け装置は、加熱骨材を3種類以上にふるい分けできる能力を有するものでなければならない。

オ) ホットビンは、3室以上に分かれ、各粒径の骨材を5バッチ以上貯蔵し得るものでなければならない。

また、各室ごとにオーバーフローパイプ及びそれぞれの試料採取装置を備えていなければならない。

カ) アスファルトプラントには、集じん装置が設置されていなければならない。

キ) 骨材及び石粉の計量槽は、1バッチの材料を一度に計れる容量をもち、材料漏れのない吐出し口をもっていなければならない。

アスファルト計量槽の周囲は、適切な方法で保温しなければならない。

- ク) 骨材、石粉及びアスファルト秤は、1バッチの材料を一度に計れる容量を持つものでなければならない。
秤の最小目盛りは、秤量の0.5%以下で、その精度は、秤量の1%以下でなければならない。
- ケ) アスファルト放出装置（スプレーパ）は、アスファルトを均等に散布できるノズル数と長さを有するものでなければならない。
- コ) ミキサは、二軸式パグミル型バッチ式ミキサで、均一な規定の混合物を生産するものでなければならない。
羽根とミキサの内壁との間隙は、2cm以下とする。
- (4) 連続式プラントは、3)(3)のバッチ式プラントに示すア)イ)ウ)エ)オ)カ)の規定のほか、次の各項の規定を満足するものでなければならない。
- ア) 粒度調整装置は、正確に骨材を配合できるものでなければならない。
- イ) 同調装置は、骨材の供給量とアスファルトの供給量間の比率を自動的に一定に保ちうるものでなければならない。
- ウ) ミキサは二軸式パグミル型の連続式ミキサで、均一な規定の混合物を製造し得るものでなければならない。

(5) 計量自記記録装置

1) 一般

バッチ式プラントには次に示す構造の計量自記記録装置を備えなければならない。

2) 自記記録装置の構造

ア) 計量記録装置は、印字式のものであり、かつ、作業（横打ち）方式のものでなければならない。

イ) 印字項目は、注文書記号（開発局…K）、バッチNo.、骨材の累積、各ビン計量値、石粉計量値、アスファルト計量値、混合時刻、次表に示す合材種別番号、日付とし、各々横打ちで1バッチについて1行に記録されるものでなければならない。

ただし、注文者記号、合材種別番号、日付については、作業日、合材種別ごとに、継続して行われる最初のバッチに記録されるものでよいが、他の項は各バッチごとに記録されなければならない。

また、骨材累積各ビン計量値について、アスファルト安定処理にあつては、2.5mmふるいは、直近のビンまでの累積計量値及び骨材累積最終ビン計量値を記録するのみでもよいものとする。

表 合材種別番号

種別	基本施設						道路・駐車場					
	タイプA			タイプB								
	アスファルト安定処理	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	アスファルト安定処理	粗粒度アスファルト混合物	細粒度ギヤップアスファルト混合物	アスファルト安定処理	粗粒度アスファルト混合物	細粒度ギヤップアスファルト混合物	密粒度ギヤップアスファルト混合物	歩道細粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物
番号	11	12	13	14	15	16	1	2	3	4	5	6

(注1) 本表の合材種別番号により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、区分毎の合材種別が判断できるように刻印してもよい。

(注2) タイプAは、設計荷重区分がLA-1、LA-12、LA-2、LA-3及びLA-4に適用する。
 タイプBは、設計荷重区分がLSA-1、LSA-2、LT-1、LT-12及びLT-2に適用する。

ウ) 継続して同一配合の合材が生産される場合は、作業日ごとに、その最終バッチ後に、骨材累積最終ビン計量値、石粉計量値、アスファルト計量値の各々について材料別に集計し、印字する機構を有するものでなければならない。

ただし、一日のうち、同一注文者による同一配合の合材生産作業が中断される場合、中断前の材料集計値と、再開後の材料集計値が各々印字されるものであり、中断前と再開後の材料集計値が加算されなくともよいものとする。

エ) 前項の材料集計値は、電源の切断、又は停電等があっても、集計用記憶回路の記憶が解除されることなく、所定の材料集計値が記録されるものでなければならない。

オ) 作業記憶データに印字される最小数値は、計量器最大ひょう量の 1/200 以下でなければならない。

3) 混合作業は下記の事項によらなければならない。

ア) 受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。

イ) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計算式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。

ウ) 印字記憶結果に異常値を発見した場合は、直ちにその原因をもとめて、異常値が生じないよう対策を講じなければならない。

エ) 計量された値が正しく印字されるよう計量記録装置の点検、調整を行わなければならない。

オ) 作業記録データは、1部を監督職員に提出しなければならない。

なお、データは、コピーしたものでよいものとする。

4) 加熱アスファルト混合物の練混ぜ及び運搬は、以下の規定による。

(1) 練混ぜ

ア) 受注者は、施工に先立ち、試験練を行い、現場配合の粒度に適合するようにコールドフィーダのゲートの開き及び各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。

イ) 受注者は、アスファルトの加熱温度について、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

また、温度の変動は、承諾された温度に対して±15℃の範囲内にななければならない。

ウ) 受注者は、ふるい分け装置のふるいの目詰まりを防ぐよう必要に応じて清掃しなければならない。

エ) 受注者は、バッチ式ミキサを使用する場合の材料の練混ぜは、骨材及びフィラーを投入して、5秒以上練混ぜたのちにアスファルトを注入し、30秒以上均一な混合物を得るまで練混ぜなければならない。

オ) 受注者は、連続式ミキサを使用する場合の混合時間は、45秒以上で均一な混合物を得るのに必要な時間でなければならない。連続式ミキサを使用する場合の混合時間は、次式により計算する。

$$\text{練混ぜ時間 (秒)} = \frac{\text{ミキサの全容量 (kg)}}{\text{毎秒当りミキサ搬出量 (kg/see)}}$$

カ) ミキサ排出時の混合物の基準温度を、アスファルトの動粘度 150~300 センチストークス (セイボルトフロール度 75~150 秒) のときの温度範囲の中から選ぶものとし、受注者は、事前に基準温度について監督職員の承諾を得なければならない。

また、ストレートアスファルト混合物の変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内にななければならないものとし、かつ 185℃を超えてはならない。

(2) 運搬

ア) 受注者は、荷台の清浄、平滑なトラックで混合物を運搬しなければならない。

イ) 受注者は、トラックの荷台内面に、混合物の付着を防止するため油又は溶液を塗布する場合は、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう薄く塗布しなければならない。

ウ) 運搬に際しては、混合物の保温等を行うため、受注者は、シート等により混合物を適切に保護しなければならない。

また、寒冷期間中は、必要に応じて 2 枚以上のシートで覆うなどの保護対策を講じなければならない。

5) 受注者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が 5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

やむを得ず5℃以下のとき舗設する場合は、次の方法を組み合わせるなどして所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。

- (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
- (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合物の温度をきめる。ただし、その温度は、185℃をこえてはならない。
- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備をもうける。(運搬トラックには帆布を2～3枚かさねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなどの対策をする。)
- (4) 敷均しに際しては、
 - ① フィニッシャーのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
 - ② 作業を中断した後、再び混合物の敷きならしを行う場合はすでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱しておかなければならない。

6) 舗設は、以下の規定による。

(1) 舗設準備

ア) 受注者は、舗設に先立ち、舗設面の浮石、ごみ、どろ、その他の有害物を除去しなければならない。

イ) 舗設面が雨、雪等で濡れているときは、舗設を進めてはならない。

(2) プライムコート

ア) プライムコートに使用する瀝青材料の品質及び使用量は、設計図書の定めによる。

イ) 受注者は、日平均気温が5℃以下のときに、プライムコートの散布を行ってはならない。

この気温を下回ることが予測されるときは、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

ウ) 受注者は、作業中に雨が降りだした場合は、直ちに作業を中止しなければならない。

エ) 受注者は、瀝青材料の散布にあたって、縁石等の構造物を汚損しないよう規定の量を均一に散布しなければならない。

オ) 受注者は、プライムコートを施工後、路面を工事用車両の通行に使用する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、荒目砂等を散布しなければならない。

また、交通によりプライムコートがはく離した場合は、再度プライムコートを施工し補修しておかなければならない。この散布及び補修に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) タックコート

ア) タックコートに使用する瀝青材料の種類及び使用量は、設計図書の定めによる。

イ) 受注者は、日平均気温が5℃以下のときにタックコートの散布をしてはならない。

この気温を下回ることが予測される場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

- ウ) 受注者は、作業中に雨が降りだした場合は、直ちに作業を中止しなければならない。
- エ) 受注者は、瀝青材料の散布にあたって、縁石等の構造物を汚損しないよう規定の量を均一に散布しなければならない。
- オ) タックコートは、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

(4) 混合物の敷均し

- ア) 受注者は、アスファルトフィニッシャにより敷均しを行わなければならない。
やむを得ず人力による場合は、施工に先立ち、監督職員の承諾を得るものとし、施工に際しては、混合物が分離しないように敷均さなければならない。
- イ) 敷均したときの混合物の温度は、110℃以上とする。
- ウ) 受注者は、敷均しを、その下層表面が湿っていないときに施工するものとし、作業中に雨が降りだした場合は、直ちに作業を中止しなければならない。
- エ) 受注者は、敷均しを日平均気温が5℃以下のときに施工してはならない。
やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合、受注者は、施工に先立ち、予測される気温で規定の締固め度が得られることを確認し、監督職員の承諾を得なければならない。
- オ) 受注者は、一層の仕上り厚さを、10 cm以下で施工しなければならない。
- カ) 受注者は、アスファルトフィニッシャを用いる場合に、規定の幅・厚さ、正しい横断勾配及び平滑な表面が得られるよう型わくを設置して施工しなければならない。
- キ) 受注者は、縁石、マンホール、その他の構造物が舗装に接する部分の施工にあたって、事前にその施工方法及び使用する瀝青材料について監督職員の承諾を得るものとし、作業に際しては、瀝青材料を均一に塗布しなければならない。

(5) 混合物の締固め

- ア) 受注者は、混合物を敷均した後、設計図書に示す締固め度が得られるよう、適切なローラによって、締固めなければならない。
- イ) 受注者は、ローラマーク及び表面の小さな高低差をなくすようマカダムローラ等を使用して、平たんに仕上げなければならない。
- ウ) 受注者は、ローラによる締固めが不可能な箇所について、タンパ等で締固めて仕上げなければならない。

7) 継目は、以下の規定による。

- (1) 受注者は、継目を締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない

(2) 各層の縦方向継目の位置は 15 cm 以上、又、横方向継目の位置は 1m 以上ずらさなければならない。

(3) 供用中の滑走路及び誘導路の摺り付けは、設計図書の定めによる。

6. 再生粒度調整路盤、再生アスファルト安定処理路盤

再生粒度調整路盤については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」3. に、再生アスファルト安定処理路盤については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」5. に準拠する。

7. 表層及び基層

- 1) 表層及び基層の施工は、第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 7 項「アスファルト舗装工」5. を適用する。ただし、一層の仕上がり厚は 8 cm 以下を標準とする。また、受注者は、表層を仕上げて転圧する場合は、タンDEMローラ、振動ローラ（タンDEM型）等を使用して、平坦に仕上げなければならない。ただし、振動ローラ（タンDEM型）を仕上げ転圧に使用する場合は振動をかけてはならない。
- 2) 表層及び基層の一層の仕上がり厚は、粒状路盤直上の表層又は基層を施工する場合を除き、10cm とすることも可能である。この場合、ローラマークが発生しやすいため、表層はタンDEMローラ等による仕上げ転圧を行うものとし、表層及び基層の施工計画では、混合物量が多く敷き均しに時間を要すること、舗装温度が交通開放温度に達するまでの時間が長くなることに留意するひつようがある。
- 3) 受注者は、交通解放時の舗装表面温度を監督職員の指示による場合を除き、ストレートアスファルト混合物で 50°C 以下、改質アスファルト混合物で 70°C 以下としなければならない。

3-4-8 グルーピング工

グルーピング工については、空港土木工事共通仕様書、第 2 編、第 2 章、第 4 節「2-4-8 グルーピング工」の規定によるものとする。

3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料

- 1) 舗装を前提としない路盤用材料は、40mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- 2) 品質規格、粒度については第 5 編、第 3 章、第 4 節、第 2 項「コンクリート舗装用材料」4. 1) ~ 4) によるものとする。

3-4-10 その他の砂利、砂、採石等

- 1) 砂利、碎石は、良質で適当な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。
- 2) 砂は、良質で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。

第5節 飛行場標識工

飛行場標識工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。

第6節 付帯施設工

付帯施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。

第4章 舗装

第1節 適用

本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工事に関する工種について適用する。

第2節 工場製作工

工場製作工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。

第3節 道路土工

道路土工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。

第4節 舗装工

舗装工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。

第5節 路面排水工

路面排水工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。

第6節 防護柵工

防護柵工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。

第7節 標識工

標識工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第7節「標識工」の規定によるものとする。

第8節 道路付属施設工

道路付属施設工の施工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第3章、第8節「道路付属施設工」の規定によるものとする。

第13編 空港編

第1章 用地造成

第1節 適用

1. 本章は、空港工事における工場製作工、空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積（張）工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、付帯施設工、ブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、水中コンクリート、超速硬コンクリート工、塗装工、溶接及び切断工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)

国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書
(平成27年4月)

第3節 工場製作工

工場製作工の施工については、第5編、第2章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。

第4節 空港土工

空港土工の施工については、第5編、第2章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。

第5節 地盤改良工

地盤改良工の施工については、第5編、第2章、第4節「地盤改良工」の規定によるものとする。

第6節 法面工

法面工の施工については、第5編、第2章、第5節「法面工」の規定によるものとする。

第7節 石・ブロック積（張）工

石・ブロック積（張）工の施工については、第5編、第2章、第7節「石・ブロック積（張）工」の規定によるものとする。

第8節 擁壁工

擁壁工の施工については、第5編、第2章、第7節「擁壁工」の規定によるものとする。

第9節 カルバート工

カルバート工の施工については、第5編、第2章、第8節「カルバート工」の規定によるものとする。

第10節 小型水路工

小型水路工の施工については、第5編、第2章、第9節「小型水路工」の規定によるものとする。

第11節 緑地工

緑地工の施工については、第5編、第2章、第10節「緑地工」の規定によるものとする。

第12節 付帯施設工

付帯施設工の施工については、第5編、第2章、第11節「付帯施設工」の規定によるものとする。

第13節 ブラストフェンス工

ブラストフェンス工の施工については、第5編、第2章、第12節「ブラストフェンス工」の規定によるものとする。

第14節 ケーブルダクト工

ケーブルダクト工の施工については、第5編、第2章、第13節「ケーブルダクト工」の規定によるものとする。

第15節 杭工及び矢板工

杭工及び矢板工の施工については、第5編、第2章、第14節「杭工及び矢板工」の規定によるものとする。

第16節 水中コンクリート

水中コンクリートの施工については、第5編、第2章、第15節「水中コンクリート工」の規定によるものとする。

第17節 超速硬コンクリート

超速硬コンクリートの施工については、第5編、第2章、第16節「超速硬コンクリート工」の規定によるものとする。

第18節 塗装工

塗装工の施工については、第5編、第2章、第17節「塗装工」の規定によるものとする。

第19節 溶接及び切断工

溶接及び切断工の施工については、第5編、第2章、第18節「溶接及び切断工」の規定によるものとする。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第5編、第2章、第19節「構造物撤去工」の規定によるものとする。

第2章 基本施設舗装

第1節 適用

1. 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)

国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)

第3節 工場製作工

工場製作工の施工については、第5編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。

第4節 空港土工

空港土工の施工については、第5編、第3章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。

第5節 空港舗装工

空港舗装工の施工については、第5編、第3章、第4節「空港舗装工」の規定によるものとする。

第6節 飛行場標識工

飛行場標識工の施工については、第5編、第3章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。

第7節 付帯施設工

付帯施設工の施工については、第5編、第3章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。

第3章 舗装

第1節 適用

1. 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工事に関する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

国土交通省航空局 空港土木施設施工要領 (平成21年4月)

国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (平成27年4月)

第3節 工場製作工

工場製作工の施工については、第5編、第4章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。

第4節 道路土工

道路土工の施工については、第5編、第4章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。

第5節 舗装工

舗装工の施工については、第5編、第4章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。

第6節 路面排水工

路面排水工の施工については、第5編、第4章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。

第7節 防護柵工

防護柵工の施工については、第5編、第4章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。

第8節 標識工

標識工の施工については、第5編、第4章、第7節「標識工」の規定によるものとする。

第9節 道路附属施設工

道路附属施設工の施工については、第5編、第4章、第8節「道路附属施設工」の規定によるものとする。

空港土木工事施工管理基準
及び規格値

空港土木工事施工管理基準及び規格値

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、空港工事仕様書第1編1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、又は、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。（「付表6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する）

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

（1） 無筋、鉄筋コンクリート

受注者は、1日の打設量が10 m³未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

（2） 土工

受注者は、土工量が1,000 m³未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

（3） コンクリート舗装工

受注者は、1日のコンクリート打設量が20 m³未満の場合、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

（4） アスファルト舗装工

受注者は、1日の舗装面積が200 m²未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

（5） その他の工種

石・ブロック積（張）工、地盤改良工、法面工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、柵工、境界杭工及びブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、塗装工、溶接及び切断工、飛行場標識工及び標識工、タイダウンリング工及びアースリング工、道路附属施設工及び維持修繕工事については、施工規模によっては監督職員の承諾を得て、品質管理を省略することができる。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規程の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

（イ） 路 盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000m²以下のもの）

（ロ） アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

（1）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

（2）情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

（3）3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

また、舗装工（基本施設舗装の表層・基層を除く）において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

（4）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

（5）施工状況検査について

受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、施工状況検査を受けなければならない。

施工状況検査とは、契約書第9条の「工事の施工状況の検査」をいい、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。

なお、受注者が「段階確認」を受けた項目については、監督職員と協議の上、省略することができる。

出来形管理基準及び規格値

(別表－１) 品質管理基準及び規格値

1. 石・ブロック積（張）工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
石・ ブロック積 張工	コンクリート	施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		
	石積（張）	材料		JIS A 5003	当初及び材料が異なるごとに1回	JIS A 5003	試験成績表を提出
	コンクリートブロック積（張）	材料		JIS A 5371 付属書 4	搬入時	JIS A 5371	試験成績表を提出
	水抜きパイプ	材料		JIS K 6741	搬入時	JIS K 6741	試験成績表を提出
	基礎材	材料	粒度試験	JIS A 1102,1204	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
			含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出

2. 無筋、鉄筋コンクリート (1/3)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要		
無筋、鉄筋コンクリート	現場練りコンクリート及びレディミクストコンクリート	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	配合設計前に1回	・JIS R 5210(ポルトランドセメント) ・JIS R 5211(高炉セメント) ・JIS R 5212(シリカセメント) ・JIS R 5213(フライアッシュセメント) ・JIS R 5214(エコセメント)	1. 搬入時に試験成績表を提出 2. セメントを3箇月以上貯蔵したり、又は湿った場合は、物理試験を行う		
			骨材の有害物試験	粘土塊 JIS A 1137 骨材の微粒分量試験方法は JIS A 1103	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	・細骨材は、空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」43項を適用 ・粗骨材は、空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」50項を適用	試験成績表を提出		
			細骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」44項を適用	試験成績表を提出		
			細骨材の塩分含有量試験	土木学会基準 JSCE-C502-2018「海砂の塩化物イオン含有率試験方法(滴定法(案))」による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	NaCl に換算して0.04%以下	試験成績表を提出		
			鉄筋	JIS G 3112、3101、3117	搬入時	JIS G 3112、3101、3117	試験成績表を提出		
			目地材料		搬入時		試験成績表を提出		
			その他は、15.「コンクリート舗装工」を適用する			その他は15.「コンクリート舗装工」を適用する			
			コンクリートプラント (現場練りコンクリート)	施工	15.「コンクリート舗装工」を適用する	15.「コンクリート舗装工」を適用する			

2. 無筋、鉄筋コンクリート (2/3)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
無筋、鉄筋コンクリート	現場練りコンクリート及びレディーミクストコンクリート	施工	スランプ	JIS A 1115、1101	供試体作製時	設計図書及び JIS A 5308 による	
			単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成 16 年 3 月 8 日)	少なくとも 2 回/日(正午をまたぐときは午前・午後各 1 回)又は特に重要な構造物では重要度に応じ 1 回/100~150m ³ 荷卸し時に変化が認められた場合	<ul style="list-style-type: none"> 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³ を超え±20kg/m³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。 配合設計±20kg/m³ 指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³ 以内になることを確認する。更に配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の 3 台毎に 1 回、単位水量の測定を行う。なお、管理値又は指示値を超える場合は 1 回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は 2 回の測定結果のうち、配合設計と差の絶対値の小さい方で評価してよい 	レディーミクストコンクリートを使用する場合
			空気量	JIS A 1116、1118、1128	供試体作製時	4.5%±1.5%(計量コンクリート 5%±1.5%)	
			温度	温度計による	供試体作製時	設計図書に規定	暑中、寒中コンクリート又は監督職員が認めた場合
			寒中コンクリート養生中コンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定		3 時間以内の間隔で定時測定する。		様式(22-1)にとりまとめる。
コンクリート舗装コンクリート打設温度(寒中コンクリートの場合)	打設区画内の打設始め中間・完了時	3 回以上		様式(22-1)にとりまとめる。			

2. 無筋、鉄筋コンクリート (3/3)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
無筋、鉄筋コンクリート	現場練りコンクリート及びレディーミクストコンクリート	施工	コンクリート舗装養生中 コンクリート温度 (寒中コンクリートの場合)	1箇所以上	3時間以内の間隔で定時測定する。		様式(22-1)にとりまとめる。
			コンクリート舗装囲い内の温度 (寒中コンクリートの場合)	打設区内 2箇所以上	3時間以内の間隔で定時測定する。		様式(22-1)にとりまとめる。
			寒中コンクリート温度の測定		生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する。現場受入れ時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する。		仕様書による。
	現場練りコンクリート	施工	圧縮強度	JIS A 1108、1115、1132	1日ごとに少なくとも1回、又はコンクリート 150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	1回の試験結果は設計基準強度の値85%以上。 3回の試験結果の平均値は設計基準強度以上であること。	設計基準強度は設計図書による
	レディーミクストコンクリート	施工	圧縮強度	JIS A 1108.1115、1132	1日ごとに少なくとも1回、又はコンクリート 150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製 JISの工場製品で同一の配合の1日当たり打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ 毎に1回とすることができる	1回の試験結果は呼び強度(指定強度)の値85%以上。 3回の試験結果の平均値は呼び強度(指定強度)以上であること。	呼び強度は設計図書による

3. 土工 (1/2)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
土工	搬入盛土 (購入土)	材料	土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1204	当初及び材料が異なるごとに1回	最大寸法 300 mm	
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	0.425 mmふるい通過分の塑性指数 (PI) 30 以下	
			CBR 試験	JISA1211 による	当初及び材料が異なるごとに1回	仕様密度における修正 CBR5%以上	
			土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び材料が異なるごとに1回		
	施工		土の含水比試験	JIS A 1203、簡易方法又は RI 法による	1日ごとに1回、又は2,000 m ³ ごとに1回 (RI 法)	最適含水比付近	
			締固め密度試験	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 突砂法 舗装調査・試験法便覧 III-7-2 又は RI 法による	2,000 m ³ ごとに1回、又は施工箇所一層ごとに1日15点 (RI 法)	材料の項で求めた最大乾燥密度の90%以上 RI 法による場合は92%以上	
			飽和度試験	JIS A 1202 土粒子の密度試験方法、現場における土の飽和度又は空気間隙率試験方法	2,000 m ³ ごとに1回	85~95% (空気間隙率 2~10%)	粘性土に適用
			工法規定	タスクメータによる	設計図書に規定	設計図書に規定	中硬岩、硬岩
			球体落下試験	付表	2,000m ³ ごとに1回 主付近3箇所から試料を採取し平均値で示す。	D=6.3cm 以下	未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。
			衝撃加速度試験	付表	2,000m ³ ごとに1回 行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	仕様書による。	現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。

3. 土工 (2/2)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
土工	流用盛土(流用土、発生土、採取土)	材料	土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書に規定	
			土の締固め試験	JIS A 1210	当初及び材料が異なるごとに1回		
		施工	土の含水比試験	JIS A 1203、簡易方法又はRI法	1日ごとに1回、又は2,000m ³ ごとに1回(RI法)	最適含水比付近	
			締固め密度試験	JIS A 1214(砂置換法)又はRI法	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧Ⅲ-7-2 又はRI法	材料の項で求めた最大乾燥密度の90%以上 RI法による場合は92%以上	
			飽和度試験	JIS A 1202、土粒子の密度試験方法、現場における土の飽和度又は空気間隙率試験方法による	2,000m ³ ごとに1回	85~95%(空気間隙率1~10%)	粘性土に適用
			工法規定	タスクメータによる	設計図書に規定	設計図書に規定	中硬岩、硬岩
			球体落下試験	付表	2,000m ³ ごとに1回 主付近3箇所から試料を採取し平均値で示す。	D=6.3cm以下	未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。
			衝撃加速度試験	付表	2,000m ³ ごとに1回 行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	仕様書による。	現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。

4. 地盤改良工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
地盤改良工	置換え 敷砂 サンドコン パクション パイル サンドドレ ーン	材料	種類、品質及び粒度	JIS A 1102、1204	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書に規定	搬入時に試験成績表を提出
	置換え	施工(陸上)	土の含水比試験	JIS A 1203 又は簡易法又は RI 法	1日ごとに1回	最適含水比付近	
			締固め密度試験	JIS A1214(砂置換法)又は RI 法	1,000m ³ ごとに1回 施工箇所1層ごとに1日15点	最大乾燥密度の90%以上	
	ペーパードレーン(排水材)	材料	種類、品質	設計図書による	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書に規定	搬入時に試験成績表を提出
	深層混合処理	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	配合設計前に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS R 5210 (ポルトランドセメント) ・JIS R 5211 (高炉セメント) ・JIS R 5212 (シリカセメント) ・JIS R 5213 (フライアッシュセメント) ・JIS R 5214 (エコセメント) 	1. セメントは搬入ごとに製造会社の試験表を提出 2. セメントを3ヶ月以上貯蔵したり湿った場合物理試験を行う
			水質試験	JISA5308 附属書 C	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量:2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1.7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道以外の水を使用する場合は試験成績表を提出
				回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	配合設計前及び水質の変動ごとに1回	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	試験成績表を提出
			混和材料	AE 剤及び減水剤は JIS A 6204、フライアッシュは JIS A 6201、高炉スラグは JIS A 6206、シリカフェームは JIS A 6207	搬入時		試験成績表を提出
		配合設計		材料の異なるごとに1回	設計図書に規定		
	載荷	材料	種類、品質及び粒度	JIS A 1102、1204 又は監督職員の承諾する方法	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出

5. 法面工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
法面工	法面工	材料及び施工	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、9.「緑地工」を適用する。セメントモルタル吹付けによる法面保護は、2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。法面を石・ブロック積(張)する場合は、1.「石・ブロック積(張)工」を適用する。				法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、9.「緑地工」を適用する。セメントモルタル吹付けによる法面保護は、2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。法面を石・ブロック積(張)する場合は、1.「石・ブロック積(張)工」を適用する。

6. 擁壁工

現場打ち擁壁工の品質管理は、2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

7. カルバート工

現場打ちカルバート工の品質管理は、2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。なお、小型水路工に使用するカルバートは、8.「小型水路工」を適用する。

8. 小型水路工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
小型水路工	基礎材	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102、1204	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書の規定による	試験成績表を提出
			土の粒度試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
	コンクリート	施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		
	鋼材	材料		JIS G 3101、3131、3141 JIS A 5513 JIS B 1180、1181 1186、1256	搬入時	JIS G 3101、3131、3141 JIS A 5513 JIS B 1180、1181 1186、1256	試験成績表を提出
	コンクリート製品	材料		JIS A 5371、5372、5364、5361、5365、5373	搬入時	JIS A 5371、5372、5364、5361、5365、5373	試験成績表を提出
	塩化ビニル管 強化プラスチック複合管 耐圧ポリエチレンリブ管	材料		JIS K 6741 JIS A 5350 JIS K 6780	搬入時	JIS K 6741 JIS A 5350 JIS K 6780	試験成績表を提出
	フィルター材料	材料	骨材のふるい分け	JIS A 1102	採取地ごとに1回	空港工事仕様書第5編1-9-2「材料」7~11項を適用	試験成績表を提出
	継目材	材料		監督職員の承諾する方法	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出

9. 緑地工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
緑地工	植樹	材料	樹高、幹周り	監督職員の承諾する方法	搬入時	設計図書に規定	
	播種 種子吹付	材料	発芽試験	監督職員の承諾する方法	種子ごとに1回	発芽率80%以上	試験成績表を提出

10. 付帯施設工及びブラストフェンス工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
付帯施設工及びブラストフェンス工	木材	材料		監督職員の承諾する方法		設計図書に規定	
	鋼材 鉄線類	材料		JIS G 3101、3131、3141、3350、3351、3444、3452、3466、3532、3533、3548、3552 JIS B 1180、1181、1186、1256、 JIS H 8610、8641	搬入時	JIS G 3101、3131、3141、3350、3351、3444、3452、3466、3532、3533、3548、3552 JIS B 1180、1181、1186、1256、 JIS H 8610、8641	試験成績表を提出
	FRP	材料	引張強さ	JIS K 7054	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
			曲げ強さ	JIS K 7017、A法	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
			曲げ弾性率	監督職員の承諾する方法	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
	塗料	材料	13.「塗装工」を適用する		13.「塗装工」を適用する		
	溶接	材料及び施工	14.「溶接及び切断工」を適用する		14.「溶接及び切断工」を適用する		
	基礎コンクリート	材料及び施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		
用地境界杭	材料	コンクリートの圧縮強度	JIS A 1108、1115、1132	1日ごとに少なくとも1回又はコンクリート150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	21N/mm ² 以上	JIS工場製品で同一の配合の1日当たり打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ 毎に1回とすることができる	

11. ケーブルダクト工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
ケーブルダクト工	ケーブルダクト(コンクリート)	材料	現場練りコンクリート及びレディーミクストコンクリートについては、2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		現場練りコンクリート及びレディーミクストコンクリートについては、2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		
	ケーブルダクト(管線材類)	材料		JIS G 3452 JIS K 6741 JIS C 3105、3653、8305、8380	搬入時	JIS G 3452 JIS K 6741 JIS C 3105、3653 8305、8380	試験成績表を提出

12. 杭工及び矢板工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
杭工及び矢板工	鋼杭 (鋼管、H形)	材料	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS A 5525、5526 JIS G 3101、3106 3114 JIS G 3125、3444 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時、ロット毎	JIS に適合していること	試験成績表(検査証明書)を提出
			外観	JIS A 5525、5526 JIS G 3101、3106 3114 JIS G 3125、3444 (観察)	搬入時、全数	有害な傷、変形等がないこと	
			形状寸法	JIS A 5525、5526 JIS G 3101、3106 3114 JIS G 3125、3444 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時	JIS 及び設計図書の形状寸法に適合していること	試験成績表(検査証明書)を提出 工場出荷時の測定表を含む
			溶接部	設計図書による(JIS Z 3104 放射線透過試験、JIS Z 3060 超音波探傷試験など)	設計図書による	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと	試験成績表(検査証明書)を提出
	コンクリート杭	材料	外観、形状寸法	JIS A 5372、5373	搬入時	JIS A 5372、5373	試験成績表(検査証明書)を提出
	場所打ちコンクリート杭	材料及び施工	2. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		
	鋼矢板	材料	化学成分、機械的性質	JIS A 5523、A 5528 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時、ロット毎	JIS に適合していること	試験成績表(検査証明書)を提出
			外観	JIS A 5523、A 5528 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時、全数	有害な傷、変形等がないこと	
			形状寸法	JIS A 5523、A 5528 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時	JIS 及び設計図書の形状寸法に適合していること	試験成績表(検査証明書)を提出 工場出荷時の測定表を含む
			溶接部	設計図書による(JIS Z 3104 放射線透過試験)	設計図書による	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと	試験成績表(検査証明書)を提出
	鋼管矢板	材料	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS A 5530 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時、ロット毎	JIS に適合していること	試験成績表(検査証明書)を提出
			外観	JIS A 5530 (観察)	搬入時、全数	有害な傷、変形等がないこと	
			形状寸法	JIS A 5530 (製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認)	搬入時	JIS 及び設計図書の形状寸法に適合していること	試験成績表(検査証明書)を提出 工場出荷時の測定表を含む
			溶接部	設計図書による(JIS Z 3104 放射線透過試験、JIS Z 3060 超音波探傷試験など)	設計図書による	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと	試験成績表(検査証明書)を提出
コンクリート矢板	材料	外観、形状寸法	JIS A 5372、5373	搬入時	JIS A 5372、5373	試験成績表(検査証明書)を提出	

13. 塗装工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
塗装工	塗料	材料		JIS K 5600-1-1~9-3	搬入時	JIS K 5600	試験成績表を提出

14. 溶接及び切断工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
溶接及び切断工	溶接材料	材料	材質	種類 (観察)	施工中適宜	設計図書による	
				JIS Z 3211、3212 3312、3313、3319 (製造工場の試験成績表により確認)	搬入前に1回	設計図書による	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出
			溶接部の強度	引張り及び曲げ (JIS Z 3121、3131 等の機械の試験成績による確認)	設計図書による	設計図書による	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出
			非破壊試験、カラーチェック (JIS Z 3104、放射線透過試験の他、設計図書による)	設計図書による	設計図書による	写真データを提出	
	ガス切断材	材料	材質	種類 (観察)	施工中適宜	設計図書による	
				JIS K 1101、1902 (製造工場の試験成績表により確認)	搬入前に1回	設計図書による	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出

15. コンクリート舗装工 (1/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	路床工	材料	土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料の異なるごとに1回		
			土の粒度試験	JIS A 1204	当初及び材料の異なるごとに1回	最大寸法 100 mm (150 mm)	()路床上部 30 cm を除く部分
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料の異なるごとに1回	0.425 mmふるい通過分の塑性指数 (PI) 10 以下	
			CBR 試験	JIS A 1211 による	当初及び材料の異なるごとに1回	仕様密度における修正 CBR10%以上	
			土の締固め試験	JIS A 1210 に規定する D 又は E の方法、又は設計図書の規定による	当初及び材料の異なるごとに1回		
		施工	含水比試験	JIS A 1203、簡易方法又は RI 法による	1 日ごとに1回、又は 2,000 m ² ごとに1回 (RI 法)	最適含水比付近	
			締固め密度試験	JIS A 1214 (砂置換法)、又は RI 法による	最大粒径 ≤ 53mm : 最大置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 突砂法 舗装調査・試験法便覧Ⅲ-7-2 又は RI 法	材料の項で求めた最大乾燥密度の 95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法) もしくは 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法) ただし、JIS A 1210 C・D・E 法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上がり厚を薄くする場合) に適用する。 RI 法では最大乾燥密度の 97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法) もしくは 92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法)。	
			平板載荷試験	JIS A 1215	2,000 m ² ごとに1回	設計図書に規定	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧Ⅲ 7-4 による	仕上げ面全体を 1 回以上	監督職員の承諾	
			球体落下試験	付表	2,000m ² ごとに1回 主付近 3箇所から試料を採取し平均値で示す。	仕様書による	未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。
衝撃加速度試験	付表	2,000m ² ごとに1回 行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	仕様書による。	現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。			

15. コンクリート舗装工 (2/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	路床工	材料	含水比試験	JIS A 1203	2,000 m ² ごとに1回		
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	2,000 m ² ごとに1回	設計図書に規定	
			土の締固め試験	JIS A 1210に規定するD又はEの方法、又は設計図書の規定による	2,000 m ² ごとに1回		
		施工	土の含水比試験	JIS A 1203、簡易方法又はRI法による	1日ごとに1回、又は2,000 m ² ごとに1回(RI法)	最適含水比付近	
			締固め密度試験	JIS A 1214(砂置換法)、又はRI法による	最大粒径≤53mm : 最大粒径法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 突砂法 舗装調査・試験法便覧Ⅲ-7-2 又はRI法	材料の項で求めた最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 RI法では最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。	
			球体落下試験	付表	2,000m ² ごとに1回 主付近3箇所から試料を採取し平均値で示す。	仕様書による	未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。
			衝撃加速度試験	付表	2,000m ² ごとに1回 行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。	仕様書による。	現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。
			平板載荷試験	JIS A 1215	2,000 m ² ごとに1回	設計図書に規定	
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧Ⅲ-7-4による	仕上げ面全体を1回以上	監督職員の承諾				

15. コンクリート舗装工 (3/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	しゃ断層	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書に規定	
			含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
	凍上抑制層	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表	採取地ごとに1回行う。生産者等の試験成績結果によることのできる。様式(11)	設計図書による。	
			骨材のふるい分け試験 骨材の洗い試験 火山灰洗い試験 火山灰強熱減量試験	舗装調査・試験法便覧 付表 付表 付表	採取地ごとに1回行う。生産者等の試験成績結果によることのできる。様式(11)	設計図書による。	
			火山灰の凍上試験	JGS 0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路工事排水工指針	2,000 m ² 及びその端数ごとに1回行う。様式(11)	設計図書による。	
	施工		現場密度の測定	付表	2,000 m ² ごとに1回行う様式(5)又は様式(2)	90%以上	
			ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	2,000 m ² ごとに1回行う様式(12)	設計図書による。	ふるい分け試験は、砂、火山灰については必要としない。
			骨材の洗い試験	付表	2,000 m ² ごとに1回行う様式(12)	設計図書による。	
			球体落下試験	付表	2,000m ² ごとに1回行う。ただし、1回の測定値は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。様式(5)又は様式(2)	仕様書に示す。	球体落下試験は、砂、火山灰等に適用する。
			コーン指数	舗装調査・試験法便覧	コーン指数が15kg/cm ² 以下、又は同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は監督職員と協議の上、コーン指数の測定(2,000m ² に2回)を行う。		

15. コンクリート舗装工 (4/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	下層路盤	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書による(記載なき場合、最大粒径 50 mm)	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	0.425 mmふるい通過分の塑性指数 (PI) 6 以下	
			修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧Ⅲ 5-1 による	当初及び材料が異なるごとに1回	クラッシャーラン:20%以上クラッシャーラン鉄鋼スラグ:30%以上再生クラッシャーラン 20%〔30%〕以上	再生クラッシャーラン使用の場合、第5編第2章 2-4-2 14) 項参照
			土の締固め試験	JIS A 1210 に規定する D 又は E の方法、又は設計図書の規定による	当初及び材料が異なるごとに1回		
			骨材の洗い試験 火山灰洗い試験 火山灰強熱減量試験	付表 付表 付表	採取地ごとに1回行う。生産者等の試験成績結果によることのできる。 様式(11)	設計図書による。	
			火山灰の凍上試験	JGS 0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路工事排水工指針	2,000 m ³ ごとに1回行う。 様式(11)	設計図書による。	
			含水比試験	JIS A 1203、又は簡易方法による	1日ごとに1回	最適含水比付近	
			締固め密度試験	JIS A 1214 (砂置換法) 又は舗装調査・試験法便覧Ⅲ-7-2 による	各層ごと、2,000 m ³ ごとに1回	材料の項で求めた最大乾燥密度の95%以上	
			平板載荷試験	JIS A 1215	仕上げ面で 2,000 m ² ごとに1回	設計図書に規定	上層路盤にアスファルト安定処理工法又はセメント安定処理工法が採用されている場合
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧Ⅲ 7-4 による	仕上げ面全体を1回以上	監督職員の承諾			
	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧	2,000 m ³ ごとに1回行う。 様式(12)	設計図書による。	ふるい分け試験は、砂、火山灰については必要としない。		
	骨材の洗い試験	付表	2,000 m ³ ごとに1回行う 様式(12)	設計図書による。			
	球体落下試験	付表	2,000m ³ ごとに1回行う。ただし、1回の測定値は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。 様式(5) 又は様式(2)	仕様書による。	球体落下試験は、砂、火山灰等に適用する。		

15. コンクリート舗装工 (5/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	上層路盤 (粒度調整及び再生粒度調整)	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	最大粒径は40mm	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	0.425mmふるい通過分の塑性指数(PI)4以下	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧Ⅲ 5-1による	当初及び材料が異なるごとに1回	粒度調整材:80%以上 粒度調整鉄鋼スラグ:水硬性 粒度調整鉄鋼スラグ:80%以上	
			土の締固め試験	JIS A 1210に規定するD又はEの方法、又は設計図書の規定による	1日ごとに1回		
		施工	含水比試験	JIS A 1203、又は簡易方法による	1日ごとに1回	最適含水比付近	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各層ごと、2,000㎡ごとに1回	材料を承諾した時の値に対して2.36mm±10%以内、0.075mm±4%以内	
			締固め密度試験	JIS A 1214(砂置換法)又は舗装調査・試験法便覧[4]-191による	仕上げ面で2,000㎡ごとに1回	材料の項で求めた最大乾燥密度の95%以上	
			平板載荷試験	JIS A 1215	仕上げ面で2,000㎡ごとに1回	設計図書に規定	
		上層路盤 (セメント安定処理)	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	最大粒径40mm
	土の含水比試験			JIS A 1203	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		
	土の塑性指数試験			JIS A 1205	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	0.425mmふるい通過分の塑性指数(PI)9以下	
	骨材の密度及び吸水率試験			細骨材はJIS A 1109 粗骨材はJIS A 1110	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		
	セメントの物理試験			JIS R 5201	配合設計前に1回	JIS R 5201、5211	試験成績表を提出
	配合設計				製造所及び材料が異なるごとに1回		配合表を提出
	施工		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1日ごとに1回	示方配合を決定した時の値に対して2.36mm±10%以内、0.075mm±4%以内	
			含水比試験	JIS A 1203	1日ごとに1回	最適含水比付近	
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-38による	1日ごとに1回	2.0N/mm ² 以上	
			セメント量	監督職員の承諾する方法	1日ごとに1回	示方配合を決定した時の値に対して±0.5%以内	
	上層路盤 (アスファルト安定処理)	材料	16.「アスファルト舗装工」を適用する		16.「アスファルト舗装工」を適用する		
			塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	0.425mmふるい通過分の塑性指数(PI)9以下	再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。

15. コンクリート舗装工 (6/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	上層路盤 (アスファルト安定処理)	アスファルトプラント	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	ホットピン、1日ごとに1回	現場配合を決定した時の値に対して 2.36 mm±10%以内、0.075±4%以内	
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	アスファルトは、ケトルごと1日ごとに1回骨材は、ホットシュートにて1日ごとに1回混合物は、トラック1台ごとに1回(ミキサ一排出時)	・アスファルトは配合設計で決定した温度の±15℃ ・骨材は配合設計で決定した温度の±25℃ ・混合物185℃以下で配合設計で決定した温度の±25℃	再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。
	施工		混合物の打込み温度測定(初期転圧前)	温度計による	トラック1台ごとに1回	110℃以上	改質合材は別途、設計図書にて規定
			基準密度測定	舗装調査・試験法便覧Ⅲ-2-1による	工事開始後、最初の2日間の午前・午後の各3個のマーシャル供試体を作製(計3×2×2=12)	基準密度は測定した密度の平均値とし、監督職員の承諾を得るものとする。	
			マーシャル安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-5による	1日ごとに1回	安定度 3.45KN以上 フロー値 (1/100 cm) 10~40 空隙率 3~12%	
			混合物の現場密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91による	2,000 m ³ ごとに1回	基準密度の 95%以上	再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。
	上層路盤 (アスファルト中間層)	材料及び施工	アスファルト安定処理工法を適用する。		アスファルト安定処理工法を適用する。ただし、マーシャル安定度試験の規格値は、安定度 4.90KN以上、フロー値(1/100 cm) 20~40、空隙率 3~6%、飽和度 70~85%		再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。
	無筋コンクリート版	材料	コンクリート中の塩化物含有量の限度	JIS A 5308 JIS A 1144	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」41項を適用	試験成績表を提出
			セメントの物理試験	JIS R 5201	配合設計前に1回	・JIS R 5210 (ポルトランドセメント) ・JIS R 5211 (高炉セメント) ・JIS R 5212 (シリカセメント) ・JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	1.セメントは、搬入ごとに製造会社の試験表を提出 2.セメントを3ヶ月以上貯蔵したり湿った場合、物理試験を行う
			有機剤反応試験	付4-9 有機剤反応試験方法	採取地ごと1回 製造会社の試験成績結果によることができる。	仕様書による。	様式(37-1)にとりまとめる。

15. コンクリート舗装工 (7/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	無筋コンクリート版	材料	水質試験	JIS A5308 附属書 C	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量 2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量 1g/l 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢 7 及び 28 日で 90% 以上 空気量の増分:±1%	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道以外の水を使用する場合は試験成績表を提出
				回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	配合設計前及び水質の変動ごとに1回	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	
			骨材の密度及び吸水率試験	細骨材は JIS A 1109 粗骨材は JIS A 1110	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第 5 編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第 5 編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出
			骨材の有害物試験	骨材中に含まれる粘土塊量の試験は JIS A 1137、骨材微粒分量試験方法は JIS A 1103	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	細骨材は、空港工事仕様書第 5 編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」43 項を適用 粗骨材は、空港工事仕様書第 5 編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」50 項を適用	試験成績表を提出
			細骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第 5 編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~48 項を適用	試験成績表を提出
			骨材の耐久性試験	安定性試験は JIS A 1122、アルカリシリカ反応性試験は、JIS A 5308 附属書 B による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第 5 編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出
			細骨材の塩含有量試験	土木学会基準 JSCE-C502-2018「海砂の塩化物イオン含有率試験方法(滴定法)(案)」による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	NaCl に換算して 0.04% 以下	試験成績表を提出
			砕砂及び碎石の品質試験	JIS A 5005・1~4	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
			高炉スラグ細骨材及び粗骨材の品質試験	JIS A 5011	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	35%以下 積雪寒冷地は 25%以下	試験成績表を提出
			混和材料	AE 剤及び減水剤は JIS A 6204、フライアッシュは JIS A 6201、高炉スラグは JIS A 6206、シリカフェームは JIS A 6207	JIS 工場製品:製造前及び使用材料変更時、JIS 工場製品以外:搬入時		試験成績表を提出
			目地材料	設計図書に規定	搬入時		試験成績表を提出

15. コンクリート舗装工 (8/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	無筋コンクリート版	材料	鋼材	ダウエルバーは、JIS G 3112、3101、タイバーは、JIS G 3112、鉄網は、JIS G 3551、3112	搬入時		試験成績表を提出
			路盤紙	JIS Z 1702 JIS P 3401	搬入時		試験成績表を提出
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	搬入時	JIS K 2208	試験成績表を提出
			示方配合設計		製造所及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
			現場配合設計		製造所及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
	コンクリートプラント(レディミクストコンクリートは除く)	施工	コンクリートの塩化物含有量	JIS A 5308による(JIS A 1144)	材料が異なるごと	空港工事仕様書第5編2-4-2「コンクリート舗装の材料」41項を適用	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	細骨材1日ごとに2回粗骨材1日ごとに1回	空港工事仕様書第5編2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53項を適用	砂の粗粒率(F _M)が0.2以上変化した場合、配合修正
			骨材の表面水率試験	JIS A 1111又は監督職員の承諾する方法	細骨材1日ごとに2回粗骨材1日ごとに1回		
			計量器目盛の検査		作業開始前	水±1% セメント±1% 骨材±3% 混和材±2% 混和剤±3%	
	コンクリート(打設現場)	施工	スランプ試験	JIS A 1101、1115	圧縮強度試験用供試体採取時及び打設中に品質の変化が認められたとき。	2.5±1 cm又は沈下度30秒、5.0 mm±1.5 cm	・スランプ6.5 cmは人力施工に適用 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			空気量の測定	JIS A 1116、1118、1128	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打設中に品質の変化が認められたとき。	4.5±1.5%	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			温度	温度計による	供試体作製時	設計図書に規定	暑中、寒中コンクリート又は監督職員が認めた場合

15. コンクリート舗装工 (9/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	無筋コンクリート版(現場練りコンクリート)	施工	曲げ強度試験	JIS A 1106、1115、1132	打設日1日につき2回(午前・午後)の割で行う。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする	28日強度は、各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「設計基準強度」空港基本施設用は5.0N/mm ² 以上、道路施設用は4.5N/mm ² 以上
	無筋コンクリート版(レディーミクストコンクリート)	施工	曲げ強度試験	JIS A 1106、1115、1132	打設日1日につき2回(午前・午後)の割で行う。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする	28日強度は各供試体の試験結果が呼び強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が呼び強度以上	「呼び強度」空港基本施設用は、5.0N/mm ² 以上、道路施設用は4.5N/mm ² 以上
	連続鉄筋コンクリート版	材料及び施工	「無筋コンクリート版」を適用する		「無筋コンクリート版」を適用する		
	PC舗装(現場練りコンクリート及びレディーミクストコンクリート)	材料	骨材の粒度試験	JIS A 1102	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	設計図書に規定	試験成績表を提出
			PC鋼材の材質試験	PC鋼より線 JIS G 3536 PC鋼棒 JIS G 3109	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
			定着体の材質試験	支圧板 JIS G 3101 内筒管 JIS G 3444 外筒管 JIS G 3452	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
			定着具の材質試験	設計図書に規定	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
			シースの材質試験	設計図書に規定	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出
			その他の試験(測定)項目等は、「無筋コンクリート版」を適用する	その他の試験(測定)項目等は、「無筋コンクリート版」を適用する			
	PC舗装(PCグラウト)	材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	搬入時	JIS R 5210	1. 試験成績表を提出 2. セメントを3箇月以上貯蔵又は湿った場合は、物理試験を行う

15. コンクリート舗装工 (10/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要	
コンクリート舗装工	PC 舗装 (PC グラウト)	材料	水質試験	JIS A5308 附属書 C	工事開始前及び工事中 1 回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量:2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢 7 及び 28 日で 90%以上 空気量の増分:±1%	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道水以外の水を使用する場合は試験成績表を提出	
				回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	配合設計前及び水質の変動ごとに 1 回			塩化物イオン量 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢 7 及び 28 日で 90%以上
			示方配合設計		製造前及び材料が異なるごとに 1 回		示方配合表を提出	
			現場配合設計	監督職員の承諾する方法	製造前及び材料が異なるごとに 1 回		配合報告書を提出	
	PC 舗装 (現場練りコンクリート)	施工		「無筋コンクリート版」を適用する	「無筋コンクリート版」を適用する			
	PC 舗装 (PC グラウト設備)	施工	計量器目盛の検査			工事開始前に 1 回		
			キャリブレーション (グラウトミキサ)	監督職員の承諾する方法		工事開始前に 1 回	設計図書に規定	
			キャリブレーション (グラウトポンプ)	監督職員の承諾する方法		工事開始前に 1 回	設計図書に規定	
			練り混ぜ性能試験	監督職員の承諾する方法		工事開始前に 1 回	設計図書に規定	試験成績表を提出
	PC 舗装 (現場練りコンクリート及びレディーミクストコンクリート)	施工	スランプ試験	JIS A 1101、1115		供試体作製時	2.5±1 cm又は沈下度 30 秒、6.5cm±1.5 cm	
			空気量試験	JIS A 1115、1116、1118 JIS A 1128		供試体作製時	4.5±1.5%	
			温度測定	温度計による		供試体作製時	設計図書に規定	
1 次仮緊張前の圧縮強度試験			JIS A 1108、1115、1132	1 次仮緊張前に 1 回、1 回につき 3 個の供試体を作製		各供試体の試験結果が設計基準強度の 85%以上、3 個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「設計基準強度」与える支圧強度の 2 倍以上	

15. コンクリート舗装工 (11/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	PC 舗装 (現場練りコンクリート)	施工	圧縮強度試験	JIS A 1108 JIS A 1115 JIS A 1132	1 日ごとに少なくとも 1 回又はコンクリート 150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	28日強度は、各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	呼び強度は、設計図書による
			曲げ強度試験	JIS A 1106 JIS A 1115 JIS A 1132	1 日ごとに少なくとも 1 回又はコンクリート 150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	28日強度は、各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「設計基準強度」空港基本施設用は5.0N/mm ² 以上、道路施設用は4.5N/mm ² 以上
	PC 舗装 (レディーミクストコンクリート)	施工	圧縮強度試験	JIS A 1108 JIS A 1115 JIS A 1132	1 日ごとに少なくとも 1 回又はコンクリート 150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	28日強度は、各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	呼び強度は、設計図書による
			曲げ強度試験	JIS A 1106 JIS A 1115 JIS A 1132	1 日ごとに少なくとも 1 回又はコンクリート 150m ³ ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	28日強度は、各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「呼び強度」空港基本施設用は5.0N/mm ² 以上、道路施設用は4.5N/mm ² 以上
	PC 舗装 (PCグラウト)	施工	流動性試験	土木学会規準 JSCE-F531-2018「PCグラウトの流動性試験方法(案)」による。	1日ごとに1回	JP ロートによる流下時間は監督職員の承諾	
			膨張率・ブリーディング試験	土木学会規準 JSCE-F532-2013「PCグラウトのブリーディング率及び膨張率試験方法(ポリエチレン袋方法)」又は JSCE-F533-2018「PCグラウトのブリーディング率及び膨張率試験方法(容器方法)」による	1日ごとに1回	膨張率 0.5%以下 ブリーディング率 0.0%以下	
			水セメント比測定	水及びセメントの重量測定	1日ごとに1回	45%以下	
			圧縮強度試験	土木学会規準 JSCE-G531-2013「PCグラウトの圧縮強度試験方法」による	1日ごとに1回、1回につき3個の28日強度用供試体を作製	28日強度は、各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「設計基準強度」20N/mm ² 以上
			温度測定	温度計による	1日ごとに1回	設計図書に規定	

16. アスファルト舗装工 (1/5)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
アスファルト舗装工	路床工 しゃ断層 凍上抑制層	材料及び施工	15.「コンクリート舗装工」を適用する。 なお、平板載荷試験を除く		15.「コンクリート舗装工」を適用する。なお、平板載荷試験を除く		
	下層路盤	施工	現場 CBR 試験	JIS A 1222	2,000 m ² ごとに1回	設計図書に規定	
		材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書の規定による。(規定無き場合は最大粒径 50 mm)	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	0.425 mmふるい通過分塑性指数 (PI) タイプ A, B 6 以下 タイプ C 10 以下	・タイプ A, B, C の規定は、空港工事仕様書第 5 編 2-4-3 による
			修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5による	当初及び材料が異なるごとに1回	タイプ A 30%以上 タイプ B 20%以上 タイプ C 10%以上	
			土の締固め試験	JIS A 1210 に規定する D 又は E の方法、又は設計図書による	当初及び材料が異なるごとに1回		
	施工	15.「コンクリート舗装工」を適用する。 なお平板載荷試験を除く		15.「コンクリート舗装工」を適用する。なお、平板載荷試験を除く			
	上層路盤(粒度調整及び再生粒度調整)	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書に規定	
			土の含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		
			土の塑性指数試験	JIS A 1205	当初及び材料が異なるごとに1回	0.425 mmふるい通過分の塑性指数 (PI) 4 以下	
			修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5による	当初及び材料が異なるごとに1回	80%以上	
			土の締固め試験	JIS A 1210 に規定する D 又は E の方法、又は設計図書による	当初及び材料が異なるごとに1回		
		施工	15.「コンクリート舗装工」を適用する。 なお平板載荷試験を除く		15.「コンクリート舗装工」を適用する。なお、平板載荷試験を除く		

16. アスファルト舗装工 (2/5)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
アスファルト舗装工	上層路盤(セメント安定処理)	材料	15. 「コンクリート舗装工」を適用する		15. 「コンクリート舗装工」を適用する		
		施工	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-38による	1日ごとに1回	3N/mm ² 以上	
			その他は、15. 「コンクリート舗装工」を適用する		その他は、15. 「コンクリート舗装工」を適用する		
	上層路盤(アスファルト安定処理)	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-3「アスファルト舗装の材料」5項を適用	
			その他は、16. 「アスファルト舗装工」表層及び基層(加熱アスファルト混合物)、材料を適用する		その他は、16. 「アスファルト舗装工」表層及び基層(加熱アスファルト混合物)、材料を適用する		再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。
		施工	マーシャル安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-5による	1日ごとに1回(1回に3個)	「基本施設タイプA」はマーシャル安定度4.90KN以上、フロー値(1/100cm)20~40、空隙率3~8%	突固め回数は、両面各75回
						「基本施設タイプB」は、マーシャル安定度3.45KN以上、フロー値(1/100cm)20~40、空隙率3~8%	突固め回数は、両面各50回
	「道路及び駐車場」は、マーシャル安定度3.45KN以上、フロー値(1/100cm)10~40、空隙率3~12%					突固め回数は、両面各50回	
		その他は、16. 「アスファルト舗装工」、表層及び基層(加熱アスファルト混合物)、施工を適用する。		その他は、16. 「アスファルト舗装工」、表層及び基層(加熱アスファルト混合物)、施工を適用する。ただし、混合物の密度の規格値は以下のとおりとする。 基本施設の上層路盤(アスファルト安定処理路盤)は基準密度の98%以上 道路及び駐車場の上層路盤(アスファルト安定処理路盤)は基準密度の95%以上		再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。	

16. アスファルト舗装工 (3/5)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
アスファルト舗装工	表層及び基層(加熱アスファルト混合物)	材料	ストレートアスファルトの品質試験	JIS K 2207	配合設計前に1回	空港工事仕様書第5編 2-4-3「アスファルト舗装の材料」10項を適用	試験成績表を提出
			ゴム・熱可塑性エラストマーの品質試験	JIS K 2207 及び 舗装調査・試験法便覧 III-1-2 による	配合設計前に1回	空港工事仕様書第5編 2-4-3「アスファルト舗装の材料」11~13項を適用	試験成績表を提出
			セミブローンアスファルトの品質試験	JIS K 2207 及び 舗装調査・試験法便覧 III-1-2 による	配合設計前に1回	空港工事仕様書第5編 2-4-3「アスファルト舗装の材料」10~13項を適用	試験成績表を提出
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS A 2208	搬入時	JIS K 2208	試験成績表を提出
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	当初及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-3「アスファルト舗装の材料」14項を適用	試験成績表を提出
			碎石の品質	JIS A 5001	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
			骨材の安定性試験	JIS A 1122	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出
			骨材の有害物含有量試験	JIS A 1137 及び 舗装調査・試験法便覧 III-1-1 による	当初及び材料が異なるごとに1回	粘土、粘土塊 0.25%以下 軟らかい石片 5.0%以下 細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下	試験成績表を提出
			骨材の比重及び吸水率試験	JIS A 1110	当初及び材料が異なるごとに1回	比重 2.45 以上 吸水率 3%以下	試験成績表を提出
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	当初及び材料が異なるごとに1回	35%以下	試験成績表を提出
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	当初及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-3「アスファルト舗装の材料」17項を適用	試験成績表を提出
			フィラーの水分及び比重試験	JIS A 5008	当初及び材料が異なるごとに1回	JIS A 5008	試験成績表を提出
			有機剤反応試験	付4-9 有機剤反応試験方法	採取地ごと1回 製造会社の試験成績結果によることができる。	仕様書による。	様式(37-1)にとりまとめる。

16. アスファルト舗装工 (4/5)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要	
アスファルト舗装工	表層及び基層(加熱アスファルト混合物)	材料	配合設計		当初及び材料が異なるごとに1回		耐流動用の配合を含む	
			現場配合設計		当初及び材料が異なるごとに1回		耐流動用の配合を含む	
			配合報告書	監督職員の承諾する方法	当初及び材料が異なるごとに1回		配合報告書を提出	
			プライムコートの品質試験	JIS K 2208	搬入時	JIS K 2208	試験成績表を提出	
			タックコートの品質試験	JIS K 2208 JEAAS-2020	搬入時	JIS K 2208 JEAAS-2020	試験成績表を提出	
			水浸材-トラック試験	舗装調査・試験法便覧Ⅲ-2-1 による。試験条件: 上面からの水の浸透を対象にした場合。	配合設計ごとに2枚/回		はく離面積率5%以下	基本施設で交通解放をする基層に再生加熱アスファルト混合物を使用する時のみ実施する試験
				舗装調査・試験法便覧Ⅲ-2-1 による。試験条件: 下面からの水の浸透を対象にした場合。				基本施設で交通解放をする基層に再生加熱アスファルト混合物を使用する時のみ実施する試験
	施工	混合物の打込み温度測定(初期転圧前)	温度計による	トラック1台ごとに1回(転圧前に測定)	110°C以上	改質合材は別途設計図書にて規定		
		基準密度測定	舗装調査・試験法便覧、Ⅲ-2-2 による	工事開始後、最初の2日間の午前・午後の各3個のマーシャル供試体を作製(計3×2×2=12体)	基準密度は測定した密度の平均値とし、監督職員の承諾を得るものとする	測定結果を提出		
		マーシャル安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-91 による	1日ごとに1回、1回につき3個のマーシャル供試体を作製	空港工事仕様書第5編2-4-3「アスファルト舗装の材料」25項を適用	試験成績表を提出		
		混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧Ⅲ-2-2 による	各層4,000㎡ごとに1回	基本施設の表層及び基層は、基準密度の98%以上、道路及び駐車場の表層及び基層は、基準密度の95%以上	再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。		
	表層及び基層(アスファルトプラント) ※工事にあたりアスファルトプラントを設置する場合に適用	施工	混合物の温度	監督職員の承諾する方法	ホットビンごと1日ごとに1回			
			計量目盛の検査		作業開始前に行う			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	ホットビンごと1日ごとに1回	現場配合を決定したときのふるいを通るものの質量百分率の値に対して、2.36mm±8%以内、0.075mm±3.5%以内		
			温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による	アスファルトは、ケトルごと1日ごとに1回、骨材は、ホットシュートにて1日ごとに1回、混合物は、トラック1台ごとに1回(ミキサー排出時)	事前に監督職員に承諾を得た温度に対し±25°Cかつ185°C以下	再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。	
アスファルト抽出試験			舗装調査・試験法便覧Ⅲ-7-5 による、又は印字記録による	1日ごとに1回	規定の±0.3%以内	再生加熱アスファルト混合物の使用時は舗装再生便覧を参考とする。		

16. アスファルト舗装工 (5/5)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要																																																						
アスファルト舗装工	表層及び基層(アスファルトプラント) ※工事にあたりアスファルトプラントを設置する場合に適用	施工	計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層、基層の粒度、石粉量、アスファルト量については、次の合格判定値に合格するものでなければならない。 (イ) 第1次合格判定個々の計量値が表1に示す合格判定値Iをはずれるものが、表層、基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個以内でなければならない。 (ロ) 第2次合格判定1次合格判定において、合格判定値Iをはずれるものが、表層、基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個を超えた場合ははずれたバッチについてその材料の重量百分比を算出し、その値が表2に示す合格判定値IIをはずれるものが、表層、基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個以内でなければならない。	次表による。																																																							
				<p>表-1 合格判定値 I</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>品質項目</th> <th>判定項目</th> <th>合格判定値 I (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アスファルト安定処理</td> <td rowspan="2">粒度</td> <td>1</td> <td>骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに±0.01×Wa×(12.2-0.06s)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>±0.01×Wa×(12.2-0.06G)</td> </tr> <tr> <td>石粉量</td> <td>石粉計量値</td> <td>-0.01×W×F×(0.37-0.013F) 又は-4.0のいずれか大きい値</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">歩道舗装</td> <td rowspan="2">アスファルト量</td> <td>アスファルト量</td> <td>-0.01×W×(1.06-0.06A)</td> </tr> <tr> <td>石粉量</td> <td>石粉計量値</td> <td>-0.01×W×F×(0.37-0.013F)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>アスファルト計量値</td> <td>-0.01×W×(1.06-0.06A)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表層基層(中間層)</td> <td rowspan="2">粒度</td> <td>1</td> <td>±0.01×Wa×(10.3-0.06s)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>±0.01×Wa×(10.3-0.06G)</td> </tr> <tr> <td>石粉量</td> <td>石粉計量値</td> <td>+0.01×W×F×(0.40-0.016F) -0.01×W×F×(0.30-0.013F)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>アスファルト量</td> <td>±0.01×W×(0.85-0.06A)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1. 粒度1とは骨材が細骨材から計量される場合に適用する。 2. 粒度2とは骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。 3. W : 1バッチの基準全計量値 (kg) 4. Wa : 1バッチの基準骨材計量値 (kg) 5. A : 現場配合におけるアスファルト配合比 (%) 6. F : 現場配合における石粉配合比 (%) 7. S : $\frac{1バッチあたり2.36mm直近ホッピンまでの基準細骨材計量値}{Wa} \times 100$ (%) 8. G : $\frac{1バッチあたり2.36mm直近ホッピンまでの基準粗骨材計量値}{Wa} \times 100$ (%)</p>	工種	品質項目	判定項目	合格判定値 I (kg)	アスファルト安定処理	粒度	1	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに±0.01×Wa×(12.2-0.06s)	2	±0.01×Wa×(12.2-0.06G)	石粉量	石粉計量値	-0.01×W×F×(0.37-0.013F) 又は-4.0のいずれか大きい値	歩道舗装	アスファルト量	アスファルト量	-0.01×W×(1.06-0.06A)	石粉量	石粉計量値	-0.01×W×F×(0.37-0.013F)	アスファルト量	アスファルト計量値	-0.01×W×(1.06-0.06A)	表層基層(中間層)	粒度	1	±0.01×Wa×(10.3-0.06s)	2	±0.01×Wa×(10.3-0.06G)	石粉量	石粉計量値	+0.01×W×F×(0.40-0.016F) -0.01×W×F×(0.30-0.013F)	アスファルト量	アスファルト量	±0.01×W×(0.85-0.06A)	<p>表-2 合格判定値 II</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>項目</th> <th>合格判定値 II (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アスファルト安定処理</td> <td>粒度 2.36mm直近</td> <td>±13</td> </tr> <tr> <td>石粉量</td> <td>-F×(0.41-0.012F) 又は $-(\frac{390}{W} + 0.06F)$ のいずれか大きい値</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>-1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歩道舗装</td> <td>石粉量</td> <td>-F×(0.41-0.012F)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>-1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層基層(中間層)</td> <td>粒度 2.36mm直近</td> <td>±11</td> </tr> <tr> <td>石粉量</td> <td>+F×(0.49-0.017F) -F×(0.34-0.012F)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>±0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1. 粒度は、全骨材に対する質量百分比とし、骨材が粗骨材から計算される場合の質量百分比は、 100 - $\frac{2.36mm直近ホッピンまでの累積粗骨材計量値}{骨材累積最終ピン計量値} \times 100$ (%) 2. 粒度の基準値は、 骨材が細骨材から計量される場合:S (%) 骨材が粗骨材から計量される場合:100-G (%)とする。</p>	工種	項目	合格判定値 II (%)	アスファルト安定処理	粒度 2.36mm直近	±13	石粉量	-F×(0.41-0.012F) 又は $-(\frac{390}{W} + 0.06F)$ のいずれか大きい値	アスファルト量	-1.0	歩道舗装	石粉量	-F×(0.41-0.012F)	アスファルト量	-1.0	表層基層(中間層)	粒度 2.36mm直近	±11	石粉量	+F×(0.49-0.017F) -F×(0.34-0.012F)	アスファルト量
工種	品質項目	判定項目	合格判定値 I (kg)																																																										
アスファルト安定処理	粒度	1	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに±0.01×Wa×(12.2-0.06s)																																																										
		2	±0.01×Wa×(12.2-0.06G)																																																										
	石粉量	石粉計量値	-0.01×W×F×(0.37-0.013F) 又は-4.0のいずれか大きい値																																																										
歩道舗装	アスファルト量	アスファルト量	-0.01×W×(1.06-0.06A)																																																										
		石粉量	石粉計量値	-0.01×W×F×(0.37-0.013F)																																																									
	アスファルト量	アスファルト計量値	-0.01×W×(1.06-0.06A)																																																										
表層基層(中間層)	粒度	1	±0.01×Wa×(10.3-0.06s)																																																										
		2	±0.01×Wa×(10.3-0.06G)																																																										
	石粉量	石粉計量値	+0.01×W×F×(0.40-0.016F) -0.01×W×F×(0.30-0.013F)																																																										
	アスファルト量	アスファルト量	±0.01×W×(0.85-0.06A)																																																										
工種	項目	合格判定値 II (%)																																																											
アスファルト安定処理	粒度 2.36mm直近	±13																																																											
	石粉量	-F×(0.41-0.012F) 又は $-(\frac{390}{W} + 0.06F)$ のいずれか大きい値																																																											
	アスファルト量	-1.0																																																											
歩道舗装	石粉量	-F×(0.41-0.012F)																																																											
	アスファルト量	-1.0																																																											
表層基層(中間層)	粒度 2.36mm直近	±11																																																											
	石粉量	+F×(0.49-0.017F) -F×(0.34-0.012F)																																																											
	アスファルト量	±0.8																																																											

17. 飛行場標識工及び標識工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
飛行場標識工及び標識工	路面表示用塗料	材料		JIS K 5665	搬入時	JIS K 5665	試験成績表を提出
	ガラスビーズ	材料		JIS R 3301	搬入時	JIS R 3301	試験成績表を提出
	標示板	材料		JIS G 3131、3141 JIS H 4000 JIS K 6718-1、2、6744	搬入時	JIS G 3131、3141 JIS H 4000 JIS K 6718-1、2、6744	試験成績表を提出
	支柱	材料		JIS G 3101、3192 3444、3452	搬入時	JIS G 3101、3192 3444、3452	試験成績表を提出
	鋼材	材料		JIS G 3101、3131、3141 JIS H 4100	搬入時	JIS G 3101、3131、3141 JIS H 4100	試験成績表を提出

18. タイダウンリング工及びアースリング工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
タイダウンリング工及びアースリング工	タイダウンリング及びアースリング	材料		JIS C 3105、G 4303 H 3100、K 5665	搬入時	リング JIS G 4303 アース JIS C 3105 設置極板 JIS H 3100 標識 JIS K 5665	試験成績表を提出

19. 道路付属施設工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
道路付属施設工	防護柵	材料		JIS B 1180、1181、 G 3101、3444、3466、 3525	搬入時	空港工事仕様書第5編3-6-2「材料」を適用する	試験成績表を提出
	縁石	材料		JIS A 5371	搬入時	JIS A 5371	
	アスカーブ	材料	アスファルト混合物については、16.「アスファルト舗装工」を適用する				アスファルト混合物については、16.「アスファルト舗装工」を適用する

20. 脱油清掃工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
掃工 脱油清	脱脂剤	材料		製造会社の試験	搬入時		品質証明書による

21. 飛行場標識維持工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
識 飛 維 行 持 場 工 標	路面表示用塗料	材料		JIS K 5665	搬入時	JIS K 5665	試験成績表を提出
	ガラスビーズ	材料		JIS R 3301	搬入時	JIS R 3301	試験成績表を提出

22. 区画線維持工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
維 区 持 画 工 線	路面表示用塗料	材料		JIS K 5665	搬入時	JIS K 5665	試験成績表を提出
	ガラスビーズ	材料		JIS R 3301	搬入時	JIS R 3301	試験成績表を提出

23. 植木手入れ工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
入 植 れ 木 工 手	施肥	材料			搬入時		品質証明書による
	薬剤	材料			搬入時		

24. 目地修繕工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
目 地 修 繕 工	プライマー	材料		製造会社の試験	搬入時		品質証明書による
	バックアップ材	材料		製造会社の試験	搬入時		
	注入目地材	材料		製造会社の試験	搬入時		

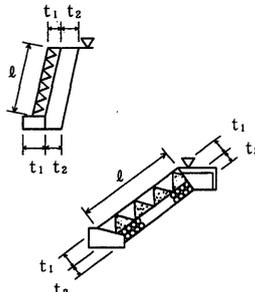
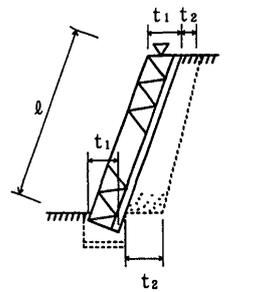
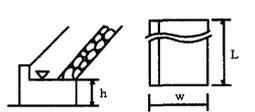
25. 塗装修繕工

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
繕 塗 工 装 修	塗料	材料		JIS K 5600-1-1~9-3	搬入時		試験成績表を提出

出来形管理基準及び規格値

(別表-2) 出来形管理基準及び規格値

1. 石・ブロック積(張)工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積・張り)	基準高	レベル等により測定	+5、-3(天端高)舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に2箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	参考図 
		法長 l < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm		
		法長 l ≥ 3m		+規定しない、-10	cm		
		厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm		
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm		
		延長 L		+規定しない、-20	cm		
	石積(張)工	基準高	レベル等により測定	+5、-3(天端高)舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に2箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	参考図 
	法長 l < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm			
	法長 l ≥ 3m		+規定しない、-10	cm			
	厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm			
	厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm			
	延長 L		+規定しない、-20	cm			
	場所打コンクリート工	基準高	レベル等により測定	±3舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に2箇所	参考図 
		幅 w	スケール等により測定	+規定しない、-3	cm		
		高さ h		+規定しない、-3	cm		
延長 L		スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm			

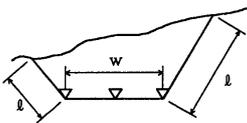
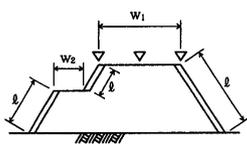
2. 構造物撤去工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
撤去工	撤去	設計図書の定めによる		設計図書の定めによる	mm	設計図書の定めによる	

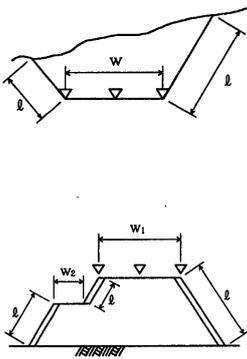
3. 無筋、鉄筋コンクリート

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
無筋・鉄筋コンクリート	場所打擁壁工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる	参考図
		厚さ t	スケール等により測定	+2、-1	cm		
		裏込厚さ	スケール等により測定	+2、-1	cm		
		幅 w1, w2	スチールテープ等により測定	±3	cm		
		高さ h < 3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm		
	高さ h ≥ 3m	スケール等により測定	+規定しない、-10	cm			
	延長 L		+規定しない、-0	cm	1 施工工区ごとに1回 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
	鉄筋コンクリート床版	基準高	レベル等により測定	±2 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所	
		幅	スチールテープ等により測定	±3	cm		
		厚さ	レベル等により測定	±1	cm		
延長		スチールテープ等により測定	+設定しない、-0	cm	1 施工工区ごとに1回		
場所打函渠工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1 施工工区に2箇所	参考図 	
	厚さ t1~t4	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm			
	幅(内法) w		+2、-1	cm			
	高さ h		+2、-1	cm			
	延長 L < 20m		+規定しない、-5	cm			
延長 L ≥ 20m	+規定しない、-10	cm	1 施工工区ごとに1回				
コンクリート基礎工	1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する					1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する	

4. 土工 (1/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
土工	伐開	伐開面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、 -0	cm	全面積 1 回	参考図
	掘削工 路体盛土工 路床盛土工	基準高	レベル等により測定	±5 (暫定土工 ±10) 舗装と近接する場合は 舗装計画高より高くしては ならない。	cm	縦横断方向に 40m 間隔及び勾配変化点ごと に 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた 出来形管理要領 (案) 土工編 計測 技術 (断面管理の場合)」の規定 により測点による管理を行う 場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端 部で測定。	 
		法長 $l < 5m$	スチールテープ等により測定	盛土-10 切土-20 +は規定しない	cm	延長 40m ごとに 1 箇所、延長 40m 以下のものほ 1 施工箇所につき 2 箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
		法長 $l \geq 5m$		盛土-2% (法長に対して) 切土-4% (法長に対して) +は規定しない	%		

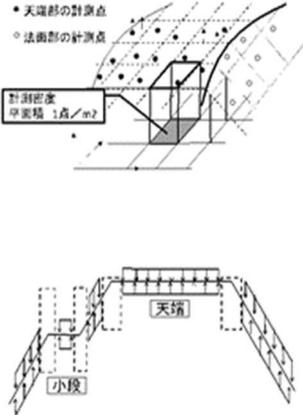
4. 土工 (2/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
土工	掘削工 路体盛土工 路床盛土工	幅 w_1, w_2	スチールテープ等により測定	-10	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	参考図 
	法面整形工	法面の基準線に対しての出入り	スチールテープ等により測定	±5	cm	延長 2 km ごとに 1 箇所	

4. 土工 (3/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
土工	掘削工 (面管理の場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	
		法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm		
		法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm		

4. 土工 (4/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
土工	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p>	
		法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±8 個々の計測値 ±19	cm	<p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差からの評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	

5. 地盤改良工 (1/2)

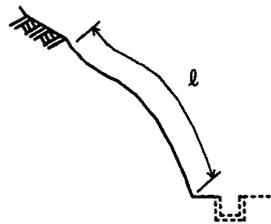
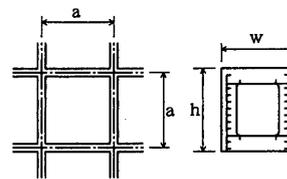
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
地盤改良工	置換え	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	10cm単位 +規定しない -0	cm	1 施工区ごとに1箇所 施工完了後	管理図に延長を記入し提出
		天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レベル、光波測距儀等により測定	天端高 1cm単位 天端幅 10cm単位 天端高 ±5 又は設計図書による 天端幅、法面勾配は設計図書による	cm	施工延長 40mごとに1箇所 40m 以下は 1 施工区ごとに2箇所	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出
		サンドマット	厚さ	レベル等により測定	1 cm単位 +規定しない、-5	cm	40m×40m ごとに1箇所
	サンドマット	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	10 cm単位 +規定しない -0	cm	1 施工区ごとに1箇所 施工完了後	管理図に延長を記入し提出
		天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レベル、光波測距儀等により測定	天端高 1cm単位 天端幅 10cm単位 天端高 ±30 天端幅、法面勾配は設計図書による	cm	施工延長 40mごとに1箇所 40m 以下は 1 施工区ごとに2箇所	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出
		載荷	厚さ	レベル等により測定	1 cm単位 +規定しない、-5	cm	40m×40m ごとに1箇所
	載荷	延長	スチールテープ、間縄等により測定	10 cm単位 +規定しない -0	cm	1 施工区ごとに1箇所 施工完了後	管理図に延長を記入し提出
		天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レベル、光波測距儀等により測定	天端高 10 cm単位 天端幅 1 cm単位 天端高 ±50 天端幅、法面勾配は設計図書による	cm	施工延長 40mごとに1箇所 40m 以下は 1 施工区ごとに2箇所	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出
		サンドコンパクションパイル	打設位置	トランシット及び光波測距儀により測定	設計図書に規定	cm	監督職員の指示による
	天端高 先端深度		打込記録による	10 cm単位 天端高 +規定しない、-0 先端深度 +0、-規定しない	cm	砂杭全数	打込記録紙及び管理表を作成して提出 +:設計値より浅いことをいう -:設計値より深いことをいう
	砂の投入量						
	盛上り量		レベル、音響測深機又はレッドにより測定	10 cm単位	cm	完了後 測線、測点間隔は設計図書による	盛上り量の平面図を作成し提出
	サンドドレーン	打設位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	設計図書に規定	cm	監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入し提出

5. 地盤改良工 (2/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
地盤改良工	サンドドレーン	天端高 先端深度	打込記録の 確認	10cm単位 天端高 +規定し ない、-0 先端深度 +0、-規 定しない	cm	全数	打込記録紙及び管理表を作成し て提出 +：設計値より浅いことをいう -：設計値より深いことをいう
		砂の投入量		0.1m ³	m ³		打込記録に砂の圧入量を記入し て提出
	ペーパー ドレーン	位置	自動位置決 め装置又は トランシッ ト及び光波 測距儀によ り測定	設計図書に規定	cm	監督職員 の指示に よる	管理図に測定結果を記入し提出
		天端高 先端深度	打込記録の 確認	10cm単位 天端高 +規定し ない、-0 先端深度 +0、-規 定しない	cm	全数	打込記録紙及び管理表を作成し て提出 +：設計値より浅いことをいう -：設計値より深いことをいう
	ドレーン材 の打込長	10 cm単位		cm	打込記録紙に打込長を記入して 提出		
	深層混合 処理	位置	自動位置決 め装置又は トランシッ ト及び光波 測距儀によ り測定	設計図書に規定	cm	監督職員 の指示に よる	管理図に測定結果を記入し提出
		鉛直度 接合	トランシッ ト及び傾斜 計等により 処理機の鉛 直度を測定	1分又は1cm		改良杭全 数 深度方向 に2~5m程 度毎に測 定(引抜き と貫入時)	改良杭先端部の軌跡図を作成し 提出。(ただし陸上施工は除く)
		天端高 深度L 改良体天端深度 L1 改良体先端深度 L2 L=L2-L1	深度計、ワイ ヤー繰出長 さ、潮位計、 乾舷及び処 理機等によ り確認	1cm単位 天端高 +規定しな い、-0 先端深度 +0、-規 定しない	cm	改良杭全 数	打込記録紙に改良体天端深度、改 良体先端深度を記入し管理表を 提出 +：設計値より浅いことをいう -：設計値より深いことをいう
		固化材吐出 量	流量計等によ り固化材 のm当りの 吐出量を確 認	1L又は1t	L 又は t		打込記録紙に固化材吐出量を記 入し提出
			盛上がり量	音響測深機 又はレッド により測定	10cm単位	cm	改良前、改 良後
	ウェル ポイント	打設位置	打込記録に よる	設計図書に規定	cm	全数	
		配置	スチールテ ープ等によ り測定		cm		
施工深度		レベル等によ り測定	cm				

6. 法面工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
法面工	植生工	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する			mm	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する	
	法枠工 (現場打 法枠工・ 現場吹付 法枠)	法長 $l < 10m$	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-10	cm	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(曲線部は設計図書による)	参考図
		法長 $l \geq 10m$		-20	cm		
		幅 w		-3	cm		
		高さ h		-3	cm		
		吹付枠中心間隔 a		± 10	cm		
	延長 L	-20	cm	1 施工箇所毎			
	法枠工 (プレキャスト 法枠工)	法長 $l < 10m$	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-10	cm	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所	
		法長 $l \geq 10m$		-20	cm		
		延長 L		-20	cm		
	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $l < 3m$	スチールテープ、光波測距儀等により測定	-5	cm	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	参考図
		法長 $l \geq 3m$		-10	cm		
		厚さ $t < 5cm$	厚さ確認用打込みピン、コア又は、さく孔深の測定	-1	cm	打込みピン 200 m^2 につき 1 箇所以上、200 m^2 以下は 2 箇所をさく孔により測定	
		厚さ $t \geq 5cm$		-2	cm		
		但し吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
延長 L	スチールテープ等により測定	-20	cm	1 施工箇所毎			



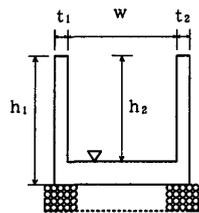
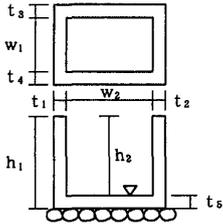
7. 擁壁工

現場打ち擁壁工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

8. カルバート工

現場打ちカルバート工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。なお、小型水路工に使用するカルバートは、9.「小型水路工」を適用する。

9. 小型水路工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
小型水路工	鉄筋コンクリートカルバート管(函)渠開渠 (U形、皿型、L形地下排水工)	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、40m 以下は、1 施工工区に2箇所	参考図 
		深さ	スチールテープ等により測定	+3、-1	cm		
		幅		+5、-1	cm		
		壁厚		+3、-1	cm		
		延長		+規定しない、-0	cm		
	法線に対する出入		±5	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、40 mm 以下は、1 施工工区に2箇所		
	集水樹マンホール吐出口	基準高	レベル等により測定(天端高)	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	1 基ごとに2箇所	参考図 
		深さ	スチールテープ等により測定	+3、-1	cm		
		幅		+5、-1	cm		
		壁厚		+3、-1	cm		
平面位置	トランシット、スチールテープ等により測定	±5	cm	全数			
コンクリート基礎工		1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する			cm	1. 「石・ブロック積(張)工」を適用する	

10. 緑地工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
緑地工	植樹	根付け本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回	
	支柱	支柱本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回	
	移植	移植本数	本数測定	+規定しない、-0	本	根付け後、全本数1回	
	張芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m ²	施工後、全面積1回	
	筋芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m ²	施工後、全面積1回	
	種子吹付工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m ²	施工後、全面積1回	
	播種工	生立本数	発芽本数の測定	+規定しない、-0 3,000本/m ² 以上	本/m ²	10,000 m ² ごとに1回	標準的には施工後 60 日経過、冬期間などは発芽時期での測定結果による。

11. 付帯施設工及びブラストフェンス工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
付帯施設工及びブラストフェンス工	木柵、鋼製・FRPフェンス、門扉、プラスチックフェンス	高さ	レベル等により測定	±5	cm	40mごとに1箇所	
		延長	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm	各区間ごとに1箇所	
	塗装	14.「塗装工」を適用する				14.「塗装工」を適用する	
	現場打ち基礎コンクリート	3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する				3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する	
	溶接	15.「溶接及び切断工」を適用する				15.「溶接及び切断工」を適用する	

12. ケーブルダクト工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
ケーブルダクト工	ケーブルダクト	基準高	レベル等により測定	±3	cm	40mごとに1箇所	
		幅、厚さ	レベル・スチールテープ等により測定	+規定しない、-2	cm		
		延長	スチールテープ等により測定	±5	cm	全長	
	電源用マンホール	基準高	レベル等により測定	+3、-1 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない	cm	マンホールごとに1箇所	天端高
		高さ・横幅・縦幅・深さ	スチールテープ等により測定	+5、-1	cm		
		壁厚		+5、-1	cm		
		間隔	トランシット・スチールテープ等により測定	±5	cm		

13. 杭工及び矢板工 (1/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
杭工及び矢板工	鋼杭工	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10 以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)	
		打込記録 (摘要による)	空港工事仕様書第 5 編第 14 節「杭工及び矢板工」を適用		本	支持杭は全数、支持杭以外は 20 本に 1 本	・記録事項 ①貫入量②打撃回数③打止り付近のリバウンド量④打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー ・振動式及び圧入式は特記仕様書による。
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	度		
	コンクリート杭工	打込記録	JIS A 7201 記録		本	支持杭は全数、支持杭以外は 20 本に 1 本	コンクリート杭は JIS A 7201 による
		杭頭中心位置	トランシット光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	度		
	場所打杭	打込記録			本	全数	
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	度	掘削完了時、全数	
	鋼矢板	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10 以下	cm		
掘削径 (先行掘削)		スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)		
矢板壁延長		スチールテープ等により測定(天端付近)	+矢板 1 枚幅、-0	cm	施工中適宜 打込み完了時		
矢板法線方向の傾斜		トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板 1 枚幅未満、10/1000 以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)		

13. 杭工及び矢板工 (2/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
杭工及び矢板工	鋼矢板	矢板の天端高	レベルにより測定	10 以下	cm	打込完了時 20 枚に 1 枚	全数を目視で確認
		矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	20 枚に 1 枚及び 計画法線の変化点	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	10/1000 以下	cm		
		打込記録 (摘要による)	空港工事仕様書第 5 編第 14 節「杭工及び矢板工」を適用		枚	40 枚に 1 枚	・記録事項 ①貫入量②打撃回数 ・振動式及び圧入式は 特記仕様書による
		矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）			全数	
	鋼管矢板	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10 以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数(水中の場合は適宜)	
		矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	設計図書に規定	cm	施工中適宜 打込み完了時	
		矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板 1 本幅未満、 10/1000 以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)	
		杭の天端高	レベル等により測定	±10	cm	打込完了時、10 本に 1 本	全数を目視で確認
		矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	±10	cm	10 本に 1 本及び 計画法線の変化点	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	10/1000 以下	cm	打込完了時、全数 確認後、10 本に 1 本及び 変化点	
		打込記録 (摘要による)	空港工事仕様書第 5 編第 14 節「杭工及び矢板工」を適用		本	打込完了時、20 本に 1 本	1. 記録事項①貫入量② 打撃回数 ・振動式及び圧入式は 特記仕様書による。
		矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）			全数	
	コンクリート 矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	+矢板 1 枚幅、 -0	cm	施工中適宜 打込み完了時	
		矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板 1 枚幅未満、 2/100 以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)	
		矢板の天端高	レベル等により測定	±5	cm	打込み完了時、20 枚に 1 枚	全数を目視で確認
		矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	設計図書に規定	cm	打込み完了時、20 枚に 1 枚及び 計画法線の変化点	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	設計図書に規定	cm		
		矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）			全数	

14. 塗装工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
塗装工	塗装	膜厚	JIS K 5600 電磁 微厚計	次に示す要領により 塗膜厚の判定をしなければなら ない。 ①塗膜厚測定値(5回 平均)の平均値が、目 標塗膜厚(合計値)の 90%以上でなければ ならない。 ②塗膜厚測定値(5回 平均)の最小値が、目 標塗膜厚(合計値)の 70%以上でなければ ならない。 ③塗膜厚測定値(5回 平均)の分布の標準 偏差は、目標塗膜厚 (合計値)の20%を超 えてはならない。た だし、平均値が標準 塗膜厚(合計値)以上 の場合は合格とす る。 ④平均値、最小値、標 準偏差のそれぞれ3 条件のうち1つでも 不合格の場合は2倍 の測定を行い基準値 を満足すれば合格と し、不合格の場合は、 塗増し再検査しな ければならない。	μm	同一工事同一塗装系、 同一塗装方法により塗 装された500㎡単位ご と25点(1点あたり5 回測定)	

15. 溶接及び切断工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
溶接及び切断工	アーク溶接	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープノギス、溶接ゲージ等により測定	設計図書に規定	mm	設計図書に規定	
		外観(ひずみ及び欠陥の有無)	観察				観察結果を報告する
		非破壊試験	放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類法はJIS Z 3104 超音波探傷試験方法はJIS Z 2344 カラーチェック	設計図書に規定			
		溶接部の強度試験(引張り及び曲げ)	監督職員の承諾する方法	設計図書に規定			
	切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書に規定	cm	設計図書に規定	
		外観	観察				観察結果を報告する

16. コンクリート舗装工 (1/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
コンクリート舗装工	路床工	基準高(路床仕上げ高)	レベル等により測定	+3、-5 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない	cm	縦断方向に40m間隔及び勾配変化点、また横断方向は中心、両端及びその中間点並びにシヨルダー端の計7点	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	しゃ断層	厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-2	cm	2,000㎡に1箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	凍上抑制層	厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-2	cm	2,000㎡に1箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	下層路盤	厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-2	cm	2,000㎡に1箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		

16. コンクリート舗装工 (2/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
コンクリート舗装工	下層路盤 (面管理の場合)	基準高		個々の測定値(X)が中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が小規模以下 ±9 測定値の平均(中規模以上) +4, -1.5 測定値の平均(小規模以下) +5, -1.5	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は計測幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。
		厚さあるいは標高較差		個々の測定値(X)が中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が小規模以下 ±9 測定値の平均(中規模以上) +4, -1.5 測定値の平均(小規模以下) +5, -1.5	cm		
	上層路盤 (粒度調整材料)	基準高(上層路盤仕上げ高)	レベル等により測定	+1.5、-1.5	cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		厚さ		+規定しない、 -1.5	cm	2,000 m ² に1箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、 -0	cm		

16. コンクリート舗装工 (3/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
コンクリート舗装工	上層路盤 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差		個々の測定値(中規模以上) - 5.5 個々の測定値(小規模以下) - 6.6 測定値の平均 - 0.8	cm	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。
	セメント安定処理	厚さ	掘り起こし、又はコア採取によるノギスなどによる測定	+規定しない、 -1.5	cm	2,000 m ² に1箇所	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、 -0	cm		
	アスファルト安定処理	厚さ	コア採取により、ノギス等で測定	+規定しない、 -0.4	cm	4,000 m ² に1箇所	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、 -0	cm		

16. コンクリート舗装工 (4/4)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
無筋 コンクリート 舗装	アスファルト中間層	厚さ	コア採取により、ノギス等で測定	+規定しない、 -0.4	cm	4,000㎡に1箇所	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	
		延長		+規定しない、 -0	cm		
	コンクリート版	版の厚さ	コアの採取又はレベル等による測定 測定方法は監督職員の指示による	+規定しない、 -0.5	cm	4,000㎡に1箇所	
		版の幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+3、-2	cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	コンクリート版の厚さ等の確認のため監督職員が必要と認めた場合、切取りコアを採取する
		延長		+規定しない、 -0	cm		
		目地における版の高さの差	スケール等により測定	0.2以下	cm	膨張目地ごと	
		平坦性	舗装施工便覧による	0.2以内標準偏差(機械施工) 0.25以内標準偏差(人力施工)	cm		
		勾配	レベル等により測定	航空法施行規則第79条で定める規定勾配以内+0、-規定しない	%	完了後側線、測点間隔は設計図書による	管理図の測定結果を記入し提出
	連続鉄筋 コンクリート 舗装	版の厚さ	レベル等により測定	+想定しない、 -0.5	cm	2,000㎡に1箇所	
その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く。				その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く			
PC舗装	版の厚さ	レベル等により測定	+規定しない、 -0.5	cm	2,000㎡に1箇所		
	その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く				その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く		

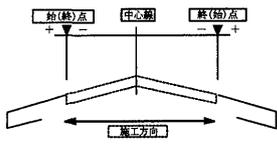
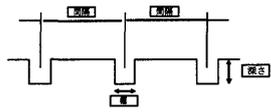
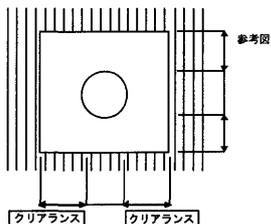
17. アスファルト舗装工 (1/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
アスファルト舗装工	路床、しゃ断層、凍上抑制層、下層路盤、上層路盤(粒度調整工セメント安定処理路盤、アスファルト安定処理路盤)	16.「コンクリート舗装工」を適用する、ただし面管理の場合は以下による。					16.「コンクリート舗装工」を適用する、ただし面管理の場合は以下による
	下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽		個々の測定値(X)が中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が小規模以下 ±9 測定値の平均(中規模以上) +4, -1.5 測定値の平均(小規模以下) +5, -1.5	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
		厚さあるいは標高較差		個々の測定値(X) ±9 測定値の平均が中規模以上 +4, -1.5 測定値の平均が小規模以下 +5, -1.5			
上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		個々の測定値(X)が中規模以上 -5.4 個々の測定値(X)が小規模以下 -6.3 測定値の平均が中規模以上 -0.8 測定値の平均が小規模以下 -1	cm			

17. アスファルト舗装工 (2/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
アスファルト舗装工	基層	厚さ	抜取コアを採取し、ノギス等で測定	+規定しない、 -0.4	cm	4,000 m ² ごとに1箇所以上	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	40mごとに1箇所	
		延長		+規定しない、 -0	cm		
	表層	厚さ	抜取コアを採取し、ノギス等で測定	+規定しない、 -0.3	cm	4,000 m ² ごとに1箇所以上	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	40mごとに1箇所	
		平坦性	舗装試験法便覧による	3mプロファイルメータにより測定する場合は、標準偏差0.24以内 直結式により測地する場合は、標準偏差0.175以内	cm	各レーンごとに1測線、全延長を測定	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -0	cm		
		勾配	レベル等により測定	航空法施行規則第79条で定める規定勾配以内+0、-規定しない	%	完了後側線、測点間隔は設計図書による	管理図の測定結果を記入し提出
	プライムコート タックコート	散布量	スポンジマットによる質量測定	設計図書に規定	L/m ²	1日に1回3箇所	

18. グルーピング工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
グルーピング工	グルーピング	始点の位置	ステールテープ、光波測距儀等により測定	+15、-0	cm	中心線に平行に測定、図示測点ごと	<p>参考図</p> <p>グルーピング必要幅以上であること</p> 
		終点の位置		+15、-0	cm		
	溝の深さ	ノギス等により測定		+2、-1	mm	中心線 40m毎の位置の溝両端部で測定	<p>参考図</p> <p>基準深さに対する測定結果参考図</p> 
	溝の幅			±1	mm		
	溝の間隔			+10、-3	mm		
	灯器からのクリアランス		スチールテープ等により測定	±5	cm	概ね中心線 40m毎の位置	<p>参考図</p> 

19. 飛行場標識工及び標識工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
標識工	路面表示	幅	スケール等により測定	±1	cm	1施工単位ごとに1回	
		延長	スチールテープ光波測距儀等により測定	±10	cm		
		厚さ(溶融式のみ)	ノギス等により測定	設計値以上	mm		
		使用量	テストピース	+規定しない、-0	mm	機材ごと、施工回数ごとに1回	搬出までに設定を変更した場合は、変更回数分追加する
道路標識	高さ	スケール等により測定	+5、-0	cm	1箇所ごとに1回		

20. タイダウンリング工及びアースリング工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
タイダウンリング工及びアースリング工	タイダウンリング及びアースリング	3.「無筋・鉄筋コンクリート」を適用する				3.「無筋・鉄筋コンクリート」を適用する	

21. 道路付属施設工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
道路付属施設工	防護柵	高さ	レベル等により測定	±5	cm	40mごとに1箇所	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-10	cm	全長	
	縁石	高さ	レベル等により測定	±3	cm	40mごとに1箇所	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-5	cm	全長	

22. 草刈工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
草刈工		高さ	現地実測(レベル等により測定)	±5	cm	施工工種・施工回数ごとに3回	
	大型機械刈		現地実測(レベル等により測定)	±5	cm	大型:100,000 m ² ごとに1回	
	小型機械刈		現地実測(レベル等により測定)	±5	cm	小型:30,000 m ² ごとに1回	
	肩掛機械刈		現地実測(レベル等により測定)	±5	cm	肩掛:10,000 m ² ごとに1回	

23. 舗装面清掃工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
舗装面清掃工	機械清掃	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m ²	施工ごと	

24. 脱油清掃工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
脱油清掃工	清掃	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m ²	施工ごと	

25. ゴム除去工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
ゴム除去工	除去	幅長さ	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	m	施工箇所ごと1回	

26. 排水溝清掃工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
排水溝清掃工	開渠					施工工種・施工回数ごとに1回又は開渠、皿形、蓋付、素堀:2,000m ² ごとに1回	汚れの状況を目視により確認
	皿形排水溝						
	蓋付排水溝						
	素堀排水溝						
	集水桝					集水桝:100個ごとに1回	

27. 飛行場標識維持工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
飛行場標識維持工	路面標示	使用量	テストピース	+規定しない、-0	L/m ²	機材ごと、施工回数ごとに1回	搬出までに設定を変更した場合は、変更回数分追加する

28. 区画線維持工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
区画線維持工	路面標示	使用量	テストピース	+規定しない、-0	L/m ²	機材ごと、施工回数ごとに1回	搬出までに設定を変更した場合は、変更回数分追加する。

29. 植木手入れ工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
植木手入れ工							目視などによる確認

30. 目地修繕工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
目地修繕工	目地	幅	スケール等により実測	+2、-0	mm	設計図書による	PC版・連続鉄筋コンクリートについては設計図書による
		長さ	スケール、スチールテープ等による実測	+測定しない、-0	mm	目地種別ごと総延長	
		深さ		±2	mm	設計図書による	PC版・連続鉄筋コンクリートについては設計図書による

31. 塗装修繕工

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
塗装修繕工	塗装	膜厚	監督職員の承諾する方法	設計図書による	μm	設計図書による	

写真管理基準

写真管理基準（案）

1. 総則

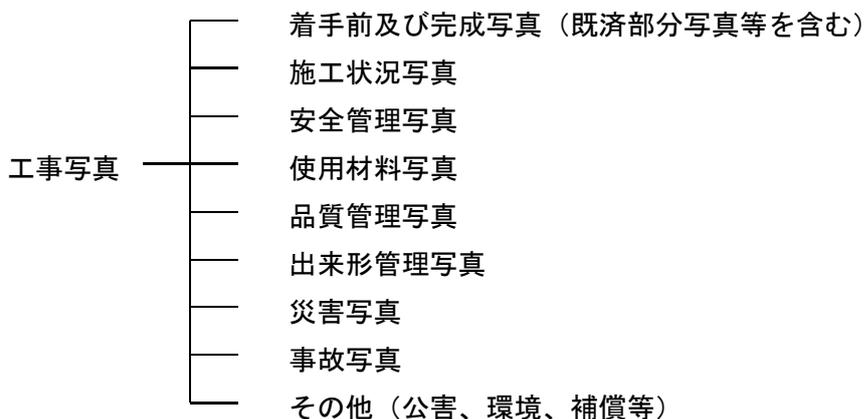
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真と映像を読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。

②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。

③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。

2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別表－3に示すものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黑板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。（100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度）

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

別表—3の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 別表—3に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ定めるものとする。

3. 整理提出

別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

フィルムカメラを使用した撮影～提出する場合は、別紙「写真管理基準（案）」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

(別表-3) 写真管理基準

1. 石・ブロック積(張)工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
石・ブロック積(張)工	施 工 管 理	基礎工施工	床掘り、栗石張立て、目つぶし材、締固め状況	施工時	100m又は1施工区ごとに各1枚	床掘りの状態、栗石張立て、目つぶし、締固め、状況がわかるように撮影する
			コンクリート基礎は3.「無筋・鉄筋コンクリート」による			
	出 来 形 管 理	石積(張)施工	丁張、積み方、胴込、裏込、締固め、養生	施工時	100m又は1施工区ごとに各1枚	丁張の状態、積み方、胴込、裏込、目つぶし、締固め状態、養生の状況がわかるように撮影する
		出来形の確認	測定状況	測定時	100m又は1施工区ごとに各2枚	正面全体、部分的に高さ、厚さ、法長がわかるように撮影する
完成	完成全景	完成時	1施工区ごとに各1枚			

2. 構造物撤去工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
構造物撤去工	施工管理	使用機械	カッタ、ブレーカ等	施工時	機械ごと各1枚	
		施工状況	カッタ、ブレーカ等の施工状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定工区ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値2.「構造物撤去工」による
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

3. 無筋、鉄筋コンクリート (1/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
無筋、鉄筋コンクリート	施工管理	コンクリートプラント	設備の全景及び細部	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する
			セメント、骨材及び混和材料の貯蔵状況	貯蔵時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する
			材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する
		使用機械	打込み、運搬、養生に使用する機械器具	施工時	各1枚	
		鉄筋	加工状況(現場加工)	加工時	施工工区ごとに2枚	発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影する
			保管状況	加工時	施工工区ごとに2枚	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影する
			組立及び結束状況	組立時	施工工区ごとに2枚	組立、結束状態が確認できるように撮影する
		型枠	製作及び大組製作状況	大組時	施工工区ごとに2枚	
			剥離剤の塗布状況	塗布時	施工工区ごとに2枚	
			組立状況	組立時	施工工区ごとに2枚	
			組外し状況	組外し時	施工工区ごとに2枚	
			型枠清掃状況	清掃時	施工工区ごとに2枚	
		支保工	組立状況	組立時	施工工区ごとに2枚	
			組外し状況	組外し時		

3. 無筋、鉄筋コンクリート (2/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
無筋、 鉄筋コンクリート	施工管理	足場	組立状況	組立時	施工工区ごとに2枚	内足場及び外足場の組立状況を撮影する
			解体状況	解体時	施工工区ごとに2枚	
	コンクリート	打設準備状況	打設前	施工工区ごとに2枚	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影する	
		荷降し状況	荷降し時	施工工区ごとに2枚	運搬車からの荷降状況を撮影する	
		モルタル敷設状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		コンクリート打設状況	打設後	施工工区ごとに2枚	コンクリートポンプ、スキップ、シュート、コンベア等	
		仕上げ状況	表面仕上げ時	施工工区ごとに2枚	天端均し、仕上げ状況を撮影する	
			穴埋時	施工工区ごとに2枚	型枠取外後の木コン穴埋状況を撮影する	
		レイトンス除去状況	施工時	施工工区ごとに2枚	レイトンス除去状況を撮影する	
		養生状況	養生時	施工工区ごとに2枚	打設後の(底板、打設各層、天端)の養生状況を撮影する	
	暑中コンクリート及び 寒中コンクリート	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	施工工区ごとに2枚		
		打設状況	運搬装置、防護装置等	施工工区ごとに2枚	コンクリートの温度保護を必要とした場合に撮影する	
		打設中及び打設完了後の保護状況	打設中及び打設完了後	施工工区ごとに2枚	コンクリートの温度保護を必要とした場合に撮影する	

3. 無筋、鉄筋コンクリート (3/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
無筋、 鉄筋コンクリート	品質管理	材料及び施工の確認	試験及び測定状況	搬入時、試験時及び測定時	試験項目ごとに2枚	試験項目は品質管理基準及び規格値 2. 「無筋鉄筋コンクリート」による
		コンクリート試験練り	試験状況、供試体及び養生の状況	試験時及び養生時	試験項目ごとに2枚	
		強度試験	試験状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
		現場試験	試験状況	荷降し時	試験項目ごとに2枚	
	出来形管理	鉄筋	形状測定状況	加工完了検査時		代表的な加工筋の形状寸法が判明できる方法で撮影する
			組立 底版 フーチング 外壁 隔壁 ハンチ部 吊筋等 かぶり	組立完了検査時 組立完了検査時 各層組立完了検査時 各層組立完了検査時 上段組立完了検査時 上段組立完了検査時 各層組立完了検査時	試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚	組立完了状況が判明できる方法で撮影する 鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影する
		型枠	組立 底版 フーチング 外壁 隔壁 ハンチ部	組立完了検査時 組立完了検査時 各層組立完了検査時 各層組立完了検査時 上段組立完了検査時	試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚 試験項目ごとに2枚	

3. 無筋、鉄筋コンクリート (4/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
無筋、鉄筋 コンクリート	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	測定項目ごとに2枚	打設完了状況が判明できるように撮影する
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

4. 土工 (1/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
土工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚	使用機械の種類が判明できるように撮影する
		土取場及び土捨場	土取り及び土捨状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるように撮影する
		伐開及び除根	伐開及び除根状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるように撮影する
		切土	切土、穿孔及び発破状況	施工時	施工工区ごとに2枚	埋設物等は、その状況が判明できるように撮影する
		盛土	盛土各層の転圧状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		掘削	掘削、穿孔及び発破状況	施工時	施工工区ごとに2枚	埋設物等は、その状況が判明できるように撮影する
		法面	切取り及び盛土状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるように撮影する
		セメント類吹付	清掃状況	清掃後	施工工区ごとに2枚	
			ラス、鉄鋼の重ね合わせ寸法	吹付前	施工工区ごとに2枚	
			厚さ（観測孔）	吹付後	施工工区ごとに2枚	
		運搬	土砂の搬入及び搬出状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		埋戻し及び裏込め	材料の投入及び均し状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		コンクリート法砕工	裏込厚	施工時	施工工区ごとに2枚	

4. 土工 (2/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
土工	品質管理	材料及び施工の確認	材料並びに試験及び測定の様子が判明できるように撮影する	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値3.「土工」による
	出来形管理	出来形の確認	盛土の各層の仕上がり厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるように撮影する	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値4.「土工」による

4. 土工 (3/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期及び方法		
土工	出来形管理 掘削工 (面管理の場合)	法長 ※右のいずれかで撮影する。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	代表箇所各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
	出来形管理 路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	巻出し厚		「TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要。		

4. 土工 (4/4)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
土工	出来形管理 路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	法長幅 ※右のいずれかで撮影する		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編多点計測技術 (面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ) がわかるように撮影
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値4.「土工」による

5. 地盤改良工 (1/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
地盤改良工	施工管理 置換え 敷砂	使用船舶機械	運搬船舶及び機械	運搬時	船舶及び機械ごと 各1枚	全景が判明できるように撮影する
			均し機械	施工時	船舶及び機械ごと 各1枚	
		その他	飛砂防止対策	施工時	施工工区ごとに 2枚	
	サンドコン パクション パイル サンドレ ーン ペーパー ドレ ーン	使用船舶機械	打込機械	組立中、組立 完了後、打設 時	機械ごとに各1 枚	
			記録計器	打設時	施工工区ごとに 2枚	
			位置決定状況	測量時	施工工区ごとに 2枚	
			砂運搬船舶機 械	運搬時	施工工区ごとに 2枚	
	深層混合処 理	使用船舶機械	改良機械、材料 運搬機械	施工時	機械ごとに各1 枚	
			施工状況	位置決定状況	測量時	施工工区ごとに 2枚
		杭打設状況		施工時	施工工区ごとに 2枚	
		改良計器類		計測時	代表的計器 各1枚	
	載荷	使用船舶機械	砂運搬船、運搬 機械	運搬時	船舶及び機械ごと 各1枚	
			施工状況	敷設時	敷設時	施工工区ごとに 2枚
				撤去状況	撤去時	施工工区ごとに 2枚
	ウエルポ イント	使用機械	揚水タンク、真 空ポンプ	組立中、組立 完了後	1組各1枚	全景が判明でき るように撮影、判 明できないもの は適宜部分撮影 する

5. 地盤改良工 (2/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
地盤改良工	施工管理 置換え 敷砂	材料の確認	採取場所及び採取状況	全景及び採取時	各1枚	
			材料	現場搬入時 (種類、品質及び形状寸法の異なるごと)	各1枚	
			品質試験状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
	サンドコンパクションパイ ル サンドドレ ン ペーパードレ ン	材料の確認	採取場所及び採取状況	全景及び採取時	各1枚	
			材料	現場搬入時 (種類、品質及び形状寸法の異なるごと)	各1枚	
			品質管理試験状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
	深層混合処理	材料の確認	硬化材料	現場搬入時	材料ごと各1枚	
			品質管理試験状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
	載荷	材料の確認	採取場所及び採取状況	全景及び採取時	各1枚	
			材料	現場搬入時 (種類、品質及び形状寸法の異なるごと)	各1枚	
			品質管理試験状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
	ウエルポイント	フィルター 材料の確認	品質管理試験状況	試験時	試験項目ごとに2枚	

5. 地盤改良工 (3/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
地盤改良工	出来形管理 置換え	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	撮影項目は、 出来形管理基 準及び規格値 5.「地盤改良」 による
	敷 砂	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
	サンドコン パクション パイル	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
	サンドドレ ーン	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
	ペーパード レーン	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
	深層混合処 理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
	載 荷	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
	ウエルポイ ント	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに 2枚	
		完 成	完成全景	完成時	各1枚	

6. 擁壁工

現場打ち擁壁工の写真管理は、3.「無輝、鉄筋コンクリート」を適用する。

7. カルバート工

現場打ちカルバート工の写真管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

なお、小型水路工に使用するカルバートは、8.「小型水路工」を適用する。

8. 小型水路工 (1/2)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
小型水路工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごとに1枚	
		基礎締固め	材料の敷均し、転圧状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるよう撮影する
		管、開渠の設置	管、開渠の接続及び設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
	品質管理	材料の確認	試験及び測定状況	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	試験項目は、品質管理基準及び規格値6.「カルバート工及び小型水路工」による
		掘削及び埋戻しは、4.「土工」を適用する 基礎工は、1.「石・ブロック積（張）工」を適用する 現場打コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 張芝は、9.「緑地工」を適用する	掘削及び埋戻しは、4.「土工」を適用する 基礎工は、1.「石・ブロック積（張）工」を適用する 現場打コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 張芝は、9.「緑地工」を適用する			

8. 小型水路工 (2/2)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
小型水路工	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	試験項目は、出来形管理基準及び規格値7.「カルバート工」及び8.「小型水路工」による
		掘削及び埋戻しは、4.「土工」を適用する 基礎工は、1.「石・ブロック積（張）工」を適用する 現場打コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 張芝は、9.「緑地工」を適用する	掘削及び埋戻しは、4.「土工」を適用する 基礎工は、1.「石・ブロック積（張）工」を適用する 現場打コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 張芝は、9.「緑地工」を適用する			
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

9. 緑地工 (1/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
緑地工	施工管理 植樹工	使用機械器具	掘削機械、打固め器具、運搬機械	搬入時	機械ごと各1枚	規格、形状が判明できるよう撮影する
		施工	材料管理状況	施工時	施工工区ごとに2枚	材料の管理状況が判明できるよう撮影する
			土の敷均し、肥料の散布状況	施工時	施工工区ごとに2枚	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影する
			根回し運搬、植穴、植付け名札等の状況	施工時	施工工区ごとに2枚	植樹の施工状況が判明できるよう撮影する
	張芝工 筋芝工	使用機械器具	転圧機械、打固め器具等	搬入時	機械ごと各1枚	規格、形状が判明できるよう撮影する
		施工	材料管理状況	施工時	施工工区ごとに2枚	材料の管理状況が判明できるよう撮影する
			土の敷均し、肥料の散布状況	施工時	施工工区ごとに2枚	土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影する
			芝の張付け状況	施工時	施工工区ごとに2枚	はく離しやすい箇所の固定、ローラ等による転圧状況が判明できるよう撮影する

9. 緑地工 (2/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
緑地工	施工管理 植生工 (播種工) (種子吹付工)	使用機械器具等	整地、転圧、散布機械等	搬入時	機械ごと各1枚	規格、形状が判明できるよう撮影する
		施工	材料管理状況	施工時	施工工区ごとに2枚	材料の管理状況が判明できるよう撮影する
			地盤の整地、種子の播き付け、土の敷均し等	施工時	施工工区ごとに2枚	作業状況が判明できるよう撮影する
	品質管理 植樹工	使用材料	土、肥料等	搬入時	材料ごと各1枚	提出見本等により土の性状、肥料の種類が判明できるよう撮影する
			樹木	搬入時	測定項目ごとに2枚	樹木の形状が判明できるよう撮影する
	張芝工 筋芝工	使用材料	芝、土、肥料等	搬入時	材料ごと各1枚	提出見本等により芝、土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影する
植生工 (播種工) (種子吹付工)	使用材料	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	搬入時	材料ごと各1枚	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるよう撮影する	

9. 緑地工 (3/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
緑地工	出来形管理 植樹工	植樹状況	施工前区域	施工前	全体区域1枚 各工区ごと2枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明、比較できるよう撮影する
			完成区域	施工完了後	全体区域1枚 各工区ごと2枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明、比較できるよう撮影する
	張芝工 筋芝工	植生状況	施工前区域	施工前	全体区域1枚 各工区ごと2枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明、比較できるよう撮影する
			完成区域	施工完了後	全体区域1枚 各工区ごと2枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明、比較できるよう撮影する
	植生工 (播種工) (種子吹付工)	植生状況	施工前区域	施工前	全体区域1枚 各工区ごと2枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明、比較できるよう撮影する
			完成区域	施工完了後	全体区域1枚 各工区ごと2枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明、比較できるよう撮影する
		生立本数	発芽本数の測定状況	施工後60日経過した後	測定時各1枚	
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

10. 付帯施設工及びブラストフェンス工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
付帯施設工及び ブラストフェンス工	施工管理	建込み	建込み状況	施工時	各2枚	撮影項目は、3.「無駄鉄筋コンクリート」による
		埋戻し	埋戻し、締固め状況	施工時	各2枚	
		基礎工	掘削、型枠、コンクリート打設	施工時	各2枚	
	品質管理	材料の確認	確認、測定状況	施工時	材料ごと各1枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値10.「付帯施設工及びブラストフェンス工」による
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値11.「付帯施設工及びブラストフェンス工」による
完成		完成全景	完成時	各1枚		
用地境界杭工	施工管理	用地境界杭	設置状況	施工時	施工士区ごとに2枚	
	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状がわかるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値10.「付帯施設工及びブラストフェンス工」による
	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値11.「付帯施設工及びブラストフェンス工」による
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

11. ケーブルダクト工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
ケーブルダクト工	施工管理	ケーブルダクト	管の継ぎ、埋戻し、リード線の挿入、アースの布設状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状が分かるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値 11.「ケーブルダクト工」による
	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 12.「ケーブルダクト工」による
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

12. 杭工及び矢板工 (1/2)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
杭工及び矢板工	施工管理 鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板 鋼管矢板 コンクリート矢板	使用機械	杭打機械、掘削機械等	施工時	機械ごと各1枚	
		杭の保管	保管状況	保管時	施工工区ごとに2枚	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止装置を撮影する
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況	積込時	施工工区ごとに2枚	使用機械等、積込方法が判明できるように撮影する
		杭の運搬	運搬状況	運搬時	施工工区ごとに2枚	荷くずれ防止装置、台車への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影する
		導材の設置	導材の設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	使用材料及び使用機械等、導材の構造が判明できるように撮影する
		杭の建込み	建込状況(位置出し、吊込み、建込み等)	施工時	施工工区ごとに2枚	作業状況が判明できるように撮影する
		杭の打込み	打込状況	施工時	施工工区ごとに2枚	杭打機等の全景、打込み方法、順序が判明できるように撮影する
			ハンマーの種類、形式等	施工時	1枚	
			打込み記録の測定状況	測定時	1枚	
			飛油、騒音防止対策	施工時	1枚	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合
継足し、切断	継足し状況、切断状況	施工時	各1枚			

注) 撮影区分が、矢板の場合は、撮影項目の杭を矢板に読み替える。

12. 杭工及び矢板工 (2/2)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
杭工及び矢板工	施工管理 場所打杭	掘削	掘削状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		コンクリート打設は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		コンクリート打設は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		
	品質管理 鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板 鋼管矢板 コンクリート矢板 場所打杭	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	測定ごとに2枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値 12.「杭工及び矢板工」による種類、形状寸法がわかるようテープ等を同時撮影する
	出来形管理 鋼杭 コンクリート杭 鋼矢板 鋼管矢板 場所打杭 コンクリート矢板	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 13.「杭工及び矢板工」による
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

注) 撮影区分が、矢板の場合は、撮影項目の杭を矢板に読み替える。

13. 塗装工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
塗装工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	各1枚	
		鋼材面の塗装	素地調整状況	施工前、施工時	各1枚	
			塗装状況	前処理塗装、下塗り、中塗り、上塗り、施工時	各層ごと1枚	
		コンクリート面の塗装	素地調整状況	施工前、施工時	各1枚	
			塗装状況	施工時	各層ごと1枚	
	品質管理	材料の確認	塗料の種類	搬入時	各1枚	塗料の種類別に内容が判明できるように撮影する 撮影項目は品質規格基準及び規格値13.「塗装工」の項目による
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	3枚	塗装部分(1箇所)と正面全景及び延長方向を撮影する
			膜厚測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

14. 溶接及び切断工 (1/2)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
溶接及び切断工	施工管理	使用機械	溶接機、切断機等	施工時	機械ごと各1枚	使用機械と施工状況が判明できるように撮影する	
		開先の加工	加工状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
	アーク溶接	溶接	作業状況	施工時	施工工区ごとに2枚		使用機械と施工状況が判明できるように撮影する
		水中溶接	作業状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		溶接棒、溶接ワイヤ	保管状況	保管時	1枚		
	切断	切断	作業状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		水中切断	作業状況	施工時	1枚		
		酸素ガス及び溶解アセチレン	保管状況	保管時	施工工区ごとに2枚		
	品質管理	材料の確認	検査及び試験の確認状況	検査及び試験時	各1枚		
		アーク溶接	溶接棒、溶接ワイヤ	設計図書に規定する品質であることの表示	使用前、包装の表示等	1枚	
	酸素ガス及び溶解アセチレン		設計図書に規定する品質であることの表示	使用前、ボンベの表示等	1枚		

14. 溶接及び切断工 (2/2)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
溶接及び切断工	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	検査時	測定項目ごとに2枚	
			形状寸法	検査時、ゲージを同時撮影	測定項目ごとに2枚	
	アーク溶接	試験	資料の採取状況	採取前及び採取時	2枚	
			強度試験の状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
			非破壊試験の状況	試験時	試験項目ごとに2枚	
			カラーチェックの結果	試験時	試験項目ごとに2枚	
	切断	外観、形状寸法	観察、測定状況	検査時	試験項目ごとに2枚	
			形状寸法	検査時、ゲージを同時撮影	試験項目ごとに2枚	
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

15. コンクリート舗装工 (1/5)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期及び方法		
コンクリート舗装工	施工管理	使用機械	掘削機械、転圧機械等	施工時	機械ごと各1枚	
		コンクリートプラント	設備の全景及び細部	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する
			セメント、骨材及び混和材料の貯蔵状況	貯蔵時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する
			材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する
	路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		しゃ断層の敷均し状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
	路盤	敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	施工工区ごとに2枚		
	コンクリート舗装	型枠据付時の路盤確認状況、型枠組立、組外し状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		コンクリート運搬及び舗設状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		締固め及び表面仕上養生	施工時	施工工区ごとに2枚		
		スリッパー、タイバー、目地材及び鉄網の設置養生	施工時	施工工区ごとに2枚		

15. コンクリート舗装工 (2/5)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
コンクリート舗装工	施工管理	暑中コンクリート舗装及び寒中コンクリート舗装	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	施工工区ごとに2枚	
			打設状況	運搬装置、防護装置等	施工工区ごとに2枚	コンクリートの温度保護を必要とした場合に撮影する
			打設中及び打設完了後の保護状況	打設中及び打設完了後	施工工区ごとに2枚	コンクリートの温度保護を必要とした場合に撮影する
	PC 舗装	PC 鋼材の施工及び組立状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		シース、緊張材、定着具、定着体の設置状況				
		形枠組立、組外し状況コンクリート運搬、舗設、表面仕上げ、養生	施工時	施工工区ごとに2枚		
		プレストレスの導入状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		PC グラウトの施工状況 シース内の水洗い グラウト注入状況	施工時	施工工区ごとに2枚		
		プレキャスト部材 製作台、運搬、保管状況	施工時	施工工区ごとに2枚		

15. コンクリート舗装工 (3/5)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
コンクリート舗装工	品質管理	材料及び施工の確認	試験及び測定状況	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	撮影項目は、品質基準及び規格値 15.「コンクリート舗装工」に基づく試験及び検査の状況が判明できるように撮影する
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 16.「コンクリート舗装工」による

15. コンクリート舗装工 (4/5)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
コンクリート舗装工	出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各 1枚	
		幅		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各 1枚	

15. コンクリート舗装工 (5/5)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
コンクリート舗装工	出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚	
		幅		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚	
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16.「コンクリート舗装工」による

16. アスファルト舗装工 (1/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
アスファルト舗装工	施工管理	使用機械	掘削機械、転圧機械等	施工時	機械ごと各1枚	各作業が判明できるように撮影する	
		アスファルトプラント	設備の全景及び細部	施工時	機械ごと各1枚		
			歴青材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	機械ごと各1枚		
			材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	機械ごと各1枚		
	路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
		しゃ断層の敷均し状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
		凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
	路盤	敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	施工工区ごとに2枚			
	アスファルト舗装	型枠組立、組外し状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
		プラントの全景、運搬状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
		タックコート、プライムコート散布状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
		耐油コート塗布状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
		舗設、締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚			
	品質管理	材料の確認	試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚		撮影項目は、品質管理基準及び規格値 16. 「アスファルト舗装工」に基づく試験及び規定の状況が判明できるように撮影する

16. アスファルト舗装工 (2/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
アスファルト舗装工	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値17.「アスファルト舗装工」による	
	出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	代表箇所各1枚		
		幅		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	代表箇所各1枚		

16. アスファルト舗装工 (3/3)

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
アスファルト舗装工	出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
		幅		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値17.「アスファルト舗装工」による

17. グルーピング工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
グルーピング工	施工管理	使用機械	グルーピング機械等	施工時	機械ごと各1枚	切削状況が判明できるように撮影する
		グルーピング	グルーピング作業状況	切削時	2枚	
		清掃作業	清掃作業状況	清掃状況	2枚	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	溝の深さ、幅、間隔、クリアランスが判明できるように撮影する
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

18. 飛行場標識工及び標識工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
飛行場標識工及び標識工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚	
		路面標示	塗装状況	塗装時	施工工区ごとに2枚	
		道路標識	設置状況	設置時	施工工区ごとに2枚	
	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値17「飛行場標識工及び標識工」の項目により材料が判明できるように撮影する
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値19「飛行場標識工及び標識工」により各作業が判明できるように撮影する
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

新

19. タイダウンリング工及びアースリング工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
タイダウンリング工及びアースリング工	施工管理	タイダウンリング及びアースリング	アース接地低抗の測定状況	測定時	施工工区ごとに2枚	
			タイダウンリング標識の施工状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
	タイダウンリング標識は、18.「飛行場標識工及び標識工」を適用する アスファルト混合物は、16.「アスファルト舗装工」を適用する コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		タイダウンリング標識は、18.「飛行場標識工及び標識工」を適用する アスファルト混合物は、16.「アスファルト舗装工」を適用する コンクリートは、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			
	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状がわかるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値 18.「タイダウンリング工及びアースリング工」による
	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 20.
完成		完成全景	完成時	各1枚	「タイダウンリング工及びアースリング工」による	

20. 道路付属施設工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
道路付属施設工	施工管理	防護柵	ガードレール、ガードパイプ、ガードケーブル、ボックスビーム 設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		縁石	設置状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
		アスカーブ	施工状況	施工時	施工工区ごとに2枚	
	品質管理	材料の確認	形状測定	搬入時	各1枚	種類、形状がわかるように撮影する 撮影項目は、品質管理基準及び規格値 19. 「道路付属施設工」による
	出来形管理	出来形の管理	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 21. 「道路付属施設工」による
		完成	完成全景	完成時	各1枚	

21. 草刈工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
草刈工	施工管理	使用機械		施工時	機械種別ごと 各1枚	繁茂状況と同一箇所、同一角度	
		施工状況	繁茂状況	施工時	施工回数・工種ごとに1枚 又は下記数量ごと		
			施工完了 (出来形管理)	施工後			
			草刈状況	施工中	大型:100,000 ㎡ごと 小型: 30,000 ㎡ごと 肩掛: 10,000 ㎡ごと		
			集草状況				
			梱包状況				
			積込状況				
			卸し状況	施工後	大型:100,000 ㎡ごと 施工工種ごとに1枚		
	処分状況	草処分状況(有償の範囲)					
出来形管理	出来形の確認		施工後	測定項目ごとに1枚			

22. 舗装面清掃工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影		基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
舗装面清掃工	施工管理	施工状況	清掃状況	施工中	滑走路 : 施工日ごと 誘導路 : " エプロン: " 道路 : 1回/施工月 ターミナル地区: 2回/月	日々の施工範囲を明確にすること	
		ゴミ収集		施工後	ターミナル地区: 2回/月		

23. 脱油清掃工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
脱油清掃工	施工管理	施工状況	汚れの状況	施工前	10 スポットごとに1枚	施工箇所の明確化 施工区域外への流出防止措置 施工前と同一箇所、同一角度
			薬剤散布状況	施工中	1組	
			清掃状況			
			廃油回収状況	施工中		
			清掃完了	施工後	10 スポットごとに1枚	
	処分状況		1組			
	品質管理	材料の確認		搬入時	1枚	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	施工前	10 スポットごとに1枚		

24. ゴム除去工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
ゴム除去工	施工管理	使用機械等		施工時	機械種別ごと各1枚	
		施工状況	ゴム付着状況	施工前	全景：施工箇所ごとに1枚	
			除去完了	施工後	部分：施工日ごと各1枚	溝が再生された状態 圧力頻度状況削除
			ゴム除去状況	施工時	施工箇所ごとに1枚	
			給水状況			
		ゴム回収状況 廃棄物処理状況				
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工箇所ごとに1枚	

25. 排水溝清掃工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
排水溝清掃工	施工管理	施工状況	泥土状況	施工前	施工回数・工種ごとに1枚又は下記数量ごと開渠、皿形、蓋付、素堀:2,000m 集水柵:100個	
			清掃完了	施工後		
			清掃状況	施工中	施工工種ごとに1枚	
			泥土処理状況		1枚	

26. 飛行場標識維持工

工種	撮影区分	撮影項目	撮 影	基 準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
飛行場標識維持工	施工管理	使用機械等 施工状況	塗装状況	施工前 施工時	機械種別ごと各1枚 施工工種ごとに1枚	撮影項目は標識工の品質管理の項目により材料が判明できるように撮影 撮影項目は標識工の出来形管理により各作業が判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごとに各1枚	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	施工工種ごとに1枚	

27. 区画線維持工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
区画線維持工	施工管理	使用機械等 施工状況	塗装状況	施工前 施工時	機械種別ごと各 1枚施工工種ご とに1枚	
	品質管理	材料の確認		搬入時	材料ごと各1枚	撮影項目は標識 工の品質管理の 項目により材料 が判明できるよ うに撮影
	出来形管理	出来形の確 認	測定状況	測定時	施工工種ごとに 1枚	撮影項目は標識 工の品質管理の 項目により材料 が判明できるよ うに撮影

28. 植木手入れ工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
植木手入れ工	施工管理	施工状況	剪定状況	施工前 施工時 施工後	高木、中低木：施 工工区ごとに1枚 寄植：1,000 m ² ご とに1枚	
			施肥	施工時	高木低木、寄植共 に施工工区ごと に1枚	
			薬剤散布状況			
	剪定枝の処分					
品質管理	材料の確認	肥料 薬剤	搬入時 使用後	各1枚		

29. 除雪工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
除雪工	施工管理	借上機械		搬入時	機械ごと各1枚	
		上記以外の機械		搬入時	機械種別ごと各1枚	
		施工状況	各工種施設ごと	実施ごと		

30. 目地修繕工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
目地修繕工	施工管理	使用機械等		施工時	機械種別ごと各1枚	混合割合等
		施工状況	既設目地の状況 撤去状況 清掃状況 撤去完了 プライマー塗布状況 バックアップ材 挿入状況 目地材注入状況 施工完了 廃材処理状況	施工前 施工時 施工後	施工工種ごとに1枚	
	品質管理	材料の確認	プライマー バックアップ材 注入目地材	搬入時 (使用後)	各1枚	
			目地材混合状況	混合時	施工工区ごと	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	目地種別ごとに1枚	

31. 塗装修繕工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影	基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
塗装修繕工	施工管理	鋼材面の塗装	素地調整状況 塗装状況	施工前 施工時	各1枚	塗料の種類別に内容が判明できるように撮影、撮影項目は塗装工の品質管理の項目による 塗装部分（1箇所）と正面全景及び延長方向を撮影
	品質管理	材料の確認	塗料の種類	搬入時	各1枚	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状況 測定状況	完了時 測定時	3枚 測定項目ごとに1枚	

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
材料	鉄筋及び形鋼 P C鋼材 (主要資材)	現場搬入時	・試験成績表との照合	全体の30%程度
指定仮設工		設置完了時	・使用材料、高さ、幅 ・長さ、深さ、等	1回/1工事
空港土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	・土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
空港土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーローリング実施時	・ブルーローリング実施状況	1回/1工事
路床工	路床	仕上完了時	・高さ、幅	全体の30%程度
	凍上抑制層	仕上完了時	・高さ、幅、厚さ	全体の30%程度
路盤工	路盤工	仕上完了時	・高さ、幅、厚さ	全体の30%程度
舗装工	アスファルト	各層完了時	・幅、厚さ	全体の30%程度
	コンクリート	仕上完了時	・幅、厚さ	全体の30%程度
	目地	施工中	・施工状況の適否(設計図との対比)	全体の30%程度
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	・使用材料、基準高、幅 ・延長、施工厚さ	1回/1工事
	置換	掘削完了時	・使用材料、幅、延長 ・置換厚さ	1回/1工事
	サンドマット	処理完了時	・使用材料、幅、延長 ・施工厚さ	1回/1工事
パーカトルレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパードレーン	施工時	・使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	・施工位置、杭径	1回/200本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	・使用材料、打込長さ	1回/200本
		施工完了時	・基準高、施工位置、杭径	1回/200本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	・使用材料、深度	1回/200本
		施工完了時	・基準高、位置・間隔、杭径	1回/200本
	薬液注入	施工時	・使用材料、深度、注入量	1回/20本

種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	・使用材料、長さ ・溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚
		打込完了時	・基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	・使用材料、長さ ・溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本
		打込完了時	・基準高、変位	
ホーステンションT(1)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレフォーム桁製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	・設計図書との対比	一般5%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	・設計図書との対比	
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	・使用材料、設計図書との対比	一般30%程度/1構造物
空港土工 (その他)	排水処理	施工中	・施工状況の適否(設計図書との対比)	全体の30%程度
	抜開、除根、表土処理	施工完了後	・施工状況の適否(設計図書との対比)	全体の30%程度
植栽工	樹木類(肥料、薬剤等含む)	搬入前	・栽培地及び材料の確認	1回/1工事
空港舗装工	ゲルベツク工	供用開始前清掃完了時	・施工状況の適否(設計図書との対比)	全体の30%程度

施工状況検査一覧表

工種	種別（項目）	検査時期
空港土工	掘削工〔出来形〕	掘削完了時
	路体盛土工〔出来形〕	盛土完了時
	路床盛土工〔出来形〕	
	法面整形工〔出来形〕	盛土・掘削完了時
	路床盛土工〔品質〕	盛土施工時
地盤改良工	路床安定処理工〔出来形〕	処理完了時
	置換工〔出来形〕	置換完了時
	サンドマット工〔出来形〕	処理完了時
	パーチカルドレーン工〔出来形〕	サンドドレーン完了時
		ペーパードレーン完了時
		グラベルドレーン完了時
		載荷完了時
		ウェルポイント完了時
	締固め改良工〔出来形〕	サンドコンパクションパイル完了時
		ロッドコンパクション完了時
固結工〔出来形〕	深層混合処理完了時	
法面工	植生工〔出来形〕	施工完了時
	法面吹付工〔出来形〕	施工完了時
	法枠工〔出来形〕	施工完了時
	PC法枠工〔出来形〕	施工完了時
石・ブロック柵（張）工	コンクリートブロック工〔出来形〕	基礎工完了時
		ブロック積（張）工完了時
宿・柵（張）工〔出来形〕	宿柵（張）完了時	
擁壁工	現場打擁壁工〔出来形〕	コンクリート打設完了時
カルバート工	現場打カルバート工〔出来形〕	コンクリート打設完了時
	プレキャストカルバート工〔出来形〕	設置完了時
小型水路工	開渠工及び側溝工〔出来形〕	素堀完了時
		U型側溝完了時
		皿形側溝完了時
		L型側溝完了時
		自由勾配側溝完了時
	管渠工〔出来形〕	据付完了時
	吐出し口工〔出来形〕	施工完了時
	集水柵・マンホール工〔出来形〕	施工完了時
地下排水工〔出来形〕	配水管布設完了時	
緑地工	植生工〔出来形〕	張芝完了時
		筋芝完了時
		播種完了時
		植生盤完了時
	植栽工〔出来形〕	植付完了時
		幹巻完了時
		支柱完了時
		移植完了時

工種	種別（項目）	検査時期	
消防水利施設工	〔出来形〕	施行完了時	
付帯施設工	柵工 〔出来形〕	木柵完了時 鋼製フェンス・FRP フェンス完了時	
	用地境界杭工 〔出来形〕	設置完了時	
ブラストフェンス工	ブラストフェンス基礎工 〔出来形〕	基礎工事完了時	
	ブラストフェンス設置工 〔出来形〕	設置完了時	
	塗装工 〔出来形〕	塗装完了時	
ケーブルダクト工	管路工 〔出来形〕	布設完了時	
	ハンドホール工 〔出来形〕	設置完了時	
	マンホール工 〔出来形〕	設置完了時	
杭工及び矢板工	既製杭工 〔出来形〕	鋼杭完了時 既製コンクリート杭完了時	
	矢板工 〔出来形〕	鋼矢板・鋼管矢板完了時 コンクリート矢板完了時	
構造物撤去工	構造物取壊し工 〔出来形〕	取壊し完了時	
	舗装版取壊し工 〔出来形〕	撤去完了時	
	施設撤去工 〔出来形〕	撤去完了時	
空港舗装工	無筋コンクリート舗装工 〔出来形〕	下層路盤完了時 上層路盤完了時 舗装完了時	
		無筋コンクリート舗装工 〔品質〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時
			PC 舗装工 〔出来形〕 PC プレキャスト舗装工 〔出来形〕
	アスファルト舗装工 〔出来形〕	下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時	
		アスファルト舗装工 〔品質〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時
		飛行場標識工	飛行場標識工 〔出来形〕
	付帯施設工	タイダウンリング工 〔出来形〕	施工完了時
		アースリング工 〔出来形〕	施工完了時
	道路土工	掘削工 〔出来形〕	掘削完了時
		路体盛土工 〔出来形〕	盛土完了時
路床盛土工 〔出来形〕			
法面整形工 〔出来形〕		盛土・掘削完了時	
路床盛土工 〔品質〕		盛土施工時	

工種	種別（項目）	検査時期	
舗装工	アスファルト舗装工〔出来形〕	下層路盤完了時	
		上層路盤完了時	
		基層完了時	
		表層完了時	
	アスファルト舗装工〔品質〕	下層路盤施工時	
		上層路盤施工時	
	無筋コンクリート舗装工〔出来形〕	下層路盤完了時	
		上層路盤完了時	
舗装完了時			
無筋コンクリート舗装工〔品質〕	下層路盤施工時		
	上層路盤施工時		
路面排水工	側溝工〔出来形〕	施工完了時	
	管渠工〔出来形〕	施工完了時	
	街渠柵・マンホール工〔出来形〕	施工完了時	
防護柵工	路側防護柵工〔出来形〕	施工完了時	
標識工	小型標識工〔出来形〕	設置完了時	
	大型標識工〔出来形〕	設置完了時	
道路付属施設工	区画線工〔出来形〕	施工完了時	
	縁石工〔出来形〕	施工完了時	
	アスカーブ〔出来形〕	施工完了時	
草刈工	草刈工〔出来形〕	大型機械刈完了時	
		小型機械刈完了時	
		肩掛機械刈完了時	
清掃工	舗装清掃工〔出来形〕	機械清掃完了後	
		脱油清掃工〔出来形〕	清掃完了後
		ゴム除去工〔出来形〕	除去完了後
		排水溝清掃工〔出来形〕	開渠完了時
			皿形排水清掃完了時
			蓋付排水溝完了時
			素堀排水溝完了時
	集水柵完了時		
	道路付属物清掃工〔出来形〕	清掃完了時	
	地下道清掃工〔出来形〕	清掃完了時	
標識維持工	飛行場標識維持工〔出来形〕	路面表示完了後	
	区画線維持工〔出来形〕	路面表示完了後	
植栽維持工	植木手入れ工〔出来形〕	手入れ完了時	
緊急補修工	緊急補修工〔出来形〕	補修完了後	
除雪工	除雪〔出来形〕	除雪完了時	
用地修繕工	植生修繕工〔出来形〕	修繕完了時	
空港舗装修繕工	無筋コンクリート舗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時	
		修繕完了時	
	路面切削工〔出来形〕	切削完了時	
	オーバーレイ工〔出来形〕	オーバーレイ完了時	
	切削オーバーレイ工〔出来形〕	切削・オーバーレイ完了時	
	アスファルト舗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時	
	半たわみ性舗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時	
	グレーピング工〔出来形〕	修繕完了時	

工種	種別（項目）	検査時期
舗装修繕工	アスファルト舗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	半たわみ性舗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	コンクリート舗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	路面切削工〔出来形〕	切削完了時
	オーバーレイ工〔出来形〕	オーバーレイ完了時
	切削オーバーレイ工〔出来形〕	切削・オーバーレイ完了時
構造物修繕工	ひび割れ修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	目地修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	欠損部修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	柵修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	ブラストフェンス修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	側溝修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	管渠修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	街渠柵・マンホール修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	付属施設修繕工〔出来形〕	修繕完了時
	塗装修繕工〔出来形〕	修繕完了時

別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

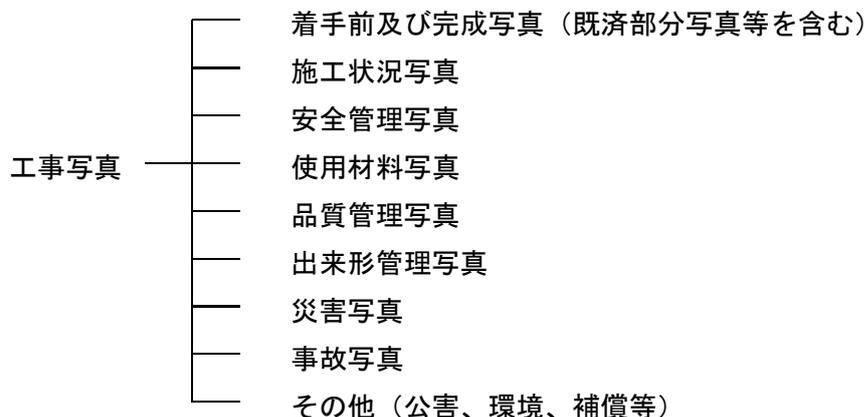
1. 総 則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。

②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生物及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。

③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。

2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準（案）の別紙—3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）

- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。
また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

2-6 留意事項

写真管理基準（案）の別表—3の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準（案）の別表—3に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) 撮影写真の原本

工事写真の原本とは、写真管理基準（案）の別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影

した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容等がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準（案）の別表—3「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。